

平成22年度

包括外部監査結果報告書

平成23年3月

東大阪市包括外部監査人

西野裕久

包括外部監査結果報告書 目次

「未収金に係る財務事務の執行について」

第1． 包括外部監査の概要	1
1． 監査の種類	1
2． 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3． 事件を選定した理由	1
4． 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	2
5． 包括外部監査の実施期間	2
6． 包括外部監査人を補助した者	2
7． 利害関係	2
第2． 東大阪市における未収金の概要	3
I． 東大阪市の未収金	3
1． 未収金の推移	3
2． 市の未収金解消に向けた取組	4
(1) 収納確保対策基本方針	4
(2) 収納確保対策行動計画	4
3． 新地方公会計モデルによる他都市比較	7
(1) 新地方公会計モデルとは何か	7
(2) 未収金の総額	8
(3) 未収金の他都市比較	10
II． 債権管理	12
1． 債権の概要	12
2． 公債権と私債権	12
3． 債権に関する判例	13

(1) 公立病院の診療報酬債権.....	13
(2) 水道料金債権.....	14
(3) 住宅家賃債権.....	14
4. 債権管理の業務フロー	15
(1) 債権管理の業務フローの概略	15
(2) 督促.....	15
(3) 財産調査	16
(4) 強制徴収手続.....	16
(5) 時効管理	16
(6) 不納欠損処理.....	17
5. 主な用語の内容.....	17
(1) 未収金に関する行政上の用語	17
(2) 保証人に関する用語	18
(3) 時効に関する用語	18
(4) 強制執行手続と滞納処分に関する用語	19
第3. 監査対象の概要.....	20
1. 監査の視点	20
2. 監査の対象	21
第4. 監査の結果及び意見.....	22
1. 個別の債権	22
(1) 市税.....	22
(2) 市有土地建物貸付収入.....	29
(3) 医療費返還金（個人負担分・保険請求分）	32
(4) 児童手当・特例給付返還金	39
(5) 児童扶養手当返還金	40
(6) 蛇草地区消費生活協同組合に対する設備資金貸付金.....	43
(7) 共同利用工場譲渡契約清算金	47
(8) 市営産業施設使用料	49
(9) 産業施設・市設店舗使用料	52
(10) 生活保護費返還金	54

(11) 老人福祉施設措置費負担金	61
(12) 障害者施設措置費負担金	63
(13) 災害復興生業資金貸付金返還金	65
(14) 保育所保育料	67
(15) 助産施設措置費負担金	70
(16) 心臓病手術資金貸付金	72
(17) 荒本・長瀬診療所運営資金貸付金	74
(18) し尿処理手数料	76
(19) 市営住宅家賃（一般）	78
(20) 市営住宅家賃・共益費（改良）	82
(21) 高等学校授業料・入学料	86
(22) 幼稚園保育料・入園料	88
(23) 奨学資金貸付金返還金	90
(24) 母子・寡婦福祉資金貸付金	93
(25) 国民健康保険料	97
(26) 介護保険料	106
(27) 後期高齢者医療保険料	109
(28) 同和更生資金貸付基金	111
(29) 緊急小口生活資金貸付金	114
(30) 総合病院未収金（入院・外来・その他）	119
(31) 水道料金・下水道使用料	128
2. 総括意見	132
(1) 人材育成及び技術継承の必要性	132
(2) 私債権の管理に共通する問題点、規定等の整備	132
(3) 債権管理	135
(4) 全市的な収納対策のための組織改革	135
(5) 債権回収プロジェクトチーム	136
(6) 民間委託	137

(本報告書に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1 . 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

未収金に係る財務事務の執行を監査の対象とした。

(2) 包括外部監査対象期間

平成 21 年度（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 22 年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

近年の地方自治体における税収の伸び悩みや財源確保の観点などから、債権管理の適正化がより重要視されてきている。徴収すべき収入の確保と債権の適正な管理は、財政上のみならず、市民間の公平性の観点からも必要不可欠である。

東大阪市（以下、「市」という。）の未収金については、平成 21 年度末現在、一般会計及び特別会計あわせて 165 億円に達している。このような状況の中、市は平成 20 年 10 月に定めた「収納確保対策基本方針」に基づき、全庁的な収納確保の取組を進めており、さらに平成 22 年度から 5 年間を実施期間とする「収納確保対策行動計画」を策定している。

市においても、未収金への対応は、財源確保と公平性確保の両面から重要な課題であり、全庁的な取組が求められることから、監査テーマとしてふさわしいものと考え、選定することとした。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

未収金を管理する所管部署

(2) 監査要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか
- ② 未収金発生の要因に問題がないかどうか
- ③ 収納手続が適切になされているかどうか
- ④ 督促手続が適切になされているかどうか
- ⑤ 滞納管理が適切になされているかどうか
- ⑥ 不納欠損処理が適切になされているかどうか
- ⑦ 経済性、効率性、有効性のある事務手続がなされているか

(3) 主な監査手続

- ① 所管部署への質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 関係書類の分析
- ④ 関係者からの状況聴取

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 22 年 6 月 10 日 至 平成 23 年 3 月 28 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	蒲生武志
弁 護 士	佐藤竜一
税 理 士	日瀉一郎
会 計 士 補	田重田勝弘
公認会計士試験合格者	小川裕子、和田宏之、有馬浩二

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2．東大阪市における未収金の概要

I．東大阪市の未収金

1．未収金の推移

市の一般会計及び特別会計の未収金の金額の推移は以下のとおりである。

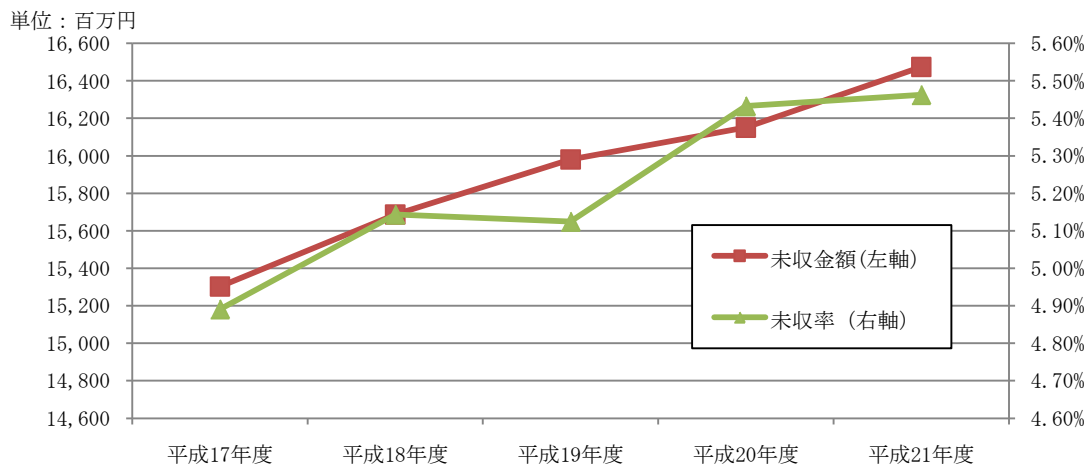
(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(A)	312,867	304,966	311,833	297,287	301,569
収入済額	295,149	287,193	293,355	278,190	282,371
不納欠損額	2,415	2,087	2,497	2,946	2,724
未収金額(B)	15,302	15,686	15,980	16,150	16,473
未収率(B/A)	4.89%	5.14%	5.12%	5.43%	5.46%

※ 地方公営企業法を適用する公営企業（水道・公共下水道・病院）を含まない。

市の未収金額及び未収率の推移をグラフに示すと以下のとおりである。

市の未収金額は過去5年間で153億円から165億円へと増加しつづけており、未収率についても過去5年間で4.89%から5.46%へと増加している。



2. 市の未収金解消に向けた取組

市では、増加傾向にある未収金の問題に対応するため、平成 20 年度に「収納確保対策基本方針」を、また、平成 22 年 6 月にはより具体的な行動指針として「収納確保対策行動計画」を定め、未収金の解消に取り組んでいるところである。

(1) 収納確保対策基本方針

市では、集中改革プラン（平成 17 年度から平成 21 年度まで）を制定し、その中で職員数の削減に取り組んできたところである。

市の未収金が大きく増加している中、限られた人員体制のもと、効率的かつ効果的な業務執行手法を構築し全庁的な収納確保の取組を進めるための指針として、平成 20 年 10 月に「収納確保対策基本方針」を定めている。

なお、当該基本方針に基づき、市の組織改革案として全庁的な横断的な債権回収のための専門機関として「債権対策室」の設置も含んだ組織改革案を議会に提案したものの、その議決には至らなかった。

(2) 収納確保対策行動計画

市では、上記（1）の「収納確保対策基本方針」に基づき、全庁的な収納確保の取組を進めているが、さらに取組内容を具体化するとともに、目標を明確にした、平成 22 年度からの 5 年間を実施期間とする「収納確保対策行動計画」を平成 22 年 6 月に策定し、抜本的な未収金の解消を目指すこととしている。

① 数値目標の設定

市では収納確保対策行動計画において、現年収入率の改善と滞納繰越額の削減の 2 つの数値目標を設定している。

ア) 現年収入率の改善

未収金額の大きなもの、収入率が低いもの及び重要度の高いものについては重点項目とし、以下のとおり現年収入率の目標値を設定している。

<重点項目の現年目標収入率>

(単位：%)

項目	実績		現年収入率目標値					担当部局
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
市税	97.1	97.0	97.3	97.3	97.3	97.3	97.4	財務部
国民健康保険料	80.5	79.6	84.0	86.0	88.0	90.0	90.0	市民生活部
生活保護費返還金	56.9	54.9	51.0	53.0	55.0	56.0	57.0	福祉部
母子寡婦福祉資金貸付金	84.0	81.5	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	福祉部
保育所保育料	95.5	95.1	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	福祉部
市営住宅家賃(一般)	94.7	96.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	建築部
市営住宅家賃(改良)	85.3	84.5	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	建築部
※奨学資金貸付金返還金	65.4	61.4	65.0	66.0	67.0	68.0	70.0	学校管理部

※ 繰上償還分を控除した数字

市ではこの数値目標の達成のため、特に納期限を過ぎて間もない滞納者を中心に電話による督促や催告書の送付など早期の督促着手を行うなど効果的な回収策を講じ収入確保に努めることとしている。

しかしながら、数値目標を設定した8つの債権のうち、市営住宅家賃(一般)を除く7つの債権について、平成21年度の現年収入率が減少している。

イ) 滞納繰越額の削減

市は滞納繰越額の削減として、平成26年度までに未収金162億円(平成20年度末の一般会計及び特別会計の未収金総額)の10%にあたる未収金16億円の削減を数値目標として掲げている。しかしながら、計画開始時にあたる平成22年度の一般会計と特別会計を合わせた未収金の総額は165億円となっており、さらに増加の傾向を見せている。

なお、ア) の目標現年収入率の改善の目標値と、イ) の滞納繰越額の削減に掲げられた 16 億円という数値目標の間に関連性はない。

② 収納確保のための取組

計画では債権ごとに、収納確保のための基本的な取組として以下のものを掲げ、それぞれにおいて具体的な取組内容を示している。

基本的な取組	具体的な取組内容	主な取組債権
債権の適正な管理	①納期内納付の徹底 ②滞納債権の早期回収 ③累積滞納額の解消	市税 医療費返還金 児童扶養手当返還金 産業施設・市設店舗使用料 生活保護費返還金 保育所保育料 市営住宅家賃（一般・改良） 奨学資金貸付金返還金 母子・寡婦福祉資金貸付金 国民健康保険料 介護保険料 総合病院未収金 水道料金
人材の育成	①人事配置、人材の活用 ②滞納整理研修、マニュアル作成	市税 医療費返還金 児童扶養手当返還金 産業施設・市設店舗使用料 生活保護費返還金 奨学資金貸付金返還金 母子・寡婦福祉資金貸付金 国民健康保険料 下水道使用料
民間委託等活用	①収納事務 ②徴収の補助業務 ③差押・公売関連業務 ④回収業務	市税 奨学資金貸付金返還金 国民健康保険料
その他の取組	①共通滞納事案 ②国、府との連携 ③広報啓発活動	市税 奨学資金貸付金返還金 国民健康保険料

③ 収納対策行動計画の進捗管理

計画は平成 26 年度までの中長期計画となっており、進捗管理や行動指針の見直しなどを図るため、部局横断的な組織として、各部局の長により構成される「収納対策部会」及びその下部組織として収納対策ワーキンググループが設けられている。部局横断的なプロジェクトの推進を円滑に進めるため、同部会のより積極的な活用が課題となっている。

3. 新地方公会計モデルによる他都市比較

(1) 新地方公会計モデルとは何か

平成18年8月に総務省が公表した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、各地方公共団体に対して新地方公会計モデルによる公会計整備が要請されている。新地方公会計モデルとは、企業会計に用いられている発生主義に基づく財務書類を整備する手法のことである。

普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっていえる。歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされている（財政法第2条）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理する考え方である。普通地方公共団体の会計処理に発生主義を取り入れることによって、民間企業の経理に求められるような、下記のような観点を明らかにできることが新地方公会計モデルの特徴である。

- ① 発生主義による正確な行政コストの把握
- ② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握
- ③ 連結ベースでの財務状況の把握

東大阪市においてもこの新地方公会計モデルの整備に取り組んでいる。新地方公会計モデルには総務省方式改訂モデル（以下、「改訂モデル」という。）と基準モデル等が存在するが、市では改訂モデルによる整備を進めてきたところである。

(2) 未収金の総額

新地方公会計で見た場合の市の平成 21 年度の未収金の状況は以下のとおりである。

① 普通会計の未収金

市の平成 21 年度の普通会計（※）における未収金は、滞納繰越となっている 1 年超の長期延滞債権が 5,524 百万円、1 年内の地方税の未収金が 2,302 百万円、1 年内のその他の未収金が 412 百万円の、合計 8,239 百万円となっている。

新地方公会計による貸借対照表では、以下のとおりとなっている。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	152,844,679
①生活インフラ・国土保全	265,015,315	(2) 長期未払金	
②教育	141,810,194	①物件の購入等	3,495,464
③福祉	14,808,167	②債務保証又は損失補償	0
④環境衛生	9,227,962	③その他	0
⑤産業振興	9,353,675	長期未払金計	3,495,464
⑥消防	9,012,747	(3) 退職手当引当金	22,100,072
⑦総務	44,127,532	(4) 損失補償等引当金	278,000
有形固定資産計	493,355,592	固定負債合計	178,718,215
(2) 売却可能資産	13,639,314		
公共資産合計	506,994,906	2 流動負債	
2 投資等		(1) 翌年度償還予定地方債	10,535,524
(1) 投資及び出資金		(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0
①投資及び出資金	15,630,044	(3) 未払金	379,295
②投資損失引当金	△ 31,000	(4) 翌年度支払予定退職手当	5,822,450
投資及び出資金計	15,599,044	(5) 賞与引当金	1,809,055
(2) 貸付金	7,074,624	流動負債合計	18,546,324
(3) 基金等		負債合計	197,264,539
①退職手当目的基金	0		
②その他特定目的基金	7,937,059	[純資産の部]	
③土地開発基金	1,911,000	1 公共資産等整備国府補助金等	79,535,069
④その他定額運用基金	396,708	2 公共資産等整備一般財源等	357,626,395
⑤退職手当組合積立基金等計	10,244,767	3 その他一般財源等	△ 94,386,492
(4) 長期延滞債権	5,524,436	4 資産評価差額	13,379,718
(5) 回収不能見込額	△ 558,421	純資産合計	356,154,690
投資等合計	37,884,450		
3 流動資産		負債・純資産合計	553,419,229
(1) 現金預金			
①財政調整基金	4,371,108		
②減債基金	104,596		
③歳計現金	1,359,543		
現金預金計	5,835,247		
(2) 未収金			
①地方税	2,302,636		
②その他	412,435		
③回収不能見込額	△ 10,445		
未収金計	2,704,626		
流動資産合計	8,539,873		
資 産 合 計	553,419,229		

※ 普通会計とは、一般会計及び一部の特別会計を含む、総務省の地方財政決算統計上における会計区分をいう。市における普通会計の未収金には、一般会計が有する未収金のほか、奨学資金貸付金返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金がある。

② 特別会計及び公営企業会計を含んだ未収金

普通会計及び国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健事業、後期高齢者医療事業の特別会計が有する未収金の総額が、「収納確保対策行動計画」に掲げる 16,473 百万円となっている。

また、市立病院事業、水道事業及び公共下水道事業の公営企業会計が有する未収金を含めた市全体で見た未収金の総額は、1年超の長期延滞債権が 11,640 百万円、1年内の未収金が 10,835 百万円の、合計 22,476 百万円となっている。

地方公共団体全体の貸借対照表
(平成22年3月31日現在)

借 方		貸 方	
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	
①生活インフラ・国土保全	265,015,315	①普通会計地方債	152,844,679
②教育	141,810,194	②公営事業地方債	207,520,504
③福祉	14,841,288	地方債計	360,365,183
④環境衛生	288,014,674	(2) 長期未払金	3,495,464
⑤産業振興	9,353,675	(3) 引当金	27,910,731
⑥消防	9,012,747	(うち退職手当等引当金)	26,600,534
⑦総務	44,127,532	(うちその他の引当金)	1,310,197
⑧収益事業	0	(4) その他	0
⑨その他	0	固定負債合計	391,771,378
有形固定資産計	772,175,425	2 流動負債	
(2) 無形固定資産	1,130,040	(1) 翌年度償還予定地方債	22,181,791
(3) 売却可能資産	13,639,314	(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金を含む)	3,969,850
公共資産合計	786,944,779	(3) 未払金	4,540,263
2 投資等		(4) 翌年度支払予定退職手当	6,780,336
(1) 投資及び出資金	2,197,652	(5) 賞与引当金	2,291,697
(2) 貸付金	7,077,504	(6) その他	745,186
(3) 基金等	12,597,389	流動負債合計	40,509,123
(4) 長期延滞債権	11,640,281	負債合計	432,280,501
(5) その他	0	[純資産の部]	
(6) 回収不能見込額	△ 2,635,636	純資産合計	413,302,508
投資等合計	30,877,190		
3 流動資産			
(1) 資金	18,208,764		
(2) 未収金	10,835,953		
(3) 販売用不動産	0		
(4) その他	73,741		
(5) 回収不能見込額	△ 1,471,097		
流動資産合計	27,647,361		
4 繰延勘定	113,679		
資産合計	845,583,009	負債及び純資産合計	845,583,009

(3) 未収金の他都市比較

公会計の整備に伴って、自治体間の資産及び負債の総体的把握による財務状況の比較が可能となった。

下表は、大阪府下の自治体のうち人口で上位 10 自治体を抽出し、新地方公会計モデルにおける普通会計の未収金の額を比較分析したものである。

ここで、未収金・地方税と未収金・その他は、それぞれ税金及びそれ以外のものについての現年度の未収金であり、長期延滞債権とは、調定してから 1 年超未収となっている未収金の額を示している。

<大阪府下自治体（人口上位 10 位）の平成 20 年度財務四表（普通会計）の比較>

(単位：人、百万円)

	東大阪市	大阪市	堺市	枚方市	豊中市	高槻市	吹田市	茨木市	寝屋川市	岸和田市
分類	中核市	政令指定都市	政令指定都市	特例市	特例市	中核市	特例市	特例市	特例市	特例市
人口※1	506,568	2,654,575	835,492	406,308	394,488	358,539	352,091	269,573	240,424	201,277
総資産	554,887	8,616,468	2,035,340	528,646	420,329	407,476	370,464	370,075	207,010	226,056
未収金・地方税	2,341	9,676	6,158	886	1,384	828	989	504	860	610
未収金・その他	384	1,865	1,613	63	71	56	57	44	55	51
長期延滞債権	5,123	29,024		2,647	3,611	1,775	1,683	886	3,003	1,523
未収金総額	7,848	40,565	7,771	3,597	5,067	2,659	2,729	1,434	3,918	2,184
税収	80,358	674,177	152,253	60,131	66,208	51,107	65,642	45,860	30,246	24,850
手数料・使用料	3,305	59,388		2,309	2,721	2,775	2,783	1,999	1,183	1,538
財務四表の作成方式	改訂	改訂	基準※2	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂

※1 人口は枚方市及び岸和田市は平成 20 年 12 月末現在、それ以外は平成 21 年 3 月末現在である。

※2 堺市は基準モデルで作成しているため、長期延滞債権及び手数料・使用料を分類していない。

<市民一人当たりの未収金額>

(単位：円)

自治体	東大阪市	大阪市	堺市※	枚方市	豊中市	高槻市	吹田市	茨木市	寝屋川市	岸和田市
市民一人当たり未収金・地方税	4,620	3,645		2,181	3,509	2,309	2,810	1,870	3,577	3,031
市民一人当たり未収金・その他	759	703		156	181	156	161	163	229	253
市民一人当たり長期延滞債権	10,114	10,934		6,516	9,154	4,951	4,780	3,287	12,490	7,567
市民一人当たり未収金総額	15,493	15,281	9,301	8,853	12,844	7,416	7,750	5,320	16,296	10,851

※ 堺市は基準モデルで作成しているため、未収金の明細及び長期延滞債権を分類していない。

市民一人当たりの未収金の額で比較すると、東大阪市は15,493円であり、大阪府下でも高い水準にある。

市民一人当たりの地方税未収金及びその他未収金はそれぞれ4,620円、759円であり、今回比較した大阪府下の自治体の中では最も多い金額となっている。これは現年度調定した金額のうち未収となっているものであることから、東大阪市は他自治体と比較して、現年収入率が低いことが読み取れる。

また、市民一人当たりの長期延滞債権については、東大阪市は10,114円であり、寝屋川市、大阪市について3番目に多い金額となっている。

II. 債権管理

1. 債権の概要

債権とは、一般的に、ある人が、別のある人に対して一定の行為又は給付を要求する法的行為のことを言い、地方自治法上、「債権」とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。」（地方自治法第 240 条第 1 項）とされている。

未収金は、一般的には、既に財・サービスを提供していて、未だ対価の支払を受けていないもののうち、売掛金を除いたものであるが、自治体の貸借対照表に計上された未収金は納付・返済等の期限が到来しているにもかかわらず、未だ支払を受けていないものである。なお、自治体には 2 ヶ月の出納整理期間（※）があるため、自治体の貸借対照表に計上された未収金は、納付・返済等の期限が到来して少なくとも 2 ヶ月を超えて支払を受けていないものといえる。

※ 出納整理期間とは前会計年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間のことをいう。

2. 公債権と私債権

債権には、法律や条例等の公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、契約等の私法上の原因に基づいて発生する「私債権」とがある。

公債権は相手方の同意を要件とせず、行政庁の処分により発生し、地方自治法や地方税法等により規制されるのに対して、私債権は両当事者間の合意等に基づいて発生し民法等によって規制される。このため、公債権と私債権とでは、時効（※）期間、時効の援用（※）等に相違がある。

また、公債権には、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分の例によることのできない「非強制徴収公債権」とがある。

ここで、「滞納処分」とは、地方税法により行う行政上の強制執行、すなわち裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）をいい、強制徴収公債権は①地方税（地方自治法第 233 条）②分担金（地方自治法第 224 条）③加入金（地方自治法第 226 条）④過料（地方自治法第 288 条第 2 項、第 3 項等）⑤法律

で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（地方自治法附則第6条等）に限定されている。

上記のとおり、自治体の債権は「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」及び「私債権」に分類され、これらの主な相違点は次のとおりである。

※ 各用語について「5. 主な用語の内容」参照。

＜公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）と私債権の主な相違点＞

債権の分類	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
時効期間	原則 5 年（※1）		原則 10 年（※1）
時効の援用	債務者の時効の援用がなくても債権は消滅する。		債務者が時効の援用をしない限り、債権は消滅しない。
時効の利益の放棄（※2）	債務者は時効の利益を放棄することができない。		債務者は時効の利益を放棄することができる。
財産調査権	財産調査権有り	財産調査権無し	
強制徴収手続	滞納処分	裁判上の強制執行手続（※2）	

※1 債権の種類により異なる期間が定められているものがある。

※2 各用語について「5. 主な用語の内容」参照。

3. 債権に関する判例

上記のとおり、公債権と私債権は、時効等に関する規定が異なるため、債権管理についてもこれらの相違点を理解して対応する必要がある。

しかしながら、債権によっては公債権であるのか私債権であるのかが法令上明確になっていないものもあり、（1）公立病院の診療報酬債権、（2）水道料金債権、（3）公営住宅に係る債権については、裁判所より以下の判断がなされている。

（1）公立病院の診療報酬債権

私立病院の診療報酬債権の消滅時効については短期消滅時効の3年間（民法第170条）であることが明確であるが、公立病院の場合は地方自治法第236条等の規定より、従来は5年間と考えられていた。

このため、公立病院の診療報酬債権の時効期間が争われ、最高裁平成17年11月21日判決では、「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的

な差異はなく、その診療に関する法律関係は私法上契約と言うべき」として、診療報酬債権は「私債権」との判断がなされた。

(2) 水道料金債権

水道料金債権についても、従来「公債権」と考えられていたが、地方自治体が、特定の会社に対して未払水道料金の支払いを求めた事案で、「地方自治体が有する金銭債権であっても私法上の金銭債権に当たるものについては民法の消滅時効に関する規定が適用される」（最判平成15年10月10日）として、水道料金債権のうち2年間（民法第173条）以上行使されない分は時効消滅したとする原審（東京高判平成13年5月22日）が是認され上告不受理となり、水道料金債権は「私債権」と判断された。

(3) 住宅家賃債権

住宅家賃債権について「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約を規律するについては信頼関係の法理の適用がある」（最判昭和59年12月13日）として、法及び条例に特別の定めがない限り、私法が適用されると判断された。

ここで、問題となるのは、法及び条例の特別の定めがある場合である。

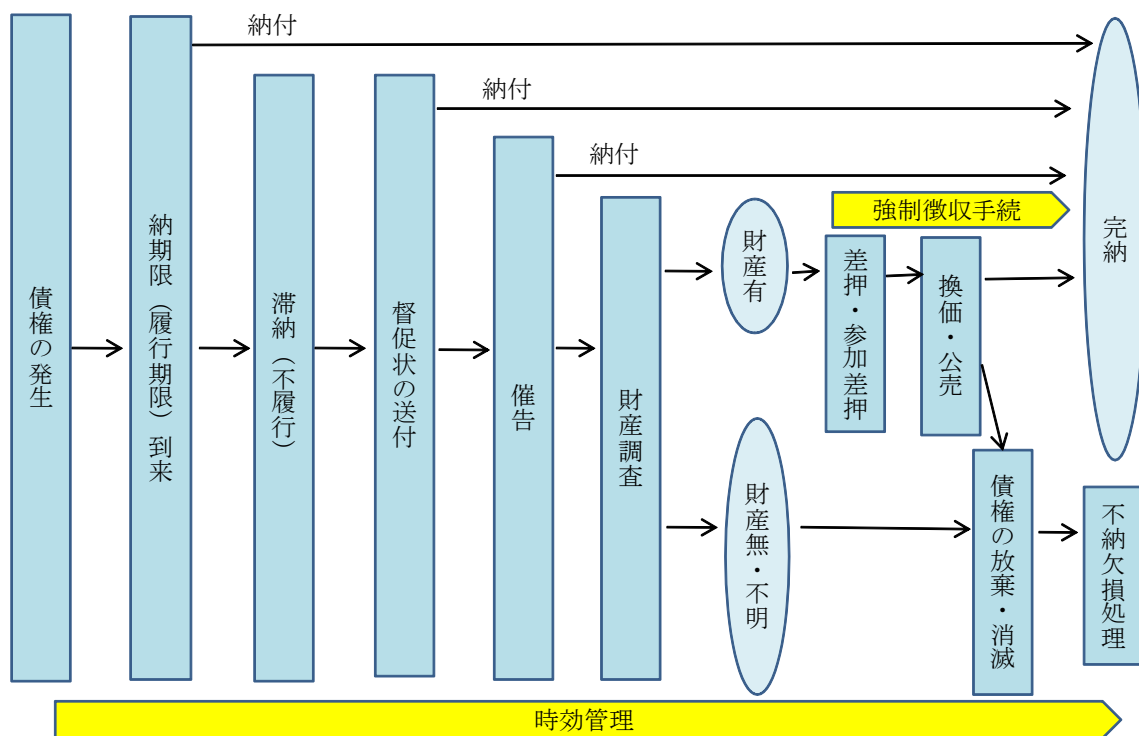
東京高判昭和62年8月31日では、公営住宅法の目的、趣旨、規定から高額所得者への明渡請求は信頼関係の法理の適用がなく有効であるとし、大阪高判平成16年7月30日では、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等を踏まえ、住宅の通常損耗に関する修繕費用を敷金から控除することは無効であるとしている。このため、公営住宅をめぐる法律関係については、これを規制する法及び条例を踏まえて考える必要がある。

4. 債権管理の業務フロー

(1) 債権管理の業務フローの概略

債権が発生し、履行期限が到来しても支払がされなければ、督促・催告（※）を実施し、それでも支払われない場合には財産調査の上、強制徴収手段を取るようになる。債務者に財産が無く強制徴収手段がとれない場合等で回収不能と判断したときに、不納欠損（※）処理するのが一般的な業務フローである。但し、公債権は時効経過等により、債権が消滅することがあるため、時効管理も重要となってくる。

※ 各用語について「5. 主な用語の内容」参照。



(2) 督促

公債権の督促について、「納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定して督促しなければならない。」（地方自治法第231条の3第1項第1号）とされており、この督促は滞納処分の前提要件となる。また、私債権の督促についても、「期限を指定して督促しなければならない。」（地方自治法施行令第171条）とされている。

(3) 財産調査

強制徴収公債権について、徴収執行をするために、財産調査が必要であり、徴収吏員には財産調査権が付与（国税徴収法第 141 条）されている。非強制徴収公債権及び私債権についても契約等の締結の判断や保全を図るため、事前に財産調査を実施することが一般的であり、必要と判断すれば物的担保を徴求することもある。

(4) 強制徴収手続

督促等を経てもなお債務の履行がなされず、債務者が財産等を有する場合には、債務者の意思にかかわらず、強制徴収手続を経て財産処分代金等で債権の回収を図ることがある。

強制徴収公債権について「地方税の滞納処分の例により、処分することができ」（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）、「滞納者の財産を差押えなければならない」（地方税法第 331 条 1 項ほか）とされており、また、非強制徴収公債権及び私債権については、「その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」（地方自治法施行令第 171 条、第 171 条の 2）とされている。但し、非強制徴収公債権及び私債権については、裁判上の訴え提起・和解は長の専決処分が認められる場合（地方自治法第 179 条、第 180 条）を除き、議会の決議が必要である（地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号）。

なお、強制徴収手続は債務者の意思にかかわらず執行され、債務者の利益を害するもので、強制徴収公債権について、滞納処分を執行すると滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等において、滞納処分の執行停止を行うことができ（地方税法第 15 の 7 第 1 項第 2 号）、非強制徴収公債権及び私債権についても、一定の要件で「徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除をすることができる」（地方自治法施行令第 171 条の 5、第 171 条の 6、第 171 条の 7）とされている。

(5) 時効管理

公債権について時効期間の経過により債権が消滅し、また、私債権についても時効期間が経過し債務者の時効援用があると債権が消滅することから、時効管理が重要となる。

時効の中断事由には、納入通知、督促、催告、差押え、承認等があり、個々の債権についてどのような手段を講じているのか、また、時効の開始時期はいつなのかを把握しておくことが必要である。

(6) 不納欠損処理

回収可能性の無い債権を管理することはコストを要することから回避すべきであり、帳簿上から債権を消去して管理の対象外とすることが必要となる。この処理を不納欠損処理という。

公債権については時効期間経過により債権が消滅するため、この時点で不納欠損処理することとなり、一方、私債権については時効期間が経過しても債権が当然には消滅しないため、回収不能と判断した場合でも私債権を不納欠損処理するには、債権放棄が必要で、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の決議を要する（地方自治法第96条第1項第10号）。

5. 主な用語の内容

監査の対象が市の未収金であることから、本報告書では行政上の専門用語や法律上の専門用語が多く出現する。これらの主な用語を（1）未収金に関する行政上の用語、（2）保証人に関する用語、（3）時効に関する用語、（4）強制執行手続と滞納処分に関する用語に分類し、以下のとおりその内容をまとめた。

(1) 未収金に関する行政上の用語

用語	内容
調定額	地方公共団体の歳入を収入する場合に、地方公共団体の長が、内部的意思決定行為として、納入の通知上必要な所属年度、歳入科目、納入金額等の事項を調査決定（地方自治法第231条）した金額。
徴収猶予	納税者等が一定の要件を満たす場合において、納税者の申請に基づき、徴収権者が、原則として1年以内の期間を限りその徴収を猶予することをいう（地方税法第15条第1項）。
不納欠損	地方自治体が調定した税金等について、帳簿上から債権を消去して管理の対象外とすることをいう。

(2) 保証人に関する用語

用語	内容
連帯保証人	主たる債務者と連帯して債務を負担する保証契約における保証人の地位をいう。催告の抗弁権や検索の抗弁権などが認められず、主たる債務者と同じ義務を負う（民法第458条）。
普通保証人	一定の債務が履行されない場合にその債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負う者をいう。上記の連帯保証人と異なり、普通保証人の場合には、催告の抗弁権や、検索の抗弁権などが認められる（民法第446条以下）。
催告の抗弁権	保証人が債権者から債務履行の請求を求められた場合、まず主たる債務者に請求をするよう主張できる権利をいう（民法第452条）。
検索の抗弁権	保証人が債権者から債務履行の請求を求められた場合、まず保証人が主たる債務者に弁済の資力があり、さらにその執行が容易であることを立証すれば、その請求を拒むことができる権利をいう（民法第453条）。

(3) 時効に関する用語

用語	内容
時効	ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。
時効の援用	時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為を言い、民法上、時効は時効の援用により利益を受ける者が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判をすることができない（民法第145条）とされている。但し、地方自治体の公債権については、時効の援用は必要とされていない（地方税法第18条第2項、地方自治法第236条第2項）。
時効の利益の放棄	時効が完成していることを知っていながら、敢えて時効による利益を受けない旨の意思表示をすることである。この場合、時効が完成しても、時効の効力は生じない。また、時効完成後は、私債権については、時効の利益を放棄することができるが、地方自治体の公債権については、時効の利益を放棄できないものとされる（地方税法第18条第2項、地方自治法第236条第2項）。
時効の中断	時効の達成に必要な期間の進行が、一定の事実の発生によって中断し、既に進行した期間が無に帰すことをいう（民法147条以下等）。 時効の中断事由としては、①催促請求・催告、②差押え、仮差押え又は仮処分、③交付要求、④承認がある。
督促	債務者が納期限までに債務を履行しない場合に、督促状を送付する等により期日を指定して債務履行を促すことをいい、時効を中断させる効果がある。
催告	督促をしてもなお納付がなされない債務者に対して、弁済を促すために行われる請求行為であり、文書による催告、電話催告及び臨戸催告の口頭による催告、差押え実施に係る催告、差押え後の催告等がある。
分納誓約	やむを得ぬ事情により、一括納付等が不可能と判断される場合に限り、滞納者の誓約により分割納付を承認するもので、時効を中断させる効果がある。

(4) 強制執行手続と滞納処分に関する用語

用語	内容
強制執行手続	私法上の請求権を国家権力によって強制的に実現する手続、又は行政上の義務の履行を強制する作用。私債権及び非強制徴収公債権については、自力執行が認められないため（地方自治法施行令第171条の2）、強制執行手続の発動を要求するために、実現される権利の存在が公に確認されている必要がある。このための証書として債務名義（民事執行法第22条）が必要であり、更に、現実の執行に当たっては執行文が必要とされ（民事執行法第26条）、国により執行がなされる。
債務名義	強制執行手続前に法定の権利判定手続によって作成された債権者の給付請求権の存在を公証する文書のことをいう。債務名義の存在は強制執行の要件となる。どのような文書が債務名義となるかは法定されている（民事執行法22条。例えば、確定判決、仮執行宣言を付した判決、仮執行宣言を付した支払督促など）。
滞納処分	地方税法により行う行政上の強制執行、すなわち裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう（地方自治法第231条の3第3項）。
交付要求	滞納者の財産について、既に滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その同一財産に重ねて差押えを執行することの煩雑を避け、これらの換価手続に参加して租税債権等の弁済を受けるため、交付要求によって配当の交付を受け、これにより租税等を徴収する制度。
滞納処分の執行停止	一定の事由により、徴収権者の職権により滞納処分の執行を一時的に停止することをいう。ここで一定の事由とは、滞納者につき、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、とされている（地方税法第15条の7第1項）。

第3. 監査対象の概要

1. 監査の視点

「収納確保対策基本方針」及び「収納確保対策行動計画」を柱とした債権管理業務が、法令及び条例を遵守して実施されているかを検証するとともに、経済的、効率的、効果的になされているかの検証を行った。

債権管理の各段階における、具体的な監査の視点は以下のとおりである。

区分	監査の視点
全般	規程・事務要領等の作成
	作業マニュアル等の作成
	マニュアル等への準拠性
	業務分担・承認権限者の明確化
	債権の状況に応じた分類基準・対応方法
	収納対策室の指導
	上位者による管理
	他部署との連携
	人材育成
	外部委託業務に関するモニタリング・評価
	保証
	発生認識
納入通知	現金回収処理の適切性
	分割納付
督促	回収期日経過債権の早期把握
	督促状況等に関する台帳記録
	督促状の効率的な発送業務
	催告・納付交渉手続の明確化
	滞納者に対する債権追加発生防止策
	督促の強化
延滞金	延滞金等の管理
	延滞金等の請求
	延滞金等の減免手続の実施
違約金	違約金規程の整備
時効管理	時効管理の実施
	時効中断等措置の実施
財産調査	重複滞納者の名寄せ（他部署との連携）
滞納処分的措置	滞納処分等の実施
	担当者の経験や知識の充分性
欠損処理	不納欠損処理の実施

2. 監査の対象

監査の対象とした未収金は次のとおりである。

(単位：千円)

No	債権名	平成 21 年度 未収金額
1	市税	5,611,629
2	市有土地建物貸付収入	663
3	医療費返還金（個人負担分・保険請求分）	199,069
4	児童手当・特例給付返還金	1,500
5	児童扶養手当返還金	25,197
6	蛇草地区消費生活協同組合に対する設備資金貸付	10,590
7	共同利用工場譲渡契約精算金	93,764
8	市営産業施設使用料	39,469
9	産業施設・市設店舗使用料	25,437
10	生活保護費返還金	1,278,574
11	老人福祉施設措置費負担金	2,982
12	障害者施設措置費負担金	795
13	災害復興生業資金貸付金返還金	1,038
14	保育所保育料	322,730
15	助産施設措置費負担金	1,393
16	心臓病手術資金貸付金	966
17	荒本・長瀬診療所運営資金貸付金	40,800
18	し尿処理手数料	1,327
19	市営住宅家賃（一般）	72,857
20	市営住宅家賃・共益費（改良）	520,252
21	高等学校授業料・入学料	11,371
22	幼稚園保育料・入園料	788
23	奨学資金貸付金返還金	85,396
24	母子・寡婦福祉資金貸付金	86,384
25	国民健康保険料	7,603,650
26	介護保険料	358,995
27	後期高齢者医療保険料	89,748
28	同和更生資金貸付基金	110,771
29	緊急小口生活資金貸付金	92,321
30	総合病院未収金（入院・外来・その他）	2,115,401
31	水道料金	1,718,069
	下水道使用料	1,907,159
合 計		22,431,098

第4. 監査の結果及び意見

1. 個別の債権

(1) 市税

(単位：千円)

事業の名称		市税徴収					
事業の内容及び目的		市財政の中心を占める市税を賦課徴収する。					
根拠法令、関連法令等		地方自治法、地方税法、国税徴収法					
所管部		財務部収納対策室・納税課					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数※	金額	件数※	金額	件数※	金額
調定額	現年度	669,142	80,874,647	671,337	80,408,041	676,052	76,654,734
	滞納繰越	52,791	5,404,907	51,426	5,224,024	51,000	5,438,411
	合計	721,933	86,279,555	722,763	85,632,065	727,052	82,093,146
収入済額	現年度	1,995,265	78,553,503	2,256,706	78,062,840	2,107,887	74,347,321
	滞納繰越	130,603	1,769,006	125,226	1,702,918	134,267	1,726,013
	合計	2,125,868	80,322,509	2,381,932	79,765,758	2,242,154	76,073,334
不納欠損額	現年度	42	15,693	29	4,665	21	4,776
	滞納繰越	11,740	667,481	11,201	433,222	9,073	403,405
	合計	11,782	683,175	11,230	437,888	9,094	408,182
未収金額	現年度	-	2,305,450	-	2,340,535	-	2,302,636
	滞納繰越	-	2,968,419	-	3,087,882	-	3,308,992
	合計	-	5,273,870	-	5,428,418	-	5,611,629

※ 収入済額欄は、債務者数ではなく、納期数で示している。

① 概要

市税は、福祉・教育・土木事業など毎日の暮らしや住みよいまちづくりのために使われる重要な財源であり、地方分権の推進に伴う国から地方への税源移譲などによって、市税の果たす役割はますます重要になりつつある。

地方自治法第223条において、普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる旨が定められており、地方税法第2条においては、地方公共団体は地方税法の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができることと定めている。

ただし、地方公共団体が、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めるときは、当該地方公共団体の条例によらなければならない（地方税法第3条第1項）。また、地方公共団体の長は、この場合の条例の実施のための手続、その他その執行に当たって必要な事項を規則で定めることができるものとされている（地方税法第3条第2項）。市では、税の徴収に当たって東大阪市税条例及び東大阪市税条例施行規則を定めるとともに、年間の税収計画として「東大阪市財務部税務関係課運営方針」を定め、特に下記の点を重要項目とし適切な事務の執行及び税収の確保に努めている。

「東大阪市財務部税務関係課運営方針」より抜粋	
a.	適正・公平な賦課徴収 地方税法・市税条例等を遵守し、適正かつ的確に事務を執行し、課税客体の把握、滞納整理に努める。
b.	市税収入の確保 新たな滞納の発生を防止するため現年度未納者への早期督促を行う。また、収納方法の拡充の一環としてコンビニ収納などの新たな収納機会の拡大に向け、作業をすすめ、納税者の利便性の向上と税業務の効率化の推進を図る。

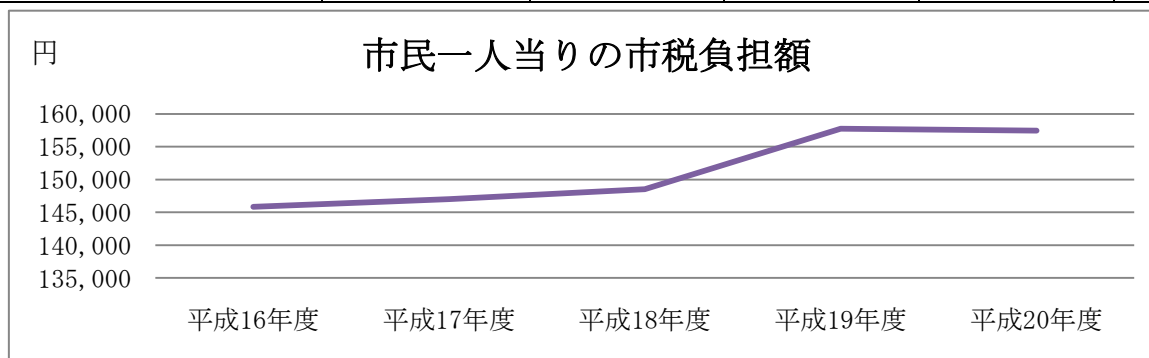
また、市民一人当たりの市税負担額の推移は以下のとおりである。

平成19年から、地方分権を進めるために国税（所得税）から地方税（住民税）へ税源移譲されて市民税の税率が上ったこともあり、平成16年度においては145千円だったものが平成20年度には157千円となっている。

<市民一人当たり市税負担額>

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税（法人・個人）	51,136	53,710	59,111	67,435	66,067
固定資産税	67,423	66,600	63,177	63,967	65,010
その他諸税	27,263	26,683	26,230	26,354	26,365
市民一人当たり負担額	145,822	146,993	148,518	157,756	157,442



※東大阪市市税概要（平成21年度）より

② 市税徴収率の比較分析

市税徴収率について東大阪市を全国の中核市と比較して分析したところ、東大阪市は表アのとおり現年徴収率は総合で97.1%と中核市40市中38位であったのに対し、滞納繰越分については表イのとおり総合で32.6%と、2位の船橋市の26.8%と比較して6ポイント近い差をつけてトップであった。このように、東大阪市は現年分と滞納繰越分で徴収率の水準に大きな違いが見られる。

市税の徴収方法は、大きく普通徴収と特別徴収に分かれる。東大阪市の現年分の徴収率が低いのは、この市税の徴収方法に原因があるためではないかと考えられる。

普通徴収とは、納付書が自宅に郵送され、自分で支払手続を行うのに対して、特別徴収とは給与（年金）支給者である事業主（年金保険者）が、本人の毎月の給与（年金）から市民税を天引きして市へ納付する仕組である。特別徴収は給与（年金）からの天引きであるためほぼ確実に市税を徴収できるのに対し、普通徴収は本人が自分で支払手続を行うため、特別徴収に比べて徴収率が相対的に低くなる傾向がある。

平成21年度の東大阪市の市民税の現年度分の徴収率を比較すると、特別徴収の徴収率が99.4%であるのに対して普通徴収の徴収率は90.1%であり、普通徴収のほうがより低くなっている。

この現年徴収率の問題を解決するため、市では口座振替の推奨や現年度督促を行っている。平成21年度にはコールセンターによる現年度未納者への滞納状況の通知を実施しているところである。また、平成22年度からはコンビニエンスストアでの収納を実施することによって収納機会の拡大を図っている。

【市税徴収率：表ア】現年分
(平成20年度)

項目 市名	市民税 %	固定資産税 %	市税合計 %
1 豊田市	99.0	99.0	99.0
2 福山市	98.4	98.8	98.7
3 大分市	98.5	98.7	98.6
4 前橋市	98.6	98.5	98.5
5 長野市	98.5	98.3	98.5
6 倉敷市	98.1	98.7	98.5
7 高槻市	98.3	98.4	98.4
8 岡崎市	97.7	98.9	98.4
9 大津市	98.5	98.2	98.4
10 金沢市	98.3	97.9	98.2
11 下関市	98.0	98.3	98.2
12 姫路市	98.2	98.1	98.2
13 西宮市	98.0	98.3	98.2
14 和歌山市	98.3	97.7	98.1
15 高松市	98.3	97.7	98.1
16 横須賀市	97.9	98.2	98.1
17 富山市	98.2	97.7	98.1
18 柏市	97.9	98.2	98.1
19 船橋市	97.6	98.3	98.0
20 高知市	98.2	97.6	98.0
21 川越市	97.5	98.3	98.0
22 豊橋市	97.0	98.6	97.9
23 秋田市	98.2	97.0	97.8
24 松山市	97.5	97.9	97.8
25 青森市	97.4	97.4	97.8
26 郡山市	97.4	97.9	97.8
27 宇都宮市	97.6	97.4	97.6
28 宮崎市	97.6	97.4	97.6
29 尼崎市	97.2	97.6	97.6
30 鹿児島市	97.7	97.0	97.5
31 長崎市	97.8	97.0	97.5
32 奈良市	98.0	96.9	97.5
33 盛岡市	97.9	96.7	97.4
34 岐阜市	97.6	96.8	97.3
35 いわき市	97.2	97.0	97.3
36 熊本市	97.1	96.9	97.2
37 久留米市	97.5	96.7	97.2
38 東大阪市	97.1	96.8	97.1
39 函館市	96.7	97.1	97.0
40 旭川市	96.3	96.0	96.4
中核市平均	97.8	97.7	97.9

【市税徴収率：表イ】滞納繰越分
(平成20年度)

項目 市名	市民税 %	固定資産税 %	市税合計 %
1 東大阪市	36.3	30.7	32.6
2 船橋市	25.2	28.9	26.8
3 鹿児島市	25.0	24.3	24.6
4 前橋市	19.2	28.5	23.9
5 長野市	22.9	23.2	23.0
6 宇都宮市	23.0	24.5	22.6
7 熊本市	21.2	23.0	22.3
8 大分市	27.0	20.1	22.2
9 盛岡市	23.8	20.3	21.9
10 金沢市	16.5	26.1	21.9
11 下関市	24.4	24.9	21.8
12 長崎市	26.5	19.3	21.5
13 和歌山市	22.0	21.8	21.3
14 姫路市	24.7	19.3	21.2
15 高槻市	23.3	18.8	21.0
16 旭川市	20.2	21.3	20.9
17 高知市	24.9	18.2	20.6
18 高松市	24.9	17.4	20.4
19 川越市	23.4	19.2	20.2
20 岡崎市	20.1	19.9	19.9
21 秋田市	18.7	19.7	19.7
22 松山市	21.7	18.1	19.7
23 豊田市	17.5	22.4	19.6
24 柏市	20.9	19.7	19.4
25 奈良市	21.5	20.8	19.2
26 福山市	19.9	18.5	19.2
27 宮崎市	21.6	17.5	19.2
28 西宮市	25.1	15.7	19.1
29 尼崎市	20.0	17.9	18.7
30 大津市	20.2	18.3	18.3
31 横須賀市	19.1	17.7	18.0
32 富山市	21.2	16.0	17.9
33 青森市	22.0	14.7	17.1
34 倉敷市	18.9	14.9	17.0
35 函館市	16.4	15.6	16.2
36 岐阜市	16.8	16.1	16.2
37 いわき市	20.3	13.8	15.9
38 郡山市	19.3	13.3	15.5
39 豊橋市	13.9	17.0	15.5
40 久留米市	15.8	12.5	13.6
中核市平均	21.6	19.7	20.1

※ 中核市市長会ホームページよりデータを加工

③ 延滞金の減免に関する要件の未整備（結果）

地方税法は、例えば「市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。」（地方税法第326条第3項）と定め、延滞金の減免については市町村長の判断によることとしている。

この点、東大阪市税条例においては、「納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。」（東大阪市税条例第7条）として延滞金に関する定めを置いているが、この延滞金の減免に関して定めていない。

東大阪市税条例施行規則には「法第15条の9第1項本文又は第20条の9の5第1項を除いては延滞金減免申請書を提出しなければならない」（東大阪市税条例施行規則第5条）と定めている。しかしながら、当該定めは延滞金減免の手続について定めるだけであり、どのような場合に減免を認めるのかという、減免の要件を定めるものではない。

税業務は公平、一律的な取扱が求められるところであり、減免の要件については市民にも明らかとなるよう、規則等で明確にする必要がある。

④ 上位者による滞納整理の進行管理の不足（意見）

「東大阪市運営方針財務部税務関係課運営方針」には、「ア 担当者は、事案ごとに滞納整理方針をたてて滞納整理を執行し、かつ、きめ細かに進行管理を行う。イ 担当者の上司は、担当者が行う滞納整理に関し、進行管理及び指導・助言を行う。」と定めてある。

この上位者による進行管理の状況について滞納管理システムの管理情報を閲覧し質問したところ、上司による滞納整理の進行管理は年1回、10月に、50万円以上全件を対象として実施していたものの、これ以後の進捗状況に対するフォローは実施されていなかった。

これについて、上位者による進行管理は、当初の進行状態に応じた指導及び助言を行った後、さらにその後数回に分けて当初の指導及び助言に対する改善結果のフォローアップ等、継続的かつ着実に行っていくことが望ましい。

上位者によるフォローアップを的確に行い、徴収率の向上に努める必要がある。

⑤ 税の徴収状況（意見）

固定資産税高額滞納案件 10 件及び個人市民税高額滞納案件 8 件並びに高額滞納案件のうち滞納処分や分割納付といった処理を行っていないもの 7 件の計 25 件についてサンプルとして抽出し、税の徴収状況についてヒアリングを実施した。

その結果、滞納者の滞納理由や資産状況や現況等に合わせて滞納処分の実施や分割納税の誓約、納税交渉の実施などを使い分けており、また、未処理案件についても、滞納整理が進行中の事案が大半であったものの、未処理案件の一部に次のような課題が見受けられた。

ア) 安易な分割納税の誓約

今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、滞納者から分割納税を提示されたため、一度分割納税の誓約を得たところ不履行となったが、滞納処分を猶予し、同時に納付計画を立てて分割納税の誓約を再度得たところ、再び初回の納付期日から不履行となったものがあった。

分割納税の誓約は納税の猶予を滞納者に与えてしまうものでもあるため、安易に行うことなく、債権回収に効果的な場合に限り実施すべきである。

イ) 分割納税誓約の納付計画期間終了後滞納先へのフォローの実施

今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、分割納税誓約の納付計画期間が終了した後も滞納の状態にありながら、既に債務超過に至り回収可能性が低いために、追加での分割納税の誓約や滞納処分等がなされず、現時点で未処理案件に戻っていたものがあった。

分割納税誓約の納付計画期間が終了した後のフォローを適時に実施するべきであった。また今後、早急に整理方針を立てるとともに、滞納処分へと進める必要がある。

ウ) 滞納処分すべき案件

今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、電話催告はしているもののなんら進展がなく、分割納税の誓約や滞納処分がなされないまま最終納付日から 1 年以上が経過していたものがあった。

高額滞納事案については、長期間の猶予を行うことは適当ではなく、適時に財産調査を実施し、必要に応じて滞納処分へと進める必要がある。

エ) 帰国外国人の市民税の滞納

今回抽出した未処理案件サンプルの中には、外国人であって市民税が未納付となっているものが含まれていた。市民税の決定は毎年5月であり、市民税が給与から天引きされるのは6月からとなるため、5月末までに被雇用者が離職した場合にはその市民税は普通徴収となる。このような外国人について、帰国によりその後の徴収が困難となる事例が時折生じているとのことである。

雇用企業による外国人に対する納税指導の強化を求めるなど、雇用企業の理解と協力を得る必要があるものと考えられる。

以上から、市の高額滞納案件に関して明らかとなった主な課題は、以下の通りである。

- a. 納付見込みが無い分割納税の誓約を繰り返しているもの。
- b. 滞納処分をしても回収見込みが無い為に、経済的に破綻している滞納者に対して、処分を躊躇しているもの。
- c. 高額滞納事案であるにも関わらず、滞納処分を行わず長期間の猶予を行っているもの。

市の高額滞納案件の大半は滞納処分をしても回収見込みの無い困難な案件であって、問題の解決に苦慮していることがこれらの課題が生じている主な要因であった。さらにこれらの回収困難な案件について、市では安易な不納欠損処理はせずに回収努力を続けているものの、有効な解決策が見いだせないまま滞納案件が累積している状態にあった。

府や他自治体との交流等を通じて倒産事案整理のノウハウの蓄積や新たな財産調査手法の習得を確実に行うとともに、地道ながら一つ一つ着実に高額滞納案件を解決していく努力が重要である。

(2) 市有土地建物貸付収入

(単位：千円)

事業の名称		市有地貸付事業					
事業の内容及び目的		借地人の居住、店舗等の用に供する目的で、本市との間で市有財産貸付契約を締結し、市有地を貸し付けている。					
根拠法令、関連法令等		東大阪市財務規則 151 条					
所管部		財務部管財課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	33	13,107	34	20,964	32	26,629
	滞納繰越	1	645	1	645	2	685
	合計	34	13,752	35	21,609	34	27,315
収入済額	現年度	33	13,107	33	20,924	31	26,611
	滞納繰越	-	-	-	-	1	40
	合計	33	13,107	33	20,924	32	26,651
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	-	-	1	40	1	18
	滞納繰越	1	645	1	645	1	645
	合計	1	645	2	685	2	663

① 概要

借地人の居住、店舗等の用に供する目的で、市との間で市有財産貸付契約を締結し、市有地を貸し付けているものである。具体的な貸付用途としては、駐車場用地、住宅、店舗、ガス管や電柱の用地、一部事務組合用地などである。

② 市有地貸付の妥当性（意見）

平成 21 年度末時点において、昭和 53 年から平成 2 年までの間の賃借料 128 ヶ月分 645 千円が滞納繰越となっている事例が 1 件確認された。本件土地貸付は、昭和 37 年に枚岡市新中央線道路拡幅工事に伴う立退移転に伴う補償代替として行なわれたものである。当該案件は、道路収容の代替地として市有地を個人の住宅用に貸したものであり、現在でも市有地の上に債務者名義の住居が建っている。

しかし、昭和 59 年に債務者は行方不明となり、検索したものの居所不明となったため、市は平成 2 年に貸付契約を解除した。しかしながら今なお当該市有地の上には債務者の

住居が債務者名義で残ったままとなっており、なおかつ、私債権であることから債務者が時効を援用しない限り不納欠損処理ができず、20年が経過した現時点でもなお未収金として残っているものである。

本来であれば、金銭補償によるほうが好ましかったと思われるが、事業推進する上で当時やむを得ない事情があったかは現時点で不明である。

建物所有目的で土地を賃貸する時は、現在では借地借家法の適用があり、原則として賃貸期間は30年となる。また、更新拒絶には正当理由が必要とされるなど、賃貸人側からは容易に賃貸借契約を終了できないようになっている。当該案件は東大阪市が三市合併により成立する前の、旧枚岡市の時のものではあるが、普通財産を貸し付ける際は、財産の有効活用の観点も考慮し、そもそも貸し付けることが妥当かを検討のうえ貸付を行なう必要があった。

③ 時効期間及び不納欠損処理（意見）

職員に対するヒアリングによると、これまで、不納欠損処理について検討したことはなく、時効期間についても知らないとのことであった。

まず、時効期間については、本件が定期給付債権の私債権であり民法により、5年となる（民法第169条）。

本件では平成2年3月16日に賃貸借契約を解除しており、その後、賃料について時効期間が経過している。

しかし、私債権の場合、相手方が時効を「援用」（民法第145条）しなければ、確定的に消滅しないので、そのままでは不納欠損処理ができない。そこで、不納欠損処理の前提として債権放棄について議会の決議を得ることが必要となる（地方自治法第96条1項10号）。

なお、「条例に特別の定め」を置けば債権放棄について、議会の決議が不要となる（地方自治法第96条第1項第10号）。地方自治体の中には私債権管理条例等を定めて、これらの場合に債権放棄ができるようにしている自治体もある。

市においても、私債権の時効の管理を含む債権管理体制の整備と不納欠損処理の方策について、今後検討していく必要があると考える。

④ 連帯保証人の徴求（意見）

賃貸借契約については、賃借人の債務について保証する連帯保証人を置いていないが、本来は置くべきであった。民間の賃貸借契約では、連帯保証人を置くことが通常であると思われる。

⑤ 今後の具体的処理（意見）

担当者のお話では、今後の処理方針が定まっていなかったが、本債権は債務者所在不明であり、かつ時効期間が経過しており、回収可能性も極めて低いことから、債権放棄の議決を得て（地方自治法第96条第1項第10号）、不納欠損処理を行なうべきである。

また未収金とは離れるが、市の普通財産である土地に債務者の建物が存在しており、この点も併せて解決することが望ましいといえる。居所不明者に対しても訴訟提起は可能であり、債務者に対して建物収去・土地明渡請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て強制執行をすべきである。

土地上の建物がなくなれば普通財産として貸付、売払いなど普通財産の有効活用が図れることになることから、早期の解決を図る必要がある。

(3) 医療費返還金（個人負担分・保険請求分）

医療費返還金（個人負担分）

（単位：千円）

事業の名称		障害者医療費助成、老人医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成					
事業の内容及び目的		<p>(障害者医療費助成) 障害者及び知的障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に資し、もって身体障害者及び知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(老人医療費助成) 老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(ひとり親家庭医療費助成) ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>(乳幼児医療費助成) 乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健全な育成に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>					
根拠法令、関連法令等		<p>(障害者医療費助成) 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(老人医療費助成) 東大阪市老人医療費の助成に関する条例</p> <p>(ひとり親家庭医療費助成) 東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(乳幼児医療費助成) 東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例</p>					
所管部		市民生活部医療助成課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	31	105	100	725	40	314
	滞納繰越	13	153	22	1,814	38	1,869
	合計	44	258	122	2,539	78	2,183
収入済額	現年度	17	65	79	666	21	121
	滞納繰越	1	3	1	1	15	50
	合計	18	68	80	667	36	172
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	7	141	-	-	1	2
	合計	7	141	-	-	1	2
未収金額	現年度	14	39	21	58	19	192
	滞納繰越	5	8	21	1,813	22	1,816
	合計	19	48	42	1,872	41	2,009

医療費返還金（保険請求分）

（単位：千円）

事業の名称	国民健康保険事業、老人保健事業						
事業の内容及び目的	（国民健康保険事業） 国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う。 （老人保健事業） 老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の資料等の保険事業を総合的に実施する。						
根拠法令、関連法令等	（国民健康保険事業） 国民健康保険法、東大阪市国民健康保険条例、東大阪市国民健康保険条例施行規則 （老人保健事業） 老人保健法						
所管部	市民生活部資格給付課						
未収金の種類	非強制徴収公債権						
未収金額等の推移	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調定額	現年度	901	22,003	986	193,390	947	11,245
	滞納繰越	1,603	13,216	1,696	14,799	1,638	195,830
	合計	2,504	35,220	2,682	208,189	2,585	207,075
収入済額	現年度	639	19,100	640	8,848	619	7,435
	滞納繰越	10	94	12	48	16	89
	合計	649	19,194	652	8,896	635	7,524
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	158	1,226	381	3,438	344	2,490
	合計	158	1,226	381	3,438	344	2,490
未収金額	現年度	262	2,903	346	184,541	329	41,124
	滞納繰越	1,434	11,895	1,303	11,311	1,277	155,936
	合計	1,696	14,799	1,649	195,853	1,606	197,060

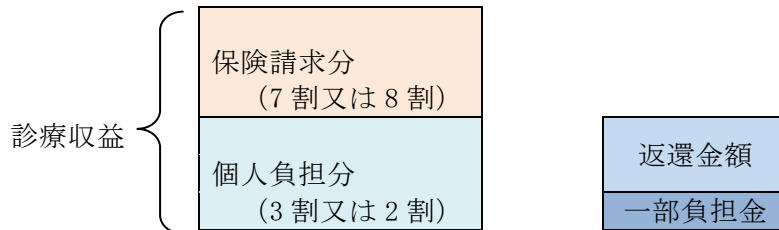
① 概要

医療費返還金には、被保険者が診療機関を受診した医療費のうち、市が個人負担分の一部を助成するものと、市が保険者として診療機関に支払う保険請求分に係るものがある。

a. 個人負担分にかかる医療費返還金

個人負担分に係る医療費返還金は、障害者医療・老人医療・ひとり親家庭医療・乳幼児医療の受給者が、受給資格喪失後に受診をした場合に発生するものである。受給資格を有していると、個人負担分は一部負担金となる。一部負担金は、同一診療機関で1日の保険診療自己負担金が500円以上の場合は500円を、500円未満の場合はその金額を月2日

まで負担することとなり、1ヶ月の一部自己負担金が対象者一人当たり2,500円を超える場合は、差額を市から支給することとなる。受給資格を喪失しているにもかかわらず一部負担金のみしか支払っていなかった場合、健康保険の自己負担分（3割または2割）から、一部負担金を引いた金額が返還金額となる。



市では、個人負担分に係る医療費返還金を障害者医療費助成、老人医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成に分けて管理している。

また、診療機関が過大請求及び不正請求等した場合、診療機関に対して未収金が発生する（旧花園病院のみ）。

なお、平成21年度末における、個人負担分に係る医療費返還金の内訳は以下のとおりであり、大半は旧花園病院に対するものである。

(単位：千円)

内訳	旧花園病院	個人分	合計
障害者医療費助成	823	17	841
老人医療費助成	904	99	1,004
ひとり親家庭医療費助成	37	52	90
乳幼児医療費助成	0	72	72
合計	1,765	243	2,009

b. 保険請求分にかかる医療費返還金

保険請求分に係る医療費返還金は、市の国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険証を使用して診療機関にて診療を受けた場合や診療機関が誤って過大に請求した場合に発生する。

前者の場合、被保険者は市の国民健康保険の資格を喪失しているため、市が診療機関に支払った保険請求分は、新たな保険者が診療機関に支払うべきものである。よって、市は診療機関等に支払った保険請求分を被保険者に請求・回収することになる。

後者の場合、診療機関が債務者となる。この場合、診療機関は市に対し誤って過大請求した金額について市に返還する必要がある。

被保険者の市の国民健康保険の資格を喪失事由としては、転出（出国を含む）、社会保険加入等が挙げられる。市の国民健康保険の資格の喪失を適時に把握することは以下の理由により困難である。

転出（出国）については、他市に異動した後郵送で転出届を提出した場合、住所異動から長期間経過した後さかのぼって転出届を提出した場合、外国人登録について異動先のみで異動届が提出され転出届が不要なため、被保険者証を資格喪失日に回収出来ない場合に、適時に国民健康保険の資格喪失を把握することが出来ない。

社会保険加入については、被保険者が社会保険の資格を取得した場合又は社会保険の被扶養者になった場合には、被保険者自身から届出がない限り市が把握する方法はない。

平成 21 年度末における保険請求分にかかる医療費返還金の内訳の大半は旧花園病院に対するものである。

(単位：千円)

	旧花園病院分	個人分	合計
医療費返還金（一般・退職）	35,085	15,100	50,186
老人保健事業特別会計	94,652	1,175	95,827
診療報酬不正請求返還金への加算金	51,045	0	51,045
合計	180,783	16,276	197,060

c. 旧花園病院に対する未収金

ア. 経緯

平成 19 年 10 月 25 日、大阪社会保険事務局と大阪府国民健康保険課の監査により、旧花園病院において、退職した看護師が夜間に働いている等看護師数と勤務時間を水増しし、看護師一人が対応する患者数を少なくし手厚い看護がなされているように見せかけ、医療保険から支払われる報酬を不正請求していたことが判明した。

平成 20 年 5 月 23 日付で保健医療機関の指定取消、平成 20 年 5 月 27 日生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定取消がなされ、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月に大阪府の国民健康保険課、社会援護課から各課宛に不正請求等に係る返還金等に関する通知が届き金額が確定した。

旧花園病院不正請求に係る診療報酬等の返還金内訳

(単位：千円)

項目	不正請求額	加算金	不当請求額	合計	担当課
国民健康保険診療報酬に係る返納金	34,328	13,731	757	48,816	医療保険室 資格給付課
老人保健診療報酬に係る返納金	93,286	37,314	1,365	131,966	
老人医療費助成返還金	835	-	69	904	医療助成課
障害者医療費助成返還金	789	-	33	823	
ひとり親家庭医療費助成返還金	36	-	1	37	
生活保護医療扶助費返還金(※)	26,101	-	1,245	27,347	生活福祉課
合計	155,377	51,045	3,472	209,896	

(※) 生活保護医療扶助費返還金については、未収金に計上されていない(平成22年10月に調定を行っている。)

なお、市は債務者である旧花園病院の病院長に対し損害賠償請求をし、大阪地方裁判所に提訴し平成22年7月2日に判決が下され、平成22年7月16日に上記債権について債務者の支払義務が確定した。

イ. 市の対応

平成20年6月から9月	市は不正又は不当による支給が判明したものにつき、病院開設者から返還同意書を入手。		
平成21年3月	旧花園病院への診療報酬返還請求に係る債務者との面談を実施。		
平成21年3月、7月	債務者の代理人である弁護士より通知書が届く。内容は以下のとおり。 (内容) ・返還請求が2億1千万円を超えており、下記理由のため支払えない。 (理由) ・旧花園病院は平成20年5月23日付で保健医療機関の指定取消を受け、同年9月29日付で廃院したため、病院を運営しながら返還していくことは不可能。 ・返済可能な資産がない。 ・債務者が高齢のため今後返還を行うのは現実問題として出来ない。		
平成21年4月以降	各部署より納付書・督促状を以下の日程で送付。		
		送付日	納期限
	市民生活部関係		
	納付書	平成21年3月19日	平成21年4月30日

	催告書	平成 21 年 7 月 9 日	平成 21 年 7 月 31 日
	督促状	平成 21 年 11 月 18 日	平成 21 年 11 月 30 日
	生活福祉課		
	納付書	平成 20 年 9 月初旬	平成 20 年 9 月 30 日
	納付書	平成 21 年 4 月初旬	平成 21 年 4 月 30 日
	督促状	平成 21 年 11 月 17 日	平成 21 年 11 月 30 日

ウ．債権の回収方法

旧花園病院の土地建物については、不正行為を行う前から他法人名義であったため、対策を講じることは出来なかった。

市では、上記債権に対し、以下の方法にて回収を実施している。

i．債務者本人の給料の差押え

債務者本人が現在勤務医として勤務中であるため、裁判所に申立てを行い、債務者本人の給料の差押えを実行し、平成 22 年 11 月から回収を行っている。この場合、給与総額から法定控除額を差し引いた金額が月 440 千円以下の場合には給与の 4 分の 1 を 440 千円超の場合は給与から 330 千円控除した金額を回収することが可能となる。

今後、市では、上記方法に加え以下の方法により回収を実施する予定である。

ii．債務者の子所有の不動産

債務者本人及び妻が所有していた不動産について債務者の子に売却している。当該不動産に係る売却代金は旧花園病院の職員の退職金に充当したとしている。子への不動産の売却行為自体に対し詐害行為取消権訴訟を現在八尾市が進めており、勝訴した場合、東大阪市は裁判所に対して当該不動産の差押えの申立及び競売を実施する予定である。

iii．債務者の母所有の不動産の仮処分の申請

債務者の母が所有する不動産について平成 19 年 5 月 22 日に債務者に対し始期付所有権移転の仮登記がなされていた。しかし不正請求等の発覚後である平成 20 年 7 月 25 日に当該仮登記を抹消している。市ではこのことについて詐害行為取消訴訟を提訴している。

② 未調定の未収金（結果）

市は、平成 21 年度において、旧花園病院に係る未収金のうち生活保護医療扶助費返還金 27,347 千円について、未収金に計上していなかった。

従来、生活福祉課では、診療報酬にかかる生活保護医療扶助費返還金については、病院の過大請求が判明した場合に、病院から入金があった時点で調定していたため、旧花園病院に係る返還金についても同様の処理を行う予定であった。

しかし、東大阪市財務規則第 18 条によると、徴収すべき金額が確定した場合には会計管理者に通知しなければならないとされている。また同規則第 34 条により、収入未済額がある場合には財務部長及び会計管理者に通知しなければならず、これらの事務手続を経て未収金の調定額及び収入未済額として計上されることとなる。生活保護医療費扶助費返還金の未収金 27,347 千円について、金額が確定しているにもかかわらず平成 21 年度において未収金調定額及び収入未済額に計上されておらず財務規則に準拠していなかった。

なお、平成 22 年 10 月に調定処理が実施されており、現時点では当該未収金が計上されている。

(4) 児童手当・特例給付返還金

(単位：千円)

事業の名称		児童手当					
事業の内容及び目的		12歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全育成を図る制度。一定の所得額未満の者に対し、3歳未満の児童一律10,000(月額)。3歳以上、第1子5,000円(月額)、第2子5,000円、第3子以降10,000円を毎年2月、6月、10月に前月分までを支給している。					
根拠法令、関連法令等		児童手当法					
所管部		市民生活部国民年金課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	20	1,185	25	900	22	1,075
	滞納繰越	26	1,135	31	1,235	28	1,185
	合計	46	2,320	56	2,135	50	2,260
収入済額	現年度	14	935	17	660	8	360
	滞納繰越	8	250	8	330	8	240
	合計	22	1,185	25	990	16	600
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	3	180	3	55	4	160
	合計	3	180	3	55	4	160
未収金額	現年度	6	250	8	240	14	715
	滞納繰越	15	705	18	850	16	785
	合計	24	955	26	1,090	30	1,500

① 概要

児童手当は児童手当法に基づき、申請を行った一定の所得以下の家庭に対して、手当が支給される事業である。平成22年度より、児童手当法に代わって新たに平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が制定され、新規の児童手当の支給は既に中止されている。

受給者が未申告で受給者に係る課税台帳がない場合、その者は所得がなかったものとして取り扱うため、申請をすれば児童手当の支給対象となる。児童手当返還金は、その後の税務調査等により所得が判明し所得更生が発生した場合など、児童手当の受給資格が本来なかったにもかかわらず児童手当の支払が行なわれた場合に発生する。

(5) 児童扶養手当返還金

(単位：千円)

事業の名称		児童扶養手当					
事業の内容及び目的		離婚等により父または母がいない家庭の児童について、その児童を監護する母、父、養育者に対し、児童扶養手当を支給し、児童の健全育成を図ることを目的とする。					
根拠法令、関連法令等		児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令					
所管部		市民生活部国民年金課					
未収金の種類		非強制徴収公債権（不正受給分を除く）					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	14	10,478	14	6,011	8	688
	滞納繰越	67	18,168	78	26,156	76	28,455
	合計	81	28,647	92	32,167	84	29,143
収入済額	現年度	5	2,839	9	2,483	5	401
	滞納繰越	31	2,229	38	3,130	29	2,325
	合計	36	5,068	47	5,614	34	2,727
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	1	42	7	1,218
	合計	-	-	1	42	7	1,218
未収金額	現年度	13	7,639	7	3,527	3	286
	滞納繰越	56	15,939	62	22,983	60	24,911
	合計	69	23,578	69	26,511	63	25,197

① 概要

離婚等により父または母がいない家庭の児童について、その児童を監護する母、父、養育者に対し、児童扶養手当を支給し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業である。児童扶養手当法第3条第3項は、「この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含（中略）むものとする。」と定めており、いわゆる事実婚については当該手当の支給対象としていない。債権の発生原因は、主としてこの事実婚の判明による返還金の発生にある。

② 不正利得者に対する強制徴収公債権としての扱い（意見）

児童扶養手当返還金について、市は非強制徴収公債権として扱っている。

しかし、児童扶養手当法第 23 条第 1 項（不正利得）は、「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたものがあるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定めていることから、法第 23 条第 1 項に該当する「偽りその他不正の手段」によって支給を受けた場合には、地方税の滞納処分の例により強制徴収公債権として扱い、保有財産の滞納処分をすることができるものと考えられる。

法第 23 条に定める「偽りその他不正の手段」については、昭和 37 年に厚生省通知として「児童扶養手当法第二十三条に規定する不正受給の具体例について」が示されている。それによれば、「受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合」が規定されている。

下記表のとおり、市における 100 万円を超える高額滞納者の発生理由の大半は事実婚の判明である。市は事実婚等が支給対象とならないこと、受給資格を喪失した場合には資格喪失届を提出すること、資格喪失後もなお手当を受給した場合には返還義務が生じることについて書面等で周知を図っており、また年 1 回現況届を提出させている。

<平成 21 年度末 児童扶養手当滞納者上位 10 件のリスト> （単位：千円）

No	滞納額	発生日	発生理由
1	2,370	H19. 11	事実婚
2	1,972	H18. 10	事実婚
3	1,418	H20. 10	公的年金受給
4	1,382	H20. 11	事実婚
5	1,293	H20. 1	事実婚
6	1,163	H20. 1	保護者と生計同一
7	1,112	H17. 12	事実婚
8	1,070	H19. 5	事実婚
9	1,055	H19. 8	事実婚
10	965	H17. 2	事実婚

虚偽の届出を行って不正に手当の支給を受けている不正受給者の滞納者が督促や支払交渉に応じない場合には強制徴収公債権として取り扱い、財産調査を行い、状況に応じて滞納処分を行うことが必要である。

あわせて、滞納した場合には滞納処分が行われる可能性があることを周知する必要がある。

③ 延滞金の徴収（意見）

児童扶養手当法第23条第2項は、前述の「偽りその他不正の手段」による不正利得の徴収金について、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することを定めている。

これに対し、市は、延滞金に関する規程を定めておらず、実務上も延滞金の徴収を行っていなかった。

不正利得者に対しては特に厳格に対処し、延滞金の徴収も検討する必要があるものと考えられる。

(6) 蛇草地区消費生活協同組合に対する設備資金貸付金

(単位：千円)

事業の名称		蛇草地区消費生活協同組合に対する設備資金貸付					
事業の内容及び目的		店舗の改造等の必要性から経営基盤の確立のために貸付					
根拠法令、関連法令等		なし					
所管部		市民生活部消費生活センター					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	12,640	—	11,790	—	11,240
	合計	—	12,640	—	11,790	—	11,240
収入済額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	850	—	550	—	650
	合計	—	850	—	550	—	650
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	11,790	—	11,240	—	10,590
	合計	—	11,790	—	11,240	—	10,590

① 概要

市は蛇草地区消費生活協同組合に対して平成 6 年度に 10,000 千円、平成 8 年度に 10,000 千円の貸付を行った。この背景にはそれまで同組合等へ交付していた補助金が廃止されたことがある。

当初の約定返済によると平成 16 年 12 月迄に完済される予定であったが、平成 10 年度より約定通りの返済がされずに、平成 21 年度末では 10,590 千円の未収金が計上されている。

市は数度にわたり蛇草地区消費生活協同組合に対して督促し、平成 17 年 8 月に同組合より償還計画の提出を受け、同年 9 月に市が当該計画に基づき償還を履行するよう要請する通知を送付しており、これをもって償還条件が変更された。

年度毎の貸付額、原契約上の約定返済額、平成 17 年 8 月の償還計画による償還額、実際の償還額及び貸付金残高は次の表のとおりであるが、平成 22 年度以降の償還について、

これまでの償還実績が良好でないこと、償還計画の年度毎償還額が増加していくことを考慮すると計画通り償還されるか懸念される。

<年度毎の償還額等の推移>

(単位：千円)

年度	貸付額	原契約上の 約定返済額	平成 17 年償 還計画	償還額	年度末 貸付金残高
平成 6 年度	10,000	—	—	—	10,000
平成 7 年度	—	360	—	360	9,640
平成 8 年度	10,000	600	—	600	19,040
平成 9 年度	—	1,550	—	1,550	17,490
平成 10 年度	—	2,900	—	1,200	16,290
平成 11 年度	—	3,100	—	1,200	15,090
平成 12 年度	—	3,400	—	1,200	13,890
平成 13 年度	—	4,040	—	—	13,890
平成 14 年度	—	1,420	—	300	13,590
平成 15 年度	—	1,480	—	—	13,590
平成 16 年度	—	1,150	—	200	13,390
平成 17 年度	—	—	500	500	12,890
平成 18 年度	—	—	500	250	12,640
平成 19 年度	—	—	700	850	11,790
平成 20 年度	—	—	700	550	11,240
平成 21 年度	—	—	1,000	650	10,590
平成 22 年度	—	—	2,000	未到来	未到来
平成 23 年度	—	—	2,000	未到来	未到来
平成 24 年度	—	—	2,000	未到来	未到来
平成 25 年度	—	—	2,000	未到来	未到来
平成 26 年度	—	—	1,990	未到来	未到来
合計	20,000	20,000	13,390	9,410	

② 無利息条件の妥当性（意見）

当該貸付金は無利息条件であるが、無利息で貸し付けるのは、実質的に利息を補助していることとなるため、公益上必要である場合にのみ行なうことができる（地方自治法第 232 条の 2）。

ここで、当該組合に対して無利息条件で融資をする必要性があったかが公益性の観点より問題となり、これについて積極的に根拠付けることは困難と思われ、有利子条件とすべきであったと考えられる。

③ 期限の利益喪失条項（意見）

平成6年度の資金貸借契約書及び平成8年度の資金貸借契約書の何れにも期限の利益喪失条項が記載されていなかった。

分割返済条件の場合、一般的に返済が滞った時等に債権者の請求により期限の利益が喪失し、残額を一括で返済する旨の規定を置くことが多い。かかる条項を置く効果として、債務者も一括返済となる事態を避けるために返済努力をするということが挙げられる。

本件では当初の約定通りの返済がされれば平成16年度で全額償還されるべきところ、同年度末に貸付金13,390千円の残高が残ることとなったが、これは期限の利益喪失条項がなかったために、債務返還交渉が市の有利に進められなかったことも一因と考えられ、期限の利益喪失条項を置くべきであったと考えられる。

④ 連帯保証人（意見）

平成6年度の貸付時には連帯保証人を取っておらず、物的担保も無く10,000千円の金額を貸付ける以上、連帯保証人を置くべきであった。

平成8年度の貸付時には、連帯保証人1名が置かれているが、署名の横にある印鑑は、蛇草地区協議会の印鑑と同協議会会長個人印が押しているため、権利能力なき社団である協議会が保証したのか、個人としての保証であるのかが、不明瞭となっている。

協議会の保証とした場合、市は協議会に対して連帯保証債務の履行を請求していくこととなるが、協議会独自の財産があるのかは不明であり、また、個人としての保証であるとすれば、連帯保証責任を争ってくることも考えられる。

平成8年度の貸付時に、協議会として連帯保証を行なったことを明瞭にすることや協議会の資力を調査することが必要であったと考える。

⑤ 平成17年度の償還計画（意見）

市は平成17年度より新たに協同組合より償還計画の提出を受け、これを承認する形で返済猶予を認めた。

償還計画を承認する際に、期限の利益喪失についての定めを置くことや、平成6年度の貸付分に新たに連帯保証人を求めることもできたと思われる。

⑥ 財務状況の把握（意見）

市では、償還計画の承認の際、協同組合の財務状況等の把握を行なわなかったが、本来であれば、償還計画を認める際に、財務状況が分かる決算書等の資料の提出を義務付け、また市に定期的に報告するように償還計画と併せて定めておくべきであったと考える。

現段階でも償還が遅れがちで、回収努力が必要であり、場合によっては償還方法の再変更の可能性もあるため、その際には決算書等を徴して、償還資力を把握するように努めるべきである。

(7) 共同利用工場譲渡契約清算金

(単位：千円)

事業の名称		共同利用工場譲渡契約清算金					
事業の内容及び目的		高度化資金利用に伴う第2次工場アパート譲渡割賦金について、市と入居企業13社の間で平成2年頃の入居時に20年割賦で所有権付譲渡契約を交わし、1社において契約解除したものの清算金93,764千円が未収金となっている。その後、平成22年2月時点で延滞金を加算した119,026千円を平成22年3月に再度督促状を送付したが、現在においても納付されていない状況にある。					
根拠法令、関連法令等		なし					
所管部		経済部モノづくり支援室					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	1	93,764	1	93,764	1	93,764
	合計	1	93,764	1	93,764	1	93,764
収入済額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	1	93,764	1	93,764	1	93,764
	合計	1	93,764	1	93,764	1	93,764

① 概要

平成2年3月に市とA社が共同利用工場譲渡契約を締結し、市が同社に分割支払条件で土地及び建物を売却したが、同社の支払に延滞が生じたために、市は、平成17年6月に契約を解除し、土地及び建物の引渡しを受けた。その後、当該物件について第三者と売買契約を締結し、物件の売却を行ったが、平成17年6月の契約解除に伴う清算金93,764千円について未収となったものである。

なお、共同利用工場譲渡契約では譲渡代金の全額が支払われた後に所有権が移転するとされており、また、買主が譲渡代金の支払を怠ったときに契約が解除され使用料相当額と違約金を支払うこととされている。

② 回収可能性

平成2年3月の共同利用工場の譲渡は高度化事業の一環でされたもので、東大阪市加納に13棟の2階建工場を建築し、13社に譲渡したものであるが、複数の会社の代金支払が困難となり、同社を含む9社で延滞が発生していた。

市では、平成6年5月、同年10月及び平成10年10月に条件変更を実施してきたがそれでも延滞は解消しないことから、中小企業診断士による企業診断の実施、顧問弁護士との協議、議会決議等を経て、平成18年1月に東大阪簡易裁判所にて即決和解を行っているが、平成17年3月にA社の代表取締役が危篤状況にあり返済が困難な旨の申し入れを受け、調査の結果、返済は困難であると判断し、この即決和解にA社は含めず、平成17年6月5日に代表取締役が死去したこともあり、平成17年6月30日付でA社との譲渡契約を解除した。その後、往査時においても事業の実態は不明瞭のまま、市では顧問弁護士と協議して今後の方針を検討しているところであるが、回収可能性が極めて乏しいと懸念される。

③ 不納欠損処理（意見）

平成17年6月に契約解除し、平成17年7月の督促状を発送後平成22年3月に訪問するまで相手方との接触がされていなかった。

これは平成18年1月の即決和解の検討時に、A社の業績や資産状況等によりA社からの回収は困難と判断したものの、土地及び建物の引渡事務、第三者との売買契約事務、即決和解の事務等を優先し、その後の推移を見極めていたためとのことであった。

現時点で相当期間が経過しており、A社の現況を再調査し、回収可能性の無いことが確認されれば不納欠損処理を進めるべきと考える。

(8) 市営産業施設使用料

(単位：千円)

事業の名称	東大阪市営産業施設						
事業の内容及び目的	地域産業の育成と振興を図るため、作業場や倉庫などを安価で提供するもの。						
根拠法令、関連法令等	東大阪市営産業施設条例						
所管部	経済部モノづくり支援室						
未収金の種類	非強制徴収公債権						
未収金額等の推移	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調定額	現年度	79	12,916	79	12,681	78	12,647
	滞納繰越	216	30,071	241	33,164	259	36,217
	合計	295	42,988	320	45,845	337	48,865
収入済額	現年度	50	8,911	51	8,895	43	8,315
	滞納繰越	11	912	13	733	12	1,079
	合計	61	9,824	64	9,628	55	9,395
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	29	4,005	28	3,786	35	4,331
	滞納繰越	212	29,159	231	32,430	247	35,138
	合計	241	33,164	259	36,217	282	39,469

① 概要

市営産業施設は地域産業の育成と振興を図るため、作業場や倉庫等の産業施設を低価格（1平方メートル当たり月額360円）で事業の用に供させるために設置されたもので、産業施設とは次の施設をいう（東大阪市営産業施設条例第2条）。

＜市営産業施設の種類と内容＞

種類	内容
作業場	製造、加工、修理等の事業の用に供するもの
倉庫	物の収納及び保管の用に供するもの
事業所	店舗、事務所その他これらに類する施設の用に供するもの
車庫（※）	自動車の格納に供するもの

※ 車庫については「（9）産業施設・市設店舗使用料」参照

経済部モノづくり支援室は主に製造業の支援を目的とし、所管する産業施設は、荒本地区にある荒本第1作業場から第3作業場の3つの作業場、蛇草地区にある蛇草第1作業場から第5作業場の5つの作業場及び蛇草倉庫で、これらの使用料の未収金額が平成21年度末において39百万円計上されている。

＜モノづくり支援室の所管する施設と設置件数＞

施設名	設置件数
荒本第1作業場	12
荒本第2作業場	16
荒本第3作業場	7
蛇草第1作業場	12
蛇草第2作業場	8
蛇草第3作業場	6
蛇草第4作業場	10
蛇草第5作業場	7
蛇草倉庫	9
合計	87

② 督促状況（結果）

平成21年度末で78件の産業施設の使用許可をしており、平成20年度及び平成21年度の使用料がいずれも未収となっている先が19件あるが、これらの先について督促状の発送や回収交渉はほとんどされていなかった。平成13年に数件の相手先に督促状を手交したことがあるとのことであったが、その後相当の期間が経過しており、督促がされていなかった。

地方自治法施行令第171条では「債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」とされており、使用料が未収となった場合には、適時に督促等を実施して回収することが必要である。

なお、市では現在、戸別訪問するなどの調査を実施し、状況の把握に努めているところであり、また、未収金の回収に向け、マニュアル作りを進めていく予定である。

③ 使用許可の取消し（意見）

東大阪市営産業施設条例によると、「条例若しくは規則又は使用条件に違反したときなどの場合、使用許可の取消し又は使用の条件を変更することができる」と規定されている（同条例第10条第1項）。

使用料が未収となっていることは使用条件違反と考えられるが、これまで使用許可の取消の実績は無い。督促を実施しても支払意思の無い者について、使用許可の取消しも検討すべきと考える。

④ 第三者の使用（意見）

東大阪市営産業施設条例第9条第1項第1号では、「産業施設を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡しないこと」とされており、第三者への転貸等のある場合には使用許可の取消等の検討が必要である。

(9) 産業施設・市設店舗使用料

(単位：千円)

事業の名称		荒本車庫、荒本第6事業所、蛇草第4事業所、市設店舗					
事業の内容及び目的		産業の育成及び振興					
根拠法令、関連法令等		東大阪市営産業施設条例・東大阪市設店舗条例					
所管部		経済部商業課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	24	21,143	23	20,881	23	20,727
	滞納繰越	60	18,149	65	20,402	71	22,792
	合計	84	39,293	88	41,283	94	43,520
収入済額	現年度	20	18,600	20	18,236	19	17,837
	滞納繰越	5	290	5	254	5	245
	合計	25	18,891	25	18,491	24	18,082
不納欠損額	現年度		—		—		—
	滞納繰越		—		—		—
	合計		—		—		—
未収金額	現年度	9	2,543	10	2,645	11	2,890
	滞納繰越	56	17,859	61	20,147	66	22,546
	合計	65	20,402	71	22,792	77	25,437

① 概要

産業施設については「(8) ① 概要」の記載と同様であり、また、市では「東大阪市設店舗条例」に基づき、上小阪地区にある宝持西店舗を設置している。

商業課の所管するのは荒本車庫、荒本第6事業所、蛇草第4事業所の市営産業施設と宝持西店舗の市設店舗で、これらの使用料の未収金額が平成21年度末で25百万円計上されている。

< 商業課の所管する施設と設置件数 >

施設名	設置件数
荒本車庫	4
荒本第6事業所	7
蛇草第4事業所	10
宝持西店舗	8
合計	29

② 督促状況（結果）

荒本地区の車庫 3 件及び事業所 6 件並びに蛇草地区の事業所 2 件の合計 11 件について、1 年分超の使用料が未収となっていた。しかしながら、これらの先についてモノづくりに係る産業施設と同様に督促状の発送や回収交渉はされていなかった。

地方自治法施行令第 171 条により「債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」とされており、使用料が未収となった場合には、適時に督促等を実施して回収することが必要である。

③ 車庫の使用状況（意見）

市では車庫の使用許可をしているが、これは個人タクシー業の支援のため（東大阪市営産業施設条例第 4 条第 1 項第 1 号）である。しかしながら、実際に個人タクシー業を営んでいるかどうかは調査が不十分とのことであった。また、使用許可者が実際に使用しているかどうかは不詳とのことであった。これらの先には未収の発生しているものもあり、使用許可の取消の検討も必要となるので、調査を実施すべきである。

④ 回収交渉の中断（意見）

市設店舗において 1 件で 11,805 千円の未収が発生している。これは平成 11 年 7 月から平成 21 年 3 月までの使用料の未収であり、未収発生時より間もなく回収交渉を進め、平成 21 年 4 月より本格的に回収交渉を実施しているが、平成 16 年度頃から本格回収まで一時的に回収交渉を中断した経緯がある。

これは、当時債務者が一部納付を行ったことや産業施設の未収に対する回収交渉を実施せずに市設店舗へ交渉することについて躊躇したためであった。

しかしながら、産業施設と市設店舗の両方の未収に対する督促等が必要とされるのであり、中断することなく回収交渉を進めるべきであった。

当該債務者からは 4,350 千円の保証金を預っており、平成 21 年 4 月からの本格交渉により、相手先は店舗施設より退去することとなったが、回収交渉を中断することなく継続していれば未収金の回収不能額を減らすことができた。

(10) 生活保護費返還金

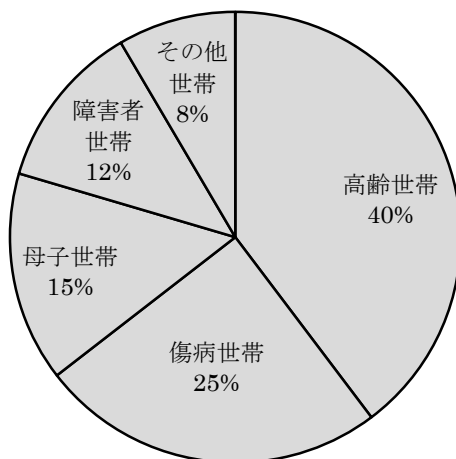
(単位：千円)

事業の名称		生活保護					
事業の内容及び目的		資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。					
根拠法令、関連法令等		生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則					
所管部		福祉部生活福祉課・各福祉事務所					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	852	275,441	1,149	443,571	1,312	491,917
	滞納繰越	1,630	894,608	1,600	1,013,429	1,845	1,133,849
	合計	2,482	1,170,049	2,749	1,457,001	3,157	1,625,767
収入済額	現年度	731	91,538	1041	252,274	1127	270,128
	滞納繰越	778	65,081	930	70,877	1065	77,063
	合計	1,509	156,619	1,971	323,152	2,192	347,192
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	335	183,903	428	191,297	529	221,788
	滞納繰越	1,265	829,526	1,417	942,551	1,641	1,056,785
	合計	1,600	1,013,429	1,845	1,133,849	2,170	1,278,574

① 概要

生活保護とは、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（生活保護法第 1 条）。その趣旨に則り、すべての国民は生活保護法に定める要件を満たす場合には生活保護を受けることができる。

市における平成 21 年度の生活保護世帯の類型別割合は以下のようになっており、高齢世帯、傷病世帯及び母子世帯が全体の 8 割を占めている。



※世帯数については年度の平均値を使用している。

高齢世帯	男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯
傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
母子世帯	現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯

生活保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。平成 22 年 10 月における具体的な例として、75 歳一人暮らしの高齢世帯については生活扶助が 75,770 円であり、収入は国民年金の月 40,466 円、家賃が月 30,000 円の場合における一月あたり支給額は以下のようなになる。

生活扶助 75,770 円 + 住宅扶助 30,000 円 - 収入認定 40,466 円 = 支給額 65,304 円

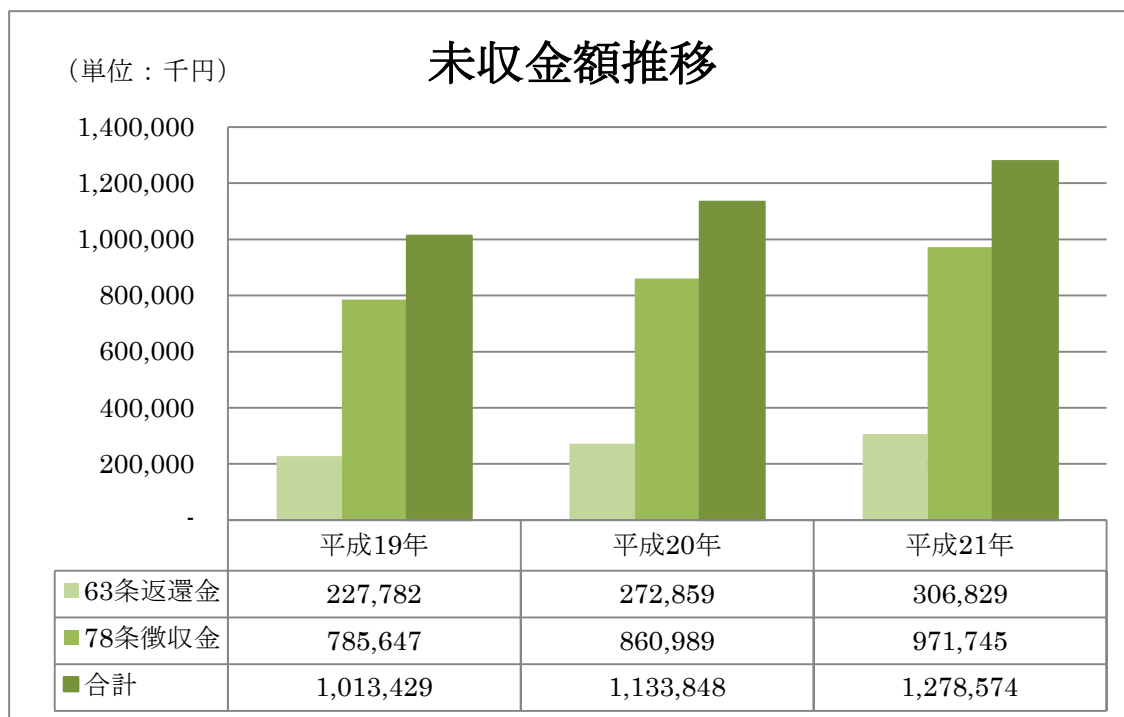
その他の扶助としては教育扶助、介護扶助、医療扶助などがあり、世帯の状況に応じて決定される。

他の中核市と比較した結果、市は生活保護人員については17,099人と中核市の中でも多くなっている。また、生活保護費自体も平成20年度については総額27,095,384千円であり多額になっている。

No	市名	被保護人員			No	市名	被保護人員		
		人	保護率 %	被保護世帯			人	保護率 %	被保護世帯
1	東大阪市	17,099	3.38%	11,250	21	倉敷市	5,143	1.08%	3,463
2	尼崎市	13,894	3.01%	10,055	22	秋田市	4,668	1.43%	3,527
3	鹿児島市	12,461	2.07%	8,862	23	久留米市	4,300	1.41%	3,112
4	旭川市	12,154	3.43%	8,377	24	高槻市	4,259	1.19%	2,872
5	函館市	11,696	4.08%	8,205	25	岐阜市	4,134	0.98%	3,262
6	熊本市	11,116	1.64%	8,190	26	いわき市	4,072	1.16%	2,830
7	長崎市	10,674	2.41%	7,316	27	横須賀市	4,034	0.96%	2,927
8	高知市	10,502	3.06%	7,704	28	盛岡市	3,933	1.32%	2,772
9	松山市	9,598	1.86%	7,353	29	川越市	3,246	0.96%	2,240
10	船橋市	7,324	1.23%	4,427	30	下関市	3,189	1.47%	4,184
11	青森市	7,321	2.39%	5,410	31	大津市	3,133	0.94%	2,202
12	和歌山市	7,060	1.91%	5,405	32	金沢市	3,096	0.68%	2,542
13	大分市	6,931	1.47%	5,035	33	前橋市	2,836	0.90%	2,112
14	奈良市	6,419	1.74%	4,156	34	柏市	2,608	0.66%	1,915
15	福山市	6,251	1.36%	4,176	35	郡山市	2,595	0.77%	1,853
16	宇都宮市	6,108	1.20%	4,425	36	長野市	1,983	0.52%	1,539
17	西宮市	6,084	1.27%	4,154	37	豊田市	1,745	0.41%	1,125
18	高松市	5,943	1.42%	4,079	38	豊橋市	1,619	0.42%	1,257
19	宮崎市	5,867	1.59%	4,334	39	岡崎市	1,373	0.37%	1,002
20	姫路市	5,524	1.03%	4,013	40	富山市	1,357	0.32%	1,178

※中核市の生活保護状況。中核市市長会ホームページより入手した平成21年度版のデータを、被保護人員の多い順に加工。

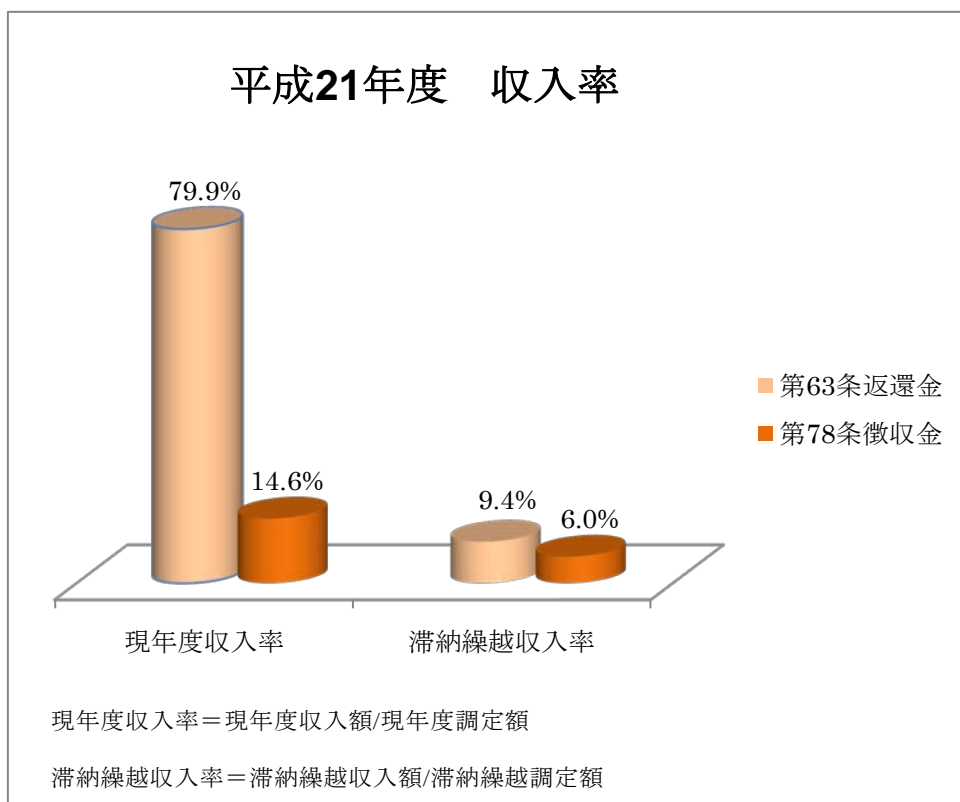
生活保護受給者の生活保護費のうち、その金額を返還しなければならない場合に生活保護費返還金として調定されることになる。生活保護費返還金には生活保護法第 63 条に基づく返還金と、生活保護法第 78 条に基づく徴収金の 2 種類があり、その内訳は下表のようになっている。



第 63 条に基づく返還金とは、急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合に、支給した保護金品から、資力の範囲以内での返還を求めるものである。例えば保険金等により将来入金が見込まれているが、未だ支給されておらず、支給までの間の生活費が不足している場合などが該当し、このような場合には保険金等で支給された金額のうち、生活保護として既に受給した金額を返還することとなる。一方、第 78 条に基づく徴収金とは、事実と違う申請や不正な手段により生活保護費を受け取ったときに、その費用を徴収するものである。例えば何らかの収入があるにもかかわらず、それを申告しておらず不正に生活保護を受給していた場合が該当する。

第 63 条に基づく返還金は、発生した資金によって返還額が決定されるため、生活保護受給者はその資金から返還することが可能であるが、その資金を他の目的に消費してしまった場合には一括返還が困難になる。第 78 条に基づく徴収金は、不正な目的での受給が原因により発生するため、その不正が発覚した時点では金銭を消費している場合が多く、一括で資金の徴収ができないことが多い。

そのため、第 63 条に基づく返還金は現年度の収入率は高いが、一旦滞納になると回収が困難になる。また、第 78 条に基づく徴収金は現年度及び滞納繰越共に収入率が低い状況になっている。



② 第 63 条に基づく返還金の滞納防止（意見）

第 63 条に基づく返還金は、資力を有しているが、その資力が資金化されていないため、生活保護費を受給していた場合に発生する。この資力について、生活保護受給時においてその存在が確認できている場合や、年金の受給資格の発覚などによって、過去において資力を有していたことが判明する場合がある。

市においては資金化の時期を適切に把握するように業務を行っているが、生活保護受給時においてその資力の存在が確認できている場合であっても、資力の資金化後本人の行方不明によりその回収を逸し、滞納となっているものが存在した。

一旦滞納すると回収が困難になるという特性上、その資力の資金化する時期を事前に知り得る場合においては、ケースワーカーが調査等によりその情報を適切に入手し生活保護受給者への対応を十分に行えるような体制を構築することや、その監督を行う査察指導員等のケースワーカーに対するモニタリングを強化すること等により、滞納にならないよう

十分な注意が必要である。特に高額な返還金が見込まれる場合については慎重に取り扱うべきである。

③ 第 78 条に基づく徴収金の発生防止（意見）

生活保護受給世帯については、世帯主をはじめその世帯員全員の収入を申告する義務を有している。その申告義務を怠り、後の調査により収入未申告や過少申告が判明した場合には第 78 条に基づく徴収金として調定することとなる。

その中でも世帯主が高校生の子の収入を知らず申告をもらすケースが多く、その世帯主としては予期せぬ徴収金が発生することとなる。それを防止するための施策として、市ではその旨を世帯主に対して周知するようにしているが、世帯員全員まで情報が伝達されることは確認できていない。

このようなケースによる第 78 条に基づく徴収金の発生を防止するよう努める必要があるため、生活保護受給世帯に対して子の収入申告義務を漏らした場合の処遇についての説明を徹底し、世帯員全員の収入を漏れなく申告していることについて世帯主に対して確認することを徹底する必要がある。

④ 催告業務（意見）

生活保護費返還金の滞納者については、その滞納後においても生活保護を受給し続ける場合と、生活保護が廃止される場合がある。生活保護を受け続ける滞納者については、引き続きケースワーカーが訪問調査するため、ケースワーカーを通じて滞納者の状況を把握することができ、滞納者に対面で催告を行うことが可能である。しかし、生活保護が廃止になった滞納者については、ケースワーカーは訪問することがなくなり、福祉事務所からの督促状の送付によってのみ督促が行われており、電話や訪問による催告は行われていない。

生活保護の廃止の場合において、当該滞納者に対して電話や面談での催告を実施しなければ、収入率の改善は望めない。そのためには、これらの催告業務を実施できるように体制を充実させる必要がある。少なくとも回収可能性が高いと考えられる現年度分については十分な催告業務を行うべきである。

⑤ 未収金管理マニュアルの作成と不納欠損処理（意見）

福祉部で行われている未収金管理業務は、前述のとおり、生活保護が廃止になった滞納者に対しては督促状を送付するのみである。また、未収金管理に対するマニュアルについても作成に着手はしているものの未完成の状態であり、時効管理もできていないため、回収不能な未収金に対しても不納欠損処理はほとんど行っていない。

平成 19 年から平成 21 年までの不納欠損処理の実績は 0 円となっている一方、未収金額は年々増加していく状態になっている。

【未収金額の年度毎の明細】

（単位：千円）

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
未収金額	1,600	1,013,429	2,447	1,133,849	2,851	1,278,574
(年度別内訳)						
平成 21 年度	—	—	—	—	1,006	221,788
平成 20 年度	—	—	846	191,297	428	166,970
平成 19 年度	335	183,903	335	161,262	264	144,679
平成 18 年度	298	162,428	298	143,324	254	130,643
平成 17 年度	171	112,482	171	104,420	156	97,786
平成 16 年度	165	97,413	165	88,661	142	83,395
平成 15 年度	163	117,016	163	112,307	147	108,478
平成 14 年度 以前	468	340,185	469	332,575	454	324,831

未収金管理業務を十分かつ適切に行うために、早急に未収金の管理マニュアルを整備し、それに基づいた督促業務を実施し、適切な収納確保に努めるべきである。また、これに伴い時効管理を適切に実施する必要がある。これらの適切な管理の結果、回収ができないと判断される債権については放棄し、時効が到来した債権については消滅を把握し、これらについては不納欠損処理を行うことによって、管理業務の省力化を図り、業務の有効性と効率性を高めるべきである。

(11) 老人福祉施設措置費負担金

(単位：千円)

事業の名称		老人養護ホーム入所措置等					
事業の内容及び目的		老人福祉法第 11 条に規定する措置に要する費用について、法第 28 条の規定により徴収基準に定められた費用徴収基準額を被措置者及び扶養義務者から徴収する。					
根拠法令、関連法令等		老人福祉法・東大阪市老人福祉法施行細則					
所管部		福祉部高齢介護課・各福祉事務所					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	122	43,202	123	43,666	132	46,388
	滞納繰越	48	16,664	47	9,343	43	8,776
	合計	167	59,867	161	53,010	168	55,164
収入済額	現年度	121	42,416	122	42,885	130	45,672
	滞納繰越	6	581	12	1,072	7	839
	合計	125	42,998	125	43,957	132	46,512
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	11	7,526	1	276	32	5,669
	合計	11	7,526	1	276	32	5,669
未収金額	現年度	9	786	7	781	6	715
	滞納繰越	39	8,556	38	7,995	7	2,267
	合計	47	9,343	43	8,776	11	2,982

① 概要

老人福祉施設措置費負担金とは、老人福祉法に基づき措置権者である市が被措置者及び扶養義務者から徴収する措置に要する費用のことである。措置とは、行政の判断で入所の必要がある場合に入所を行政の職権にて進めることをいう。費用徴収基準額は入所者の前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入の額を基準に定められている。なお、被措置者が被扶養者である場合、扶養義務者に対しても負担金が定められている。

平成 12 年より介護保険制度が導入されたことにより、特別養護老人ホームに係る費用が措置費の対象から介護保険の対象となったため、老人福祉施設措置費負担金に係る未収金の発生額は介護保険制度導入前と比較して減少している。

② 福祉事務所における不納欠損処理の統一（意見）

過去3年間における不納欠損の状況を調べたところ、東福祉事務所・中福祉事務所・西福祉事務所において同一理由により発生し時効の開始時期が同じ年度の未収金について不納欠損処理を実施している年度が異なっていた。平成14年度以前発生未収金について、中福祉事務所では平成19年度に不納欠損処理を実施し、東福祉事務所及び西福祉事務所では平成20年度及び平成21年度に不納欠損処理を実施している。このように不納欠損処理の年度が異なった理由は、対応する人員が不足しており、事務処理が同一年度で処理しきれなかったためである。

各福祉事務所における不納欠損処理を時効期間が経過したものについて一律に実施し、各福祉事務所において適切な処理が実施されることが期待される。

③ 債権の回収手続の強化（意見）

老人福祉措置費負担金の未収金のうち、回収が滞っているものは、債務者が扶養義務者であり、債務者と連絡が取れない又は連絡は取れるが支払いがないものである。所在確認や電話催告を徹底するなど、被扶養者に対する督促を強化し未収金の回収を図るべきである。

(12) 障害者施設措置費負担金

(単位：千円)

事業の名称		身体障害者更生援護施設措置費負担金、知的障害者施設措置費負担金					
事業の内容及び目的		(身体障害者更生援護施設措置費負担金) 身体障害者施設入所中の措置費負担金 (知的障害者施設措置費負担金) 知的障害者施設入所中の措置費負担金 入所の措置に要する費用を被措置者及び扶養義務者から、その負担能力に応じて費用の全部又は一部を徴収する。					
根拠法令、関連法令等		(身体障害者更生援護施設措置費負担金) 身体障害者福祉法 (知的障害者施設措置費負担金) 知的障害者福祉法					
所管部		福祉部障害者支援室・各福祉事務所					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	13	2,829	13	2,543	11	1,459
	合計	13	2,829	13	2,543	11	1,459
収入済額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	4	286	3	335	2	79
	合計	4	286	3	335	2	79
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	2	748	6	585
	合計	-	-	2	748	-	-
未収金額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	13	2,543	11	1,459	4	795
	合計	13	2,543	11	1,459	4	795

① 概要

障害者施設措置費負担金とは、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づき、措置者である市が被措置者及び扶養義務者から徴収する措置に要する費用のことである。平成 15 年 4 月から支援費制度に移行され、措置から利用契約へ切り替わっており、障害者施設措置費負担金の新たな発生はなくなっているが、平成 14 年度以前の未収金が残っている。

② 福祉事務所における不納欠損処理の統一（意見）

過去3年間における不納欠損の状況を調べたところ、各福祉事務所において、同一理由により発生し時効の開始日が同一年度の未収金に係る不納欠損処理が行われている年度が異なっていた。中福祉事務所では、平成20年度に平成13年度分及び平成14年度分を不納欠損処理しているのに対し、東福祉事務所では、平成21年度に平成13年度分から平成14年度分を不納欠損処理していた。

各福祉事務所における不納欠損処理を時効期間が経過したものについて一律に実施し、各福祉事務所において適切な処理が実施されることが期待される。

③ 督促業務（意見）

未収金の督促は各福祉事務所で行っているが、各事務所で督促の頻度、督促状況の管理方法が異なっている。督促は各福祉事務所それぞれ数ヶ月滞納が続いた時点で実施しているが督促の実施時期や頻度の共通のルールはない。

各福祉事務所において督促のルールを作成しルールに則った督促を実施すべきである。

(13) 災害復興生業資金貸付金返還金

(単位：千円)

事業の名称		災害復興生業資金					
事業の内容及び目的		火災による住居を滅失した者、水害による床上浸水を受けた者に、応急的にそれらの者の生計の維持と自立厚生に資するための貸し付け					
根拠法令、関連法令等		災害応急援護資金貸付要綱					
所管部		福祉部生活福祉課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	107	1,038	107	1,038	107	1,038
	合計	107	1,038	107	1,038	107	1,038
収入済額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	107	1,038	107	1,038	107	1,038
	合計	107	1,038	107	1,038	107	1,038

① 概要

災害復興生業資金貸付金返還金とは、市の災害応急援護資金貸付要綱（昭和 43 年 4 月 12 日）に基づいて貸し付けた資金であり、私債権である。災害応急援護資金貸付は、災害により住居を滅失した者、水害による床上浸水を受けた者に、応急的にそれらの者の生計の維持と自主更生に資することを目的として実施された。

② 業務の引き継ぎ（意見）

災害復興生業資金貸付金返還金については、「災害応急援護資金の未済決済額等の状況」の 1 項目として、平成 6 年 10 月に福祉総務課から未収金の内訳及び金額について報告された以降、当該債権の内訳について担当者間で引き継がれておらず、現在、市の職員で把握している者がいない状況であった。

引き継ぎを徹底すべきであったと考えられる。

③ 長期滞納繰越の不納欠損処理（意見）

未収金額は、昭和44年から46年の火災による世帯に対する貸付及び昭和44年6月の集中豪雨による浸水世帯に対する貸付滞納額であることが調定簿に記載されていた。最終回収日は、昭和53年2月であり、最終督促年月日は昭和55年6月であるにもかかわらず、私債権であることから債務者が時効を援用しない限り不納欠損処理ができず、30年が経過した現時点でも滞納繰越として残っているものである。当該債権は明らかに回収が困難な未収金と考えられる。

当該事例においては、滞納繰越を解消する必要がある。そのためには、まず議会で債権放棄の決議をし、債権放棄によって不納欠損処理を行う必要がある。

(14) 保育所保育料

(単位：千円)

事業の名称		保育所保育料徴収事務					
事業の内容及び目的		保育に欠ける児童が入所している保育所の保育料徴収事務を行っている。					
根拠法令、関連法令等		児童福祉法、保育の実施による費用の徴収に関する条例・施行規則					
所管部		福祉部保育課					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	6,035	1,397,418	6,112	1,328,229	6,018	1,430,596
	滞納繰越	2,695	267,306	2,857	285,401	2,974	293,292
	合計	8,730	1,664,725	8,969	1,613,631	8,992	1,723,889
収入済額	現年度	5843	1,332,072	5949	1,268,039	5840	1,360,947
	滞納繰越	664	19,189	798	26,218	637	20,464
	合計	6,507	1,351,261	6,747	1,294,258	6,477	1,381,412
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	244	26,849	265	26,014	212	19,746
	合計	244	26,849	265	26,014	212	19,746
未収金額	現年度	757	65,346	754	60,189	743	69,649
	滞納繰越	1,952	221,267	2,493	233,168	2,693	253,081
	合計	2,709	286,614	3,247	293,358	3,436	322,730

① 概要

児童の保育に欠けるところがある場合において、市長が保育の実施を必要と認めた児童について保育所で保育を行い、保育料を保護者から徴収する。入所児童の属する世帯の収入等に基づいて保育料が決定され、その支払いがない場合に未収金が発生する。市における保育所保育料については、生活保護受給世帯の場合には保育料は0円であるが、前年の所得税額が413,000円以上の世帯の場合には保育料は最大で月58,000円となる。

② 延滞金の規程（意見）

市においては東大阪市延滞金徴収条例が存在し、別に定めがあるものを除いてこの条例により延滞金を徴収することとなる（東大阪市延滞金徴収条例第1条）。これに対し、市における保育所保育料に対する延滞金の取り扱いとしては、保育の実施による費用の徴収

に関する条例を別の定めとし、当該条例に延滞金に関する取り扱いが明記されていないため、延滞金の徴収は不要であると判断し、延滞金を徴収していない。

しかし、その保育の実施による費用の徴収に関する条例において明記されていない以上、別の定めは存在しないため東大阪市延滞金徴収条例に基づいて延滞金を徴収すると解釈することも可能である。

このような解釈の余地をなくし、明瞭に判断できるようにするために、規程を整備することが望ましいと考える。

③ 回収手続の強化（意見）

保育所保育料については、現在は滞納処分を行っていないが強制徴収公債権であり、地方税の滞納処分の例により処分することができる。しかし、滞納者の事情を考慮せず滞納処分をすることは、その滞納者の生活が著しく害される危険性があり問題である。そのため、強制徴収するためには事前に十分な催告を行い、滞納処分の手段を取ることを伝達したうえで、個々のケースを勘案し滞納処分を行うべきである。

市における保育所保育料に係る未収金の管理方法としては、督促状の送付又は保育所を通じた手渡し、電話での催告及び滞納者に対する分納誓約という対応を行っている。ただし、電話での催告や市職員による面談については十分に行えておらず、債務者の事情を十分に把握することができていない状況にある。保育所保育料は世帯の収入等に応じて決定されるため、通常その支払いを行うことは可能であると見込まれる。しかしながら、職員の催告の不十分さから支払原資があるが支払わない滞納者を把握することができていないため、その滞納者に対して滞納処分による未収金の回収を行うことができていない。

マニュアルの作成やそれに伴う業務の効率化を図り、滞納者に対して十分な催告や納付相談を行う必要がある。そして、債務者の状況を把握したうえで滞納処分を行うか否かを検討し、特に十分な支払原資があるにも関わらず支払を行わない悪質な滞納者については厳正に対処すべきである。このような業務を行う体制が構築できない場合には、徴収担当者の配置や未納状況の通知業務を民間会社へ委託すること等を検討する必要がある。

④ 保育課と福祉事務所又は保育所との連携（意見）

福祉事務所については第2子以降の保育所の入所を申し込む際に、保育所については日常的に滞納者に接する機会を有している。しかし未収金の管理業務に対する責任は保育課にあり、保育所の入所決定を管轄する福祉事務所と、児童の保育を実施する保育所については、未納状況を把握していない状況にある。

未収金管理に対する責任がないにしても、滞納者に接する機会がある場合には、その担当者が未納状況を通知した方が、滞納者に納付の意識付けをできるという点で有効であると考えられる。

そのため、未収金額が増加傾向にある現状を鑑みて、保育課と福祉事務所及び保育所において滞納者の情報を共有し、督促業務の効率性を改善するための連携を実施するべきである。

(15) 助産施設措置費負担金

(単位：千円)

事業の名称		助産施設入所措置事業					
事業の内容及び目的		助産施設入所の際の措置費負担金（徴収金） 児童福祉法に基づき、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦に安心して出産できるための制度。（市・府 民税非課税世帯で助産措置をした被措置者から、負担金を徴収する。平成 22 年 4 月現在 80,200 円。出産育児一時金の額 により改正される。）					
根拠法令、関連法令等		児童福祉法					
所管部		福祉部各福祉事務所					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	92	6,642	117	7,905	88	7,132
	滞納繰越	41	1,972	33	1,617	30	1,334
	合計	133	8,614	150	9,522	118	8,466
収入済額	現年度	90	6,460	118	7,637	86	6,768
	滞納繰越	7	306	12	231	3	113
	合計	97	6,767	130	7,869	89	6,881
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	4	229	7	319	4	191
	合計	4	229	7	319	4	191
未収金額	現年度	3	181	6	267	5	363
	滞納繰越	30	1,435	24	1,066	23	1,029
	合計	33	1,617	30	1,334	28	1,393

① 概要

児童福祉法に基づき、家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦の出産のため、指定の助産施設で出産する際に必要な費用の一部を自治体が助成する事業である。当該事業を利用できるのは生活保護受給者及び市民税非課税世帯であり、うち市民税非課税世帯については、当該助成された費用の一部を負担することとなっている。未収金の発生原因は、主として当該事業を利用した妊産婦が、生活困窮などを理由として負担金を支払わない場合である。

② 出産育児一時金からの回収（意見）

助産施設入所負担金の額は出産育児一時金の額をベースとして計算されているが、その趣旨は、出産育児一時金の一部を負担金の支払いに充ててもらふことにあると考えられる。しかしながら、未収金となっている者については、出産育児一時金の支給を受けていながら助産施設入所負担金への支払いがない状態にあることから、出産育児一時金支給が行われた直後に当該負担金を支払うよう、即時の回収に努める必要がある。

③ 滞納処分の未実施（意見）

助産施設入所負担金は強制徴収公債権であり、地方税の滞納処分の例により処分することが可能であるが、市では過去、助産施設入所負担金の滞納者に対して滞納処分を実施したことはなかった。

十分な督促及び催告を実施し、債務者の状況を把握し考慮したうえで滞納処分を行うか否かを検討しかつ対処する必要がある。あわせて、滞納した場合には滞納処分が行われる恐れがあることを周知する必要がある。

④ 納付催告の強化（意見）

現状、未納者に対する対応としては、各福祉事務所の担当者が督促状を発送するほか、電話催告の実施や、一括収納の難しい者については分割納付の推奨を実施している。しかし、訪問による催告までは行っていない。

福祉事務所においても滞納者の生活状況を把握し、未収となっていることの注意喚起をあわせて実施することにより、債権の回収率の向上が期待できるものと考えられる。

(16) 心臓病手術資金貸付金

(単位：千円)

事業の名称		心臓病手術資金貸付金					
事業の内容及び目的		心臓の機能に障害のある児童がその障害の除去又は軽減を図るために受ける手術等の治療に要する費用に対して、本市内に住所を有する児童を養育する世帯に貸し付ける。					
根拠法令、関連法令等		心臓病手術資金貸付金貸付要綱					
所管部		福祉部こども家庭課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	5	966	5	966	5	966
	合計	5	966	5	966	5	966
収入済額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	5	966	5	966	5	966
	合計	5	966	5	966	5	966

① 概要

心臓の機能に障害のある児童の手術費用に対して、当該児童を養育する世帯に対し、市が独自施策として貸付を実施していたものである。

当該事業は昭和 43 年に市の独自施策として開始され、他の福祉施策が充実したことを背景として昭和 58 年に既に廃止されている。

② 不納欠損の未実施（意見）

平成 16 年に当該未収金の整理を行うため、5 名の状況調査を実施しており、その結果 2 名が死亡、2 名が住所不明、1 名が自己破産であることまで確認していたが、不納欠損処理には至っていなかった。不納欠損処理を行うためには債務者の時効の援用または議会の決議による債権の放棄が必要である。

当該事業は廃止されてから既に27年が経過しており、債権の回収は困難と考えられることから、速やかに不納欠損処理を行うのが妥当と考えられる。そのため、議会による債権の放棄の決議を行い、不納欠損処理し、当該債権について整理を行う必要がある。

(17) 荒本・長瀬診療所運営資金貸付金

(単位：千円)

事業の名称		荒本・長瀬診療所運営資金貸付					
事業の内容及び目的		同和地区住民の保健医療の促進を図るため設立された両診療所の運営を援助する					
根拠法令、関連法令等		該当なし					
所管部		健康部地域健康企画課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	2	40,800	2	40,800	2	40,800
	合計	2	40,800	2	40,800	2	40,800
収入済額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	2	40,800	2	40,800	2	40,800
	合計	2	40,800	2	40,800	2	40,800

① 概要

荒本・長瀬診療所運営資金貸付金とは、地域住民の健康維持と生活基盤の充実を図る施策として、保健医療の促進を目的として公設置民営方式によって、昭和 55 年 1 月に開設された荒本平和診療所及び昭和 61 年 3 月に開設された長瀬診療所の運営を援助するため、その運営資金が貸し付けられたものである。

両診療所に対する貸付は開設後毎年行われていたが、平成 9 年度から新規の貸付は行われなくなり、平成 9 年度から平成 18 年度まで補助金として支出を行っている。しかし、収支状況が厳しく、平成 9 年度以降貸付金の返済が行われていない状況となっている。市においては、平成 8 年度に償還期限が到来し、その償還がなされなかったものについて収入未済額として調定しているが、それ以降に償還期限が到来したものについては収入未済額として調定していない。具体的な金額は以下のとおり、返済期限が到来している未償還額が 897,950 千円であり、滞納繰越調定額は 40,800 千円となっている。

(単位：千円)

貸付総額	既償還額	未償還額	滞納繰越調定額
1,388,570	490,620	897,950	40,800

② 未調定の未収金（結果）

東大阪市財務規則第18条によると、徴収すべき金額が確定した場合には会計管理者に通知しなければならないとされている。また同規則第34条により、収入未済額がある場合には財務部長及び会計管理者に通知しなければならず、これらの事務手続を経て未収金調定額及び収入未済額として計上されることとなる。

しかし市においては荒本・長瀬の両診療所の未収金合計897,950千円が存在するにもかかわらず、平成21年度の未収金調定額及び収入未済額は40,800千円となっており、財務規則に準拠していない。

③ 回収方針の明確化（意見）

当該未収金については平成8年度の滞納後、回収できていない状況にある。それに対し、市は診療所に対して運営の方向性の提示を求め、その提示される内容を検討していく中で未収金について対処していくという方針を打ち出しているが、方向性の提示が一向に行われていないため、その対処が行われていない状況にある。

このため、両診療所に対する市の回収方針を早急に明確化すべきである。

(18) し尿処理手数料

(単位：千円)

事業の名称		し尿収集事業					
事業の内容及び目的		し尿処理事業の委託、業者指導監督 し尿収集業務を通じて地域の生活環境を維持向上					
根拠法令、関連法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
所管部		環境部環境整備課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	150,510	84,732	128,745	72,902	112,165	62,811
	滞納繰越	2,861	1,292	3,002	1,300	3,217	1,417
	合計	153,371	86,024	131,747	74,203	115,382	64,228
収入済額	現年度	149,221	84,186	127,243	72,198	110,764	62,190
	滞納繰越	827	386	985	435	1,125	562
	合計	150,048	84,572	128,228	72,634	111,889	62,753
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	321	151	302	151	317	148
	合計	321	151	302	151	317	148
未収金額	現年度	1,289	546	1,502	703	1,393	620
	滞納繰越	1,713	754	1,715	713	1,775	706
	合計	3,002	1,300	3,217	1,417	3,168	1,327

※件数は債務者数ではなく、集金単位の件数。1世帯あたり、年間24件集金する。

① 概要

し尿処理手数料とは、し尿のくみ取りに対する手数料である。し尿収集業務は15日に1回の間隔で定期的に収集を行う定期収集と、その他収集が必要な場合に行われる臨時収集がある。臨時収集については、その申込時に料金を受け取る方式をとっているため未収金は発生しないが、定期収集分については、収集後2カ月分の後払い方式によっているため、その際に納付がなければ未収金が発生することになる。

② 時効の中断（意見）

地方自治法第 236 条第 4 項では、地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有すると定めている。そのため、納入の通知及び督促による時効の中断の日から 5 年を経過した場合に時効の対象になる。

しかし市においては、し尿処理手数料に対する未収金についてはその納期限から 5 年経過したもの全てについて時効が完成したと判断して不納欠損処理を行っているが、納入の通知及び督促による時効の中断の効力を考慮すれば不納欠損処理をするタイミングが早い場合がある。これは、督促及び債権回収業務を財団法人東大阪市環境保全公社に委託していることにより、督促業務の実施時期についての情報を入手することができていないためであると考えられる。

作業の効率化のため外部に委託している場合であっても、最終的な管理責任は市に帰属すると考えられるため、時効管理のための情報を入手する必要があり、その情報を踏まえたうえで、法律及び条例に基づいた不納欠損処理を行うべきである。

(19) 市営住宅家賃（一般）

（単位：千円）

事業の名称		市営住宅管理業務					
事業の内容及び目的		住宅に困窮されている低額所得者のために、市が建設・管理している一般市営住宅について、公営住宅法の入居条件に基づいて公募し、公開抽選を経て入居者を決定し、管理している。					
根拠法令、関連法令等		公営住宅法、東大阪市営住宅条例等					
所管部		建築部住宅政策課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	14,760	238,843	14,561	237,833	14,227	233,715
	滞納繰越	2,972	65,534	3,177	71,007	3,246	74,550
	合計	17,732	304,377	17,738	308,840	17,473	308,265
収入済額	現年度	14,031	224,606	13,943	225,291	13,808	225,259
	滞納繰越	524	8,763	549	8,998	469	10,148
	合計	14,555	233,370	14,492	234,290	14,277	235,408
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	729	14,236	618	12,541	419	8,456
	滞納繰越	2,448	56,770	2,628	62,009	2,777	64,401
	合計	3,177	71,007	3,246	74,550	3,196	72,857

① 概要

市営住宅とは健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている（公営住宅法第1条）。

この未収金は、後述の改良住宅以外の市営住宅の家賃を滞納した場合に発生する。

市では市営住宅家賃を非強制徴収公債権として取り扱っているが、他の地方公共団体では私債権として管理しているところもあり、市の扱いの妥当性が問題となりうる。

この点最高裁第一小法廷昭和59年12月13日判決は、地方公共団体の提供する公営住宅の使用関係にも私法の適用があることを示した。もっとも、この判例は家賃債権の法的性質について直接判断をしたものではなく、この判決から直ちに家賃債権の法的性質が決定される訳ではない。

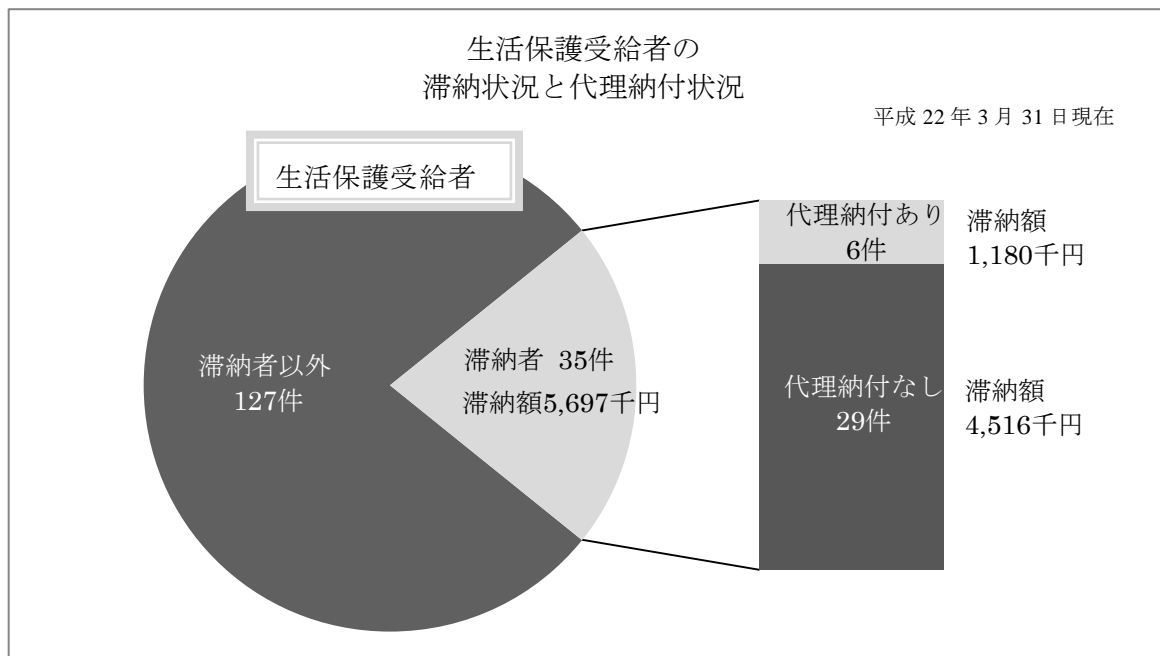
公営住宅法及び市条例についてみると、家賃債権の管理回収方法については何ら特別の定めがなく、家賃債権の管理については私法の適用があると考えられることは可能である。

地方公共団体毎の取り扱いが決まっておらず、家賃債権の性質についての明確な判例もない段階においては、賃料債権を非強制徴収公債権として取り扱うこと自体は不適切とまでは言えないと考えるが、私債権か非強制徴収公債権では時効期間等が異なるため、今後は、判例動向、各地方公共団体の取り扱いに注意していく必要がある。

② 代理納付の推進（意見）

生活保護者が受給する生活保護費の中には最低限度の生活を保障するものとして、住宅扶助が含まれている。そのため収入が全くない生活保護者であっても当該住宅扶助が含まれている生活保護費の中から家賃を支払うことが可能である。原則としては生活保護受給者自身が生活保護費の中から市営住宅の家賃を納付することとなるが、本人の同意が得られた場合には、市が生活保護費のうち市営住宅家賃分を差し引いて、その残額を支給する代理納付を行うこととしている。

市における生活保護受給者の滞納状況と代理納付状況は以下のようになっている。



上記のように、生活保護受給者かつ滞納者 35 件のうち代理納付を実施している件数は 6 件と少ない状況である。代理納付者にも滞納はあるが、これは代理納付を開始する前の滞納であり、代理納付実施後には新規の滞納は発生しない。代理納付を実施することは収

納確保及び滞納の防止として効果的であると考えられるため、積極的に代理納付を推進していくべきである。

③ 法的措置の実施（意見）

市営住宅において再三にわたる督促にも応じず長期にわたって納付がない悪質な滞納者が引き続き居住している場合には、東大阪市営住宅条例第 40 条に基づき明渡請求を行うことができる。また、それでも応じない場合には立退訴訟などの法的措置がある。

しかし現状においては悪質な滞納者に対する法的措置は市において検討中であり、他の滞納者と同様に督促を行っているのみである。このような滞納者に対してそのまま居住を許容することは妥当ではないため、法的措置を取るべきと考える。

④ 収入未申告者（意見）

市営住宅に入居するには収入の申告が必要であり、その申告に基づいて家賃が決定される。仮に収入を申告しなかった場合には近傍同種の住宅の家賃となる。（東大阪市営住宅条例第 16 条）

平成 22 年 3 月 31 日現在、所得を申告していない居住者 20 件のうち、9 件が家賃滞納者であり、その滞納額合計は 9,260 千円となっており、収入未申告者の滞納率は高い。

したがって、このような申告の義務を怠りかつ家賃を滞納する居住者については悪質であるため、督促の結果納付ができないようであれば、明渡請求を行うべきである。

⑤ マニュアルの作成状況（意見）

市における未収金の管理についてマニュアルは作成されておらず、各担当者が個々の判断及び上長との相談のもと、対応方針を決定している。そのため、管理水準が一律でなく、全体としての管理が行えていない状況にある。

市として未収金管理のマニュアルを作成することにより、担当者の実務負担の軽減や上長の管理業務の効率化へと繋げることは可能であり、それによって未収金管理の品質が向上し、担当者の対応が均等化される。さらに、交渉経緯を資料として残すことをマニュアルの中で義務付ければ、上長への報告及び他の職員への引き継ぎにも有用であり、未収金の全体としての管理が可能となる。

未収金管理に資するマニュアルを作成し、それに基づいた運用を行うことが望まれる。

⑥ 保証人への請求（意見）

市営住宅の入居の際に、保証人を1名立てることになっている。しかし現状においては入居者が滞納した場合に保証人に対する支払請求を行っていない。

保証人に対する支払請求を行うことは滞納債権の回収が期待される一方、債務者本人の支払いを促す効果があると思われる。長期滞納者については一定の基準を定めて保証人に対する支払請求を行うことを検討すべきである。

(20) 市営住宅家賃・共益費（改良）

（単位：千円）

事業の名称		市営住宅管理業務					
事業の内容及び目的		市が旧地域改善向け公営・改良住宅として建設した市営北蛇草住宅及び荒本住宅について、住宅に困窮されている低額所得者のために、公営住宅法及び住宅地区改良法の入居条件に基づいて公募し、住宅困窮度評定により入居者を決定、管理している。					
根拠法令、関連法令等		公営住宅法、住宅地区改良法、東大阪市営住宅条例等					
所管部		建築部住宅改良室					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	53,231	490,135	54,377	487,863	54,086	472,570
	滞納繰越	53,482	456,713	54,305	482,296	55,493	499,518
	合計	106,713	946,849	108,682	970,160	109,579	972,088
収入済額	現年度	45,706	410,650	47,174	415,851	46,891	402,222
	滞納繰越	5,033	43,144	4,904	44,855	4,045	36,909
	合計	50,739	453,794	52,078	460,707	50,936	439,131
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	884	10,020	562	9,123	844	11,981
	合計	884	10,020	562	9,123	844	11,981
未収金額	現年度	7,525	79,484	7,203	72,012	7,195	70,348
	滞納繰越	46,780	402,812	48,291	427,507	49,781	449,904
	合計	54,305	482,296	55,494	499,519	56,976	520,252

① 概要

改良住宅とは住宅地区改良法に基づいて、住宅地区改良事業として不良住宅が密集する地区の当該住宅を市が必要に応じて収用及び除却して、土地の整備及び改良住宅を建設したものである。そして当該地区に居住していた者を改良住宅に入居させ、家賃及び共益費を徴収している。

現在において住宅地区改良事業は終了しており、当該改良住宅について空きが発生すれば一般に公募し、住宅困窮度評定により入居者を決定している。

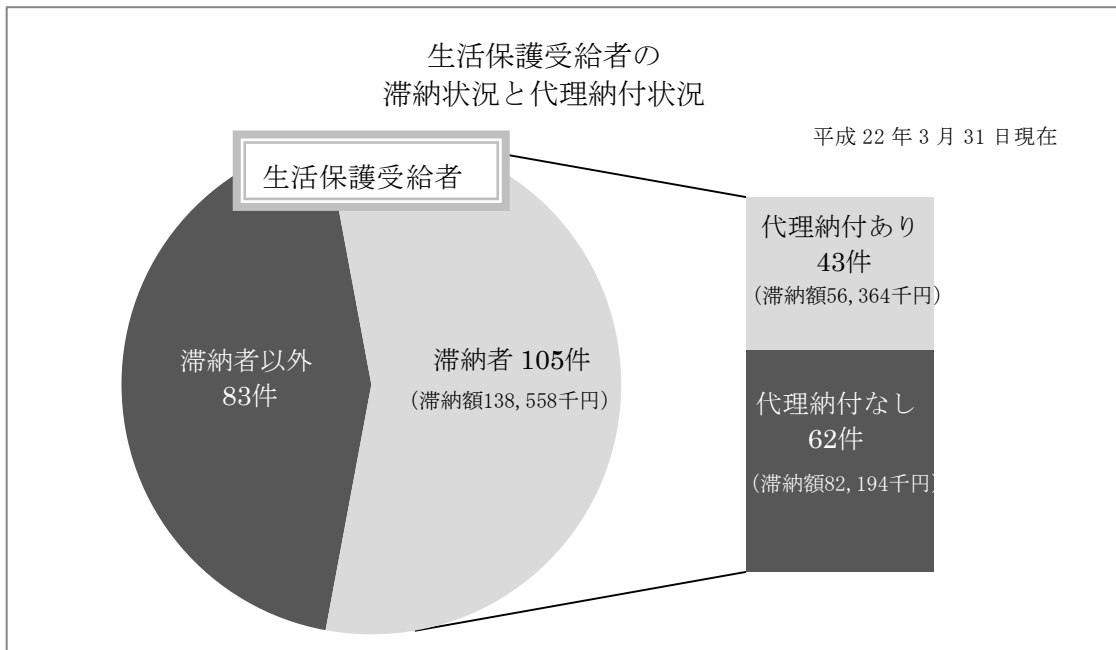
この未収金は、改良住宅の家賃及び共益費を滞納した場合に発生する。

市では市営住宅家賃を非強制徴収公債権として取り扱っているが、市営住宅家賃（一般）でも述べたとおり、地方公共団体毎の取り扱いが決まっておらず、家賃債権の性質についての明確な判例もない段階においては、賃料債権を非強制徴収公債権として取り扱うこと

自体は不適切とまでは言えないと考えるが、私債権か非強制徴収公債権では時効期間等が異なるため、今後は、判例動向、各地方公共団体の取り扱いに注意していく必要がある。

② 代理納付の推進（意見）

市における生活保護受給者の滞納状況と代理納付状況は以下のようになっている。



上記のように、生活保護受給者かつ滞納者 105 件のうち代理納付を実施している件数は 43 件と少ない状況である。代理納付者にも滞納はあるが、これは代理納付を開始する前の滞納であり、代理納付実施後には新規の滞納は発生しない。代理納付を実施することは収納確保及び滞納の防止として効果的であると考えられるため、積極的に代理納付を推進していくべきである。

③ 市職員の家賃滞納（意見）

市営住宅家賃滞納者の中に市職員が存在している。平成 22 年 9 月現在で 10 名であり、その合計金額は 4,932 千円となっている。

市の職員に滞納者が存在すべきではなく、他の居住者よりも厳正な対処を行い、早急に回収に努めるべきである。

（単位：千円）

滞納月数	件数	滞納金額
3ヶ月以内	2	250
4～6ヶ月	3	864
7～12ヶ月	3	1,682
12ヶ月超	2	2,136
合計	10	4,932

④ 収入未申告の取り扱い（意見）

平成 22 年 3 月 31 日現在、所得を申告していない居住者 81 件のうち 59 件が家賃滞納者であり、その滞納額合計は 60,041 千円となっており、収入未申告者の滞納率は高い。

したがって、このような申告の義務を怠りかつ家賃を滞納する居住者については悪質であるため、督促の結果納付ができないようであれば、明渡請求を行うべきである。

⑤ マニュアルの作成状況（意見）

市営住宅家賃（一般）と同じく、未収金の管理についてマニュアルは作成されていない状況である。

未収金管理に資するマニュアルを作成し、それに基づいた運用を行うことが望まれる。

⑥ 保証人への請求（意見）

市営住宅の入居の際に、保証人を 1 名立てることになっている。しかし現状においては入居者が滞納した場合に保証人に対する支払請求を行っていない。

長期滞納者については一定の基準を定めて保証人に対する支払請求を行うことを検討すべきである。

⑦ 住宅政策課と住宅改良室の連携（意見）

市営住宅には住宅政策課が管理しているものと住宅改良室が管理しているものが存在する。住宅政策課が管理している市営住宅は、公営住宅法に基づいて、住宅に困窮している低額所得者のために、市が建設・管理している一般市営住宅について公募し、公開抽選を経て入居者を決定し、管理しているものである。一方、住宅改良室が管理している市営住宅については住宅地区改良法に基づいて不良住宅を収用し、従前居住者のための改良住宅を建設し、市営住宅として運営しているものである。このように導入当初の根拠法令及び経緯が異なっており、それに伴って入居基準も異なっていたため、従来は別々の事業であった。

しかし、今日においては住宅改良室の住宅地区改良事業はすでに終了しており、住宅改良室では建設済みの改良住宅の管理運営を行っている。つまり入居後の管理という面では両者は大きな差はないと考えられる。そういった状況下の中、管理する部署が2つに分かれていることによって業務内容に重複する部分があるが、それについて連携が行われていない。

共通する業務については統合を行うことによって業務の効率化を行うことが可能であると考えられる。住宅政策課と住宅改良室の業務の異なる部分を明確にし、適切な管理マニュアルを作成したうえで、連携して効率的な運用を図るべきである。

(21) 高等学校授業料・入学料

(単位：千円)

事業の名称		日新高校授業料・入学料					
事業の内容及び目的		東大阪市立高等学校入学に際し、授業料及び入学料を徴収するもの。					
根拠法令、関連法令等		高等学校授業料、幼稚園保育料等に関する条例（旧条例）					
所管部		学校管理部学事課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	108,862	-	103,500	-	96,763
	滞納繰越	-	6,192	-	7,576	-	8,469
	合計	-	115,054	-	111,076	-	105,233
収入済額	現年度	-	104,973	-	100,088	-	92,353
	滞納繰越	-	2,505	-	2,518	-	1,508
	合計	-	107,478	-	102,606	-	93,861
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	67	3,889	51	3,412	69	4,409
	滞納繰越	60	3,686	80	5,057	101	6,961
	合計	127	7,576	131	8,469	170	11,371

① 概要

市立高等学校の入学料については入学の際に徴収し、授業料については年4期に分割して徴収する。この入学料及び授業料を滞納した場合に当該未収金となる。

ただし、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」により平成22年度より高校授業料が無償化されることになり、新たに授業料部分の未収金は発生しなくなっている。

② 高等学校の未収金管理担当者と学事課との連携（意見）

高等学校の授業料及び入学料の未収金の管理については、高等学校の未収金管理担当者が滞納者への督促及び回収業務を行っており、当該担当者から相談があった場合には学事課が相談にのり、督促業務を支援している。

しかし、当該未収金については授業料無償化に伴い今後は新たに発生しないが、近年では未収金額も増加傾向にあり、その状況の変化に対応して回収業務を強化する必要がある。また、基本的には高等学校の未収金管理担当者が督促業務を行っており、学事課においては督促業務を行っていない。

学事課において、高等学校における回収業務が現在の状況を鑑みて適切かどうかモニタリングして回収業務の強化についてアドバイスし、また必要に応じて学事課も協力して督促業務を行い、連携して回収業務を実施していくことが望ましいと考える。

(22) 幼稚園保育料・入園料

(単位：千円)

事業の名称		幼稚園保育料・入園料					
事業の内容及び目的		公立幼稚園に入園に際し、児童の保護者から保育料及び入園料を徴収するもの					
根拠法令、関連法令等		高等学校授業料、幼稚園保育料等に関する条例（旧条例）					
所管部		学校管理部学事課					
未収金の種類		非強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	160,218	-	152,862	-	145,624
	滞納繰越	-	522	-	600	-	697
	合計	-	160,740	-	153,462	-	146,322
収入済額	現年度	-	160,179	-	152,745	-	145,488
	滞納繰越	-	28	-	20	-	46
	合計	-	160,207	-	152,765	-	145,534
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	4	91	4	117	3	136
	滞納繰越	17	509	20	580	22	652
	合計	21	600	24	697	25	788

① 概要

幼稚園の入園料については入園の際に徴収し、保育料については毎月 20 日に徴収する。
この入園料及び保育料を滞納した場合に未収金となる。

② 幼稚園の園長と学事課との連携（意見）

幼稚園の保育料及び入園料については、幼稚園の園長が回収し、市にまとめて納付している。未収金が発生した場合の督促業務についても幼稚園の園長が実施している。幼稚園の園長から未収金管理について相談があった場合には学事課が相談にのり、督促業務を支援している。

しかし、基本的には幼稚園が督促業務を行っており、学事課においては督促業務を行っておらず、その業務内容の把握及び適切に行われているかについての十分なモニタリングが実施できていない。

学事課において、幼稚園における回収業務が適切かどうかモニタリングし、また必要に応じて学事課も協力して督促業務を行い、連携して回収業務を実施していくことが望ましいと考える。

(23) 奨学資金貸付金返還金

(単位：千円)

事業の名称		東大阪市奨学事業					
事業の内容及び目的		修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的とする。					
根拠法令、関連法令等		東大阪市奨学資金貸与条例 東大阪市奨学資金貸与条例施行規則					
所管部		学校管理部学事課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	626	40,116	655	40,704	672	41,048
	滞納繰越	402	66,762	445	73,440	478	79,177
	合計	1028	106,878	1100	114,144	1150	120,225
収入済額	現年度	440	26,323	468	26,621	449	25,212
	滞納繰越	188	6,883	256	8,092	294	9,616
	合計	628	33,206	724	34,714	743	34,828
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	1	252	—	—
	合計	—	—	1	252	—	—
未収金額	現年度	251	13,792	273	14,082	337	15,835
	滞納繰越	346	59,879	360	65,095	390	69,561
	合計	597	73,671	633	79,177	728	85,396

① 概要

奨学資金貸付金は教育の機会均等を図ることを目的とし、修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し奨学資金を貸与する制度である。

未収金としての東大阪市奨学資金貸付金返還金は貸付金のうち返済時期が到来しても返済されていないものであり、平成 21 年度末では 85 百万円の未収金を計上している。

② 債権管理体制（意見）

平成 21 年度の回収状況等について上記表のとおり、現年度の調定額 41 百万円に対して回収額 25 百万円（回収率 61.4%）、滞納繰越分調定額 79 百万円に対して回収額 9 百万円（回収率 12.1%）となっている。

滞納者は平成 21 年度末で 500 名を超えており、市の回収担当者は 1 名のみで、督促状の発送、電話催告、訪問による回収交渉等を十分に実施することは相当困難と考えられる。市では市外の滞納者に対する電話催告を試験的に外部委託する等の工夫をしており、この効果等を検証し、債権管理体制の一層の充実を検討する必要がある。

③ 時効管理（意見）

平成 20 年度に 1 件 252 千円の不納欠損処理を行っているが、これは時効期間が経過し、相手方より時効の援用の申し出があったためである。

市ではデータベースシステム及び紙ベースの台帳により債権管理しているが、個別債権の時効開始時期が何れも不明瞭であり、時効中断の管理が十分でなく、システム上で、時効期間の到来している債権を一括して抽出できるシステムとなっていない。

今回の監査に当たり、返還終了年度より 10 年以上経過した滞納額 200 千円以上の債権を市が調査した結果、下記表のとおり、11 件で 2,870 千円の滞納があった。

<返還終了年度より 10 年以上経過した滞納額 200 千円以上の債権> （単位：千円）

返還終了年度	貸付額	滞納額	返還終了年度	貸付額	滞納額
平成 10 年度	408	354	平成 10 年度	252	230
平成 10 年度	408	348	平成 8 年度	252	216
平成 5 年度	384	336	平成 10 年度	252	216
平成 10 年度	408	272	平成 10 年度	252	206
平成 8 年度	252	248	平成 9 年度	240	204
平成 6 年度	240	240	合計（11 件）	3,348	2,870

相手方の援用申出により、不納欠損処理を余議なくされる債権がどの程度あるのか把握するため時効管理を徹底し、また、時効の到来している債権を一括して把握することのできるようシステムを改善することが望まれる。

④ 不納欠損処理（意見）

奨学資金貸付金について、平成20年度に時効の援用申出のあった1件を除き、多くの債権は時効期間が経過しているにもかかわらず、不納欠損処理がなされないまま積みあがっていると考えられる。

これは、不納欠損処理をする前にどの程度債権回収努力をしておかねばならないか、考え方の整理ができていないためと思われる。

例えば主債務者死亡の場合に、相続人調査をして請求するのか、保証人にはどうするのか、保証人に相続が起こっていた場合はどうかなど、ケースを想定して、一定の努力を行えばそれ以上は債権回収が困難と判断して議会の決議を得て債権放棄をする等、滞納整理マニュアルを作成し、不納欠損処理ができるようにしておくべきと考える。

⑤ 返還開始時期（意見）

奨学資金の返還について「東大阪市奨学資金貸与条例」によると「貸与を受けた奨学資金は、貸与の必要がなくなった日後1年を経過した日の翌日から起算して15年を限度として教育委員会が定める期日及び方法により返還しなければならない。」（第8条本文）とされており、学校の卒業後1年間の据置期間を置くことが定められている。

しかしながら、奨学生は学校を3月に卒業し、4月に就職することが一般的であり、奨学資金の返還をしないまま給与内で生活することを1年間継続することにより、返還資金の捻出が困難になることがあると想定される。

初任給の受取時である4月を返済開始時期とすることにより、奨学生の返済意識を高め回収率の改善が期待されるので、条例改正等により据置期間を置かないようにすることの検討が望まれる。

(24) 母子・寡婦福祉資金貸付金

(単位：千円)

事業の名称		母子・寡婦福祉資金貸付金事業					
事業の内容及び目的		母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。					
根拠法令、関連法令等		母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、東大阪市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則					
所管部		福祉部こども家庭課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	6,922	57,045	7,137	61,487	7,420	60,150
	滞納繰越	8,596	61,936	10,051	70,935	11,118	76,765
	合計	15,518	118,981	17,188	132,422	18,538	136,916
収入済額	現年度	5,345	46,639	5,591	51,667	5,724	49,044
	滞納繰越	122	1,371	479	3,989	243	1,487
	合計	5,467	48,010	6,070	55,656	5,967	50,532
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-
未収金額	現年度	1577	10,370	1,546	9,819	1,696	11,106
	滞納繰越	8,474	60,564	9,572	66,945	10,875	75,277
	合計	10,051	70,935	11,118	76,765	12,571	86,384

① 概要

母子家庭の母及び寡婦に対して、母親本人が就労するのに必要な知識技能を習得するのに必要な資金や、その扶養している児童が高校・大学などの入学・就学において必要な資金等を貸し付けることにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

当該債権は、債務者が貸付金を返済しないことによって発生するものである。

なお、市は収納確保対策行動計画（平成 22 年 6 月）において、当該事業未収金については重点項目に定め、現年収入率の目標値を設定している。

貸付金の回収業務については本庁のこども家庭課の職員が一人で実施しており、滞納繰越分の収入率は平成 21 年度で 1.9%と非常に低い値となっている。

② 母子自立支援員との連携による督促の実施（意見）

当該貸付は、各福祉事務所に配置された母子自立支援員（平成 22 年 4 月 1 日時点で計 7 名）が、事業の対象となる母子及び寡婦の相談に応じ、申請内容及び保証人の確認を行っている。それに対して回収業務は本庁の職員が一人で実施しており、人員的に不足しているものの、現状、母子自立支援員は回収業務には関与していない。

母子・寡婦福祉資金貸付金は返済期限が到来していながら返済されていない金額が 8 千万円を超えて多額に上っており、なおかつ未収金額が年々増加しつつある中、収納対策行動計画に母子・寡婦福祉資金貸付金の現年収入率の向上が目標値として設定されており、その目標を達成するためには督促業務に関わる人員数を増やす必要がある。よって、母子自立支援員との連携による滞納者への督促業務を実施する必要がある。

③ 違約金の徴収（意見）

母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条は、「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年十・七五パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りではない。」と定めている。

しかし、市においては当該違約金に関する条文を適用していなかった。ただし書きにあるとおり、必ずしも違約金を徴収しなければならないものではないものの、正当な理由なく支払を遅延した者に対して違約金の徴収を検討する必要がある。

④ 納付督促の強化（意見）

当該事業では、滞納繰越分の収入率が平成 19 年度で 2.2%と近隣他都市と比較しても非常に低い値であったため、平成 20 年度において、現年度分未納者及び過年度分未納者に対して、1 年間に 5 回にわけて督促文及び納付書の送付を実施していた。この時の抽出対象者は次のとおりである。

＜平成 20 年度未納者送付対象者＞ (単位：千円)

	人数	総額	抽出条件
1 回目（6 月末送付）	32	1,238	平成 19 年度分のみ未納のある人
2 回目（8 月末送付）	57	3,289	平成 19 年度以前に未納があり、現在も償還中の人（金額少額）
3 回目（10 月末送付）	68	26,275	平成 19 年度以前に未納があり、現在も償還中の人（金額高額）
4 回目（12 月末送付）	75	13,259	平成 19 年度以前に未納があり、既に償還を終えている人
5 回目（3 月送付）	549	-	償還・滞納中すべての人に償還明細書を送付
	85	-	平成 20 年度分の未納者全員

納付督促の結果、平成 20 年度の滞納繰越の収入率は、下記表のとおり、このような追加督促業務を実施していなかった平成 19 年度と比較して 3.4 ポイントの改善が見られた。しかしながら、督促業務を実施しなかった平成 21 年度には徴収率が前年度比マイナス 3.7 ポイントの悪化となっている。

＜母子寡婦福祉資金の過年度滞納繰越の収入率の推移＞

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
滞納繰越収入率	2.2%	5.6%	1.9%

以上のように、納付督促業務を強化した結果、明らかな効果が見てとれることから、今後は継続的に督促業務を強化する必要がある。

⑤ 不納欠損処理の未実施（意見）

当該滞納金は私債権であるため、不納欠損処理を行うためには「時効の援用」か、もしくは議会の決議による「債権の放棄」が必要である。

当該債権について、市では不納欠損を一度も実施していなかった。私債権の場合、相手方が時効を「援用」（民法第145条）しなければ、確定的に消滅しないので、そのままでは不納欠損処理ができない。そこで、不納欠損処理の前提として債権放棄について議会の決議を得ることが必要となる（地方自治法第96条第1項第10号）。

なお、「条例に特別の定め」を置けば債権放棄について、議会の決議が不要となる（地方自治法第96条第1項第10号）。そこで不納欠損処理を適切に行うために債権管理条例を制定し、条例に基づき債権放棄を行い、不納欠損処理をするという方策もある。

⑥ 時効が不明な債権の処理（意見）

母子・寡婦福祉資金貸付金は、東大阪市が平成17年度に中核市に移行した際に、大阪府から権限移譲を受けた事業である。そのため、平成17年度以前に大阪府が最終的にいつの時点で督促を行っていたのかは不明であり、時効期間について適切に把握できていない状態にある。

なお、時効が到来していると考えられる、最終入金日又は最終償還月から10年以上経過している債権について調べたところ、債務者数17名、元利合計金額6,598,506円であった。

時効中断の状況が不明なこれらの債権については不納欠損処理を検討すべきである。

⑦ 連帯保証人からの回収（意見）

当該事業では、平成21年6月改正前の母子及び寡婦福祉法施行令第8条第4項において、連帯保証人を立てることが定められていた。法改正後は、有利子であれば連帯保証人がない場合でも貸し付けることが可能となったものの、市では今でも連帯保証人を貸付の条件としている。

しかしながら、市は一度も連帯保証人から回収した実績はない。借主である母及び連帯借主である児童の両方に連絡がつかないものやその居所がわからない場合などには、連帯保証人から債権を回収する必要がある。

(25) 国民健康保険料

(単位：千円)

事業の名称		国民健康保険事業					
事業の内容及び目的		国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う。					
根拠法令、関連法令等		国民健康保険法、東大阪市国民健康保険条例、東大阪市国民健康保険条例施行規則					
所管部		市民生活部保険料課					
債権の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	—	18,319,732	—	15,585,657	—	15,242,043
	滞納繰越	—	7,837,676	—	7,960,847	—	7,581,861
	合計	—	26,157,408	—	23,546,505	—	22,823,905
収入済額	現年度	—	15,280,845	—	12,549,187	—	12,126,783
	滞納繰越	—	1,101,940	—	942,988	—	958,409
	合計	—	16,382,785	—	13,492,175	—	13,085,192
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	24,772	1,676,837	31,003	2,345,300	36,205	2,135,061
	合計	24,772	1,676,837	31,003	2,345,300	36,205	2,135,061
未収金額	現年度	30,613	3,038,887	49,036	3,036,470	66,888	3,115,260
	滞納繰越	63,191	5,058,898	66,265	4,672,559	81,000	4,488,390
	合計	93,804	8,097,785	115,301	7,709,029	147,888	7,603,650

① 概要

国民健康保険制度は、病気やけがの治療、死亡、出産による経済的負担を軽減するため、負担能力に応じた保険料を出し合い、治療費等に充てる相互補助の精神をもとに実施されている制度で、わが国では、全ての国民が医療保険のうちいずれかの制度に加入する、いわゆる「国民皆保険」制度をとっている。

国民健康保険以外の公的医療保険には、全国健康保険協会管掌健康保険、各種共済組合、船員保険などがあり、国民健康保険は農業や漁業従事者、自営業者、非正規雇用者など職場の健康保険が適用されない人や外国人等登録者を加入対象としており、他の保険料が給与等から差引かれる特別徴収方法で納付されるのが原則であるのに対して、国民健康保険料は口座振替の方法があるものの被保険者自身が納付する普通徴収方法を採用することが多いため、徴収事務に時間とコストを要する。

市の国民健康保険料の平成 21 年度末の未収金額は 7,603 百万円と大きな金額となっている。

② 国民健康保険料の算定方法

国民健康保険料は医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料（介護保険第 2 号被保険者（※）のいる場合）によって構成されており、何れも所得割額、均等割額及び平等割割で算定され、それぞれの算定基準は以下表のとおりである。

※ 介護保険第 2 号被保険者とは 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を言う（「(26) 介護保険料」参照）。

＜平成 22 年度 国民健康保険料の所得割、均等割及び平等割の算定基準＞

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額（※1）	9.00%	2.05%	2.00%
均等割額（※2）	28,680 円	6,960 円	8,400 円
平等割額（※3）	21,720 円	5,160 円	4,560 円

※1 前年の世帯（介護納付分担金については前年の介護保険第 2 号被保険者）の賦課税標準所得金額（*）に対する割合

※2 世帯の加入被保険者（介護納付分担金については介護保険第 2 号被保険者）1 人当たりの金額

※3 被保険者 1 世帯当たり（介護納付分担金については介護保険第 2 号被保険者を有する世帯）の金額

* 賦課税標準所得金額の算定方法は次のとおりである。

＜賦課税標準所得金額の算定方法＞

所得の種類	賦課標準所得金額
公的年金等受給者	公的年金等支払総額－公的年金等控除額－基礎控除額 33 万円
給与所得者	給与支払総額－給与所得控除額－基礎控除額 33 万円
事業所得者	収入金額－必要経費－純損失－基礎控除額 33 万円
青色専従者給与等	給与支払総額－給与所得控除額－基礎控除額 33 万円

例えば、本人（本人のみ介護保険第 2 号被保険者）、配偶者、子ども 1 人の 3 人家族で、本人のみに事業所得があり、その前年の賦課標準所得金額が 3,000 千円であることを前提とすると、当該世帯の平成 22 年度国民健康保険料は医療給付費分 377,760 円、後

期高齢者支援金分 87,540 円及び介護納付金分 72,960 円の合計 538,260 円となり、世帯にとっての負担額は大きいと言える。

なお、平成 22 年度の賦課限度額は医療保険料費分保険料 470 千円、後期高齢者支援金分保険料 130 千円及び介護納付金分担保料 100 千円の合計 700 千円である。

さらに、総所得金額が一定金額以下の場合、均等割額及び平等割額について以下のとおり軽減される。

<均等割額及び平等割額の軽減割合>

総所得金額（※）の条件	軽減割合
世帯全員の総所得金額が 33 万円以下	7 割
2 人以上の世帯で総所得金額が 33 万円を超え 「33 万円 + (245 千円 × (被保険者数 - 1))」以下	5 割
総所得金額が「33 万円 + (350 千円 × 被保険者数)」以下	2 割

※ 昭和 21 年 1 月 1 日以前生まれの公的年金受給者については最大 15 万円を控除した後の金額で判定する。

③ 短期被保険者証と被保険者資格証明書

国民健康保険料を支払うことにより、保険証が発行され、被保険者（一般所得の 70 歳以上から 75 歳未満、および就学前の乳幼児を除く）は 3 割負担で医療を受けることができ、残り 7 割は保険者である市が徴収した保険料等を財源に負担することとなる。

しかしながら、被保険者によっては何らかの事情により、保険料を支払うことの出来ない世帯がある場合に、国民保険制度では短期被保険者証を発行することにより、被保険者が 3 割負担で医療を受けられる制度が設けられている。

ここで短期被保険者証とは通常の保険証の有効期間が 1 年であるのに対して、有効期間が 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月（東大阪市では高校生世代以下を除き 4 ヶ月）と短期になっている保険証のことを言い、更新の頻度を多くし、この更新時に納付相談に応じることが期待されている。

さらに、特別な事情もなく滞納すると、保険証が交付されず、代わりに被保険者資格証明書が交付される。この被保険者資格証明書は国民健康保険の被保険者である資格のみを証明するもので、医療機関にかかるときには医療費が全額自己負担（※）となる。

※ 後日保険料の滞納が解消すると申請により患者負担分を除いた額を払い戻される。

④ 収納率の推移と市の目標

市の国民健康保険料の平成 19 年度から平成 21 年度の収納率等は以下の表のとおりであり、総じて収納率は下落傾向にあり、平成 21 年度の現年度の収納率は 79.6%と 80%を割り込んだ水準となっている。

<市の国民健康保険料の収納率等の推移> (単位：千円)

年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
調定額	現年度	18,319,732	15,585,657	15,242,043
	滞納繰越	7,837,676	7,960,847	7,581,861
収入額	現年度	15,280,845	12,549,187	12,126,783
	滞納繰越	1,101,940	942,988	958,409
収納率	現年度	83.4%	80.5%	79.6%
	滞納繰越	14.0%	11.8%	12.6%

※収納率は居所不明を除いた率

市では、「第 2. I. 2. (2) ① ア) 現年収入率の改善」に記載のとおり、「収納確保対策行動計画」において、平成 22 年度から平成 26 年度の国民健康保険料の現年度徴収率の目標を 90%まで引き上げることを目標としている。

⑤ 近隣類似都市との比較

市及び近隣類似都市の被保険者数、一般現年度収納率、1人当たり平均保険料、1人当たり診療費及び財政収支の状況は次のとおりである。

<平成 21 年度 国民健康保険料に係る市及び近隣類似都市の主要な指標> (単位：千円)

市名	被保険者数 (人)	収納率 (一般現年度)	1人当たり 平均保険料	1人当たり 平均診療費	財政収支 (累積決算額)
東大阪市 (中核市)	② 155,947	⑩ 79.25%	③ 97	④ 255	⑧ △ 3,969,849
堺市 (政令指定都市)	① 246,215	③ 88.03%	② 100	② 262	⑩ △ 6,228,792
枚方市 (特例市)	⑦ 106,792	⑤ 86.84%	⑩ 84	⑥ 249	⑦ △ 1,426,752
高槻市 (中核市)	⑧ 97,936	② 90.03%	⑧ 86	① 270	④ 150,273
吹田市 (特例市)	⑩ 88,707	⑥ 86.10%	⑧ 88	⑦ 248	⑨ △ 4,424,115
豊中市 (特例市)	⑤ 110,351	⑧ 85.01%	④ 95	③ 262	⑤ △ 65,067
尼崎市 (中核市)	④ 138,642	⑨ 84.70%	⑥ 92	⑤ 252	② 1,005,269
姫路市 (中核市)	③ 145,727	① 90.96%	⑦ 89	⑧ 245	① 5,564,079
奈良市 (中核市)	⑨ 93,222	⑦ 85.35%	① 104	⑩ 243	⑥ △ 301,480
西宮市 (中核市)	⑥ 109,170	④ 87.07%	⑤ 94	⑨ 244	③ 456,689
10市平均	129,271	86.33%	93	253	△ 923,975

※ ○囲み数値は上記 10 市のうちの順位を表わす。

市の1人当たり診療費255千円は10市平均253千円よりやや高くなっており、1人当たり平均保険料97千円も10市平均93千円に対し高くなっている。市の一般現年度収納率79.25%は10市平均86.33%に対して7ポイントも低く、被保険者数の多いこともあり、財政収支の状況は極めて厳しいと言わざるを得ない。

⑥ 催告の方法（意見）

国民健康保険料を滞納した場合、未納国民保険料の納付催告書を送付しているが、この様式をみると、「長期の被保険者証の継続交付ができなくなります。」との文言があるものの、保険料滞納による不利益が抽象的にしか分からない内容になっている。

短期被保険者証は有効期間があり、その交付方法が基本的には窓口での交付となること、短期被保険者証の交付をしても滞納が続くと被保険者資格証明書の交付に切り替わること、被保険者資格証明書に切り替わった場合に医療費が全額負担となり滞納分を納付するまでは継続すること、最終的には財産の差押え処分等もあること等について催告書に記載し、滞納早期段階より保険料滞納による不利益を認識させることで支払を促すことが必要と考えられる。

⑦ 滞納処分の実施（意見）

国民健康保険料は強制徴収公債権であり、平成19年度から平成21年度の滞納処分の状況は次のとおりである。

<滞納処分の状況>

(単位：千円)

年度	差押		解除			執行中	
	件	金額	件	金額	収納額	件	金額
平成19年度	5	4,149	15	9,579	1,296	0	—
平成20年度	2	2,476	2	2,476	2,109	0	—
平成21年度	4	3,239	3	1,959	1,580	1	1,280

上記表のとおり、差押えの件数は年間2件から5件と少なく、平成21年度の滞納処分の原因となった未収金額3,239千円を、平成21年度末の未収金額7,603,650千円や同年度の不納欠損処理額2,135,061千円と比較すると、滞納処分の金額は極めて小さいと言わざるを得ない。

また、市の調査による平成 21 年度の総所得階層別世帯数の収納状況は以下のとおりである。

<平成 21 年度総所得階層別収納状況>

(単位：千円)

所得階層区分	世帯数	調定額	1世帯当たり平均調定額	収納額	収納率	未収額
未申告	4,901 世帯	473,248	96	155,128	32.8%	318,119
33 万円以下	29,764 世帯	1,021,623	34	866,026	84.8%	155,597
100 万円以下	12,775 世帯	1,349,931	105	1,065,759	78.9%	284,172
150 万円以下	10,467 世帯	1,960,109	187	1,534,250	78.3%	425,858
200 万円以下	7,509 世帯	1,805,132	240	1,410,744	73.2%	394,387
250 万円以下	4,960 世帯	1,434,957	289	1,067,235	74.4%	367,721
300 万円以下	3,552 世帯	1,162,522	327	858,425	73.8%	304,097
350 万円以下	2,681 世帯	946,603	353	723,300	76.4%	223,303
400 万円以下	1,983 世帯	745,595	375	589,106	79.0%	156,488
450 万円以下	1,610 世帯	660,989	410	526,780	79.7%	134,208
500 万円以下	1,138 世帯	477,696	419	391,733	82.0%	85,963
550 万円以下	925 世帯	404,287	437	337,509	83.5%	66,777
600 万円以下	732 世帯	341,143	466	296,272	86.8%	44,871
650 万円以下	599 世帯	297,521	496	250,779	84.3%	46,741
700 万円以下	505 世帯	235,556	466	205,239	87.1%	30,316
700 万円超	3,514 世帯	1,925,125	547	1,796,132	93.3%	128,992
合計	87,615 世帯	15,242,043	173	12,074,424	79.2%	3,167,619

上記表のとおり、最も高額な階層とされる 7,000 千円超の世帯についての未収金は 128,992 千円であるが、このうち 116,538 千円についての財産調査はされておらず、高額所得で未収になっている世帯に対する財産調査は十分とはいえない。

支払能力があるにも関わらず、支払意思のない者については厳正に滞納処分を進める必要があり、財産調査や滞納処分等に一層の注力が必要と考える。

⑧ 時効期間が短いことによる債権管理の必要性（意見）

国民健康保険料は時効期間が 2 年間と短いため、適切に債権管理を行わなければ、市からのアクションが何も無いままに時効期間を徒過し、不納欠損処理を余議なくされることになりかねない。

督促、催告の時期、短期被保険者証の切り替え、被保険者資格証明書の交付、財産調査の対象者の選定、滞納処分の実施等、適切な時期を予め定めて債権管理する必要があるが、平成 21 年度では 36,205 件 2,135 百万円の不納欠損処理を実施しており、うち居所不明

7,588件370百万円の他に、被保険者資格証明書交付先4,354件293百万円とそれ以外の24,263件1,471百万円についても処理しており、スケジュール管理が意識されないまま、時効期間経過による不納欠損処理が多くなっていることが懸念される。

また、現在は滞納世帯数が34,271世帯のところ7名の担当者が他の業務をしながら、かつ、国民健康保険に係る照会対応等の他の業務が繁忙なために、限られた時期にしか回収業務に携わることが出来ない等人的体制も十分でないと考えられ、国民健康保険料の債権管理体制の強化が必要と考える。

⑨ 居所不明者の対応（意見）

市町村の区域内に住所を有し他の健康保険組合等の被保険者でない者は、当該市町村の区域内に「住所を有するに至った」日から、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となり、「住所を有しなくなった日」の翌日から資格を喪失する。

国民健康保険の予算は、保険料で賄うべき部分について被保険者数等を勘案しながら算出するため、不現住者について被保険者資格の職権抹消ができなければ、賦課・徴収事務に不経済・不効率が発生することとなるが、担当者への確認では、不現住者であっても、職権により被保険者資格の喪失処理は行っていないとのことであった。

これは、厚生省保険局国保課長通知（平成4年3月21日第40号）で国民健康保険の被保険者資格である「住所」を、住民基本台帳法に定める「住所」と一致させるよう指導があり、また、市の「居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領」で資格喪失は住民票の削除を前提としている（同要領第9条）ためであるが、国民健康保険法上、被保険者資格の基本となる「住所」を住民基本台帳上の住所と一致させるよう求める条項はなく、必要な現地調査等の調査を尽くした上で資格喪失をさせるのであれば、必ずしも住民登録と連動させる必要はないと思われる。

ちなみに、介護保険料について、1号被保険者は「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者」とされ、国民健康保険と同様に「住所」が要件となっているが、不現住者に対して一定の手続を経た上で、賦課留保を行っている（「(26)介護保険料」参照）。

国民健康保険料については平成21年度に居所不明者7,588件の不納欠損処理を実施しており、このような居所不明者について資格喪失させ賦課留保しておけば、納付書発行、納付期限管理等の事務が大きく軽減されるだけでなく、現年度収納率の向上にも資することとなる。

また、国からの調整交付金について、以下表のとおり減額率が定められており、市の収納割合は79.3%のため11%減額されているが、81%以上となると軽減率の低下にもつながる。

< 普通調整交付金の減額割合 >

一般保険者に係る保険料収納割合 (%)				減額率
一般被保険者数が1万人未満である市町村	一般被保険者数が1万人以上5万人未満である市町村	一般被保険者数が5万人以上10万人未満である市町村	一般被保険者数が10万人以上の市町村	
90 以上 92 未満	89 以上 91 未満	88 以上 90 未満	87 以上 89 未満	5%
87 以上 90 未満	86 以上 89 未満	85 以上 88 未満	84 以上 87 未満	7%
84 以上 87 未満	83 以上 86 未満	82 以上 85 未満	81 以上 84 未満	9%
81 以上 84 未満	80 以上 83 未満	79 以上 82 未満	78 以上 81 未満	11%
78 以上 81 未満	77 以上 80 未満	76 以上 79 未満	76 以上 78 未満	13%
75 以上 78 未満	75 以上 77 未満	75 以上 76 未満	75 以上 76 未満	15%
75 未満	75 未満	75 未満	75 未満	20%

したがって、国民健康保険料についても、介護保険料担当課との連携等により、職権による資格喪失を進めるべきと考える。

⑩ 口座振替の推奨（意見）

市の国民健康保険料の口座振替の方法による徴収割合は32.38%である。

これについて平成20年度の中核市の口座振替率と収納率の状況は次のとおりであり、市の口座振替率は中核市38市中32位、また、収納率は中核市40市中39位と何れも低調である。

<中核市の国民健康保険料の収納率と口座振替率>

市名	収納率 順位	収納率	口座振替 率順位	口座振替率	市名	収納率 順位	収納率	口座振替 率順位	口座振替率
富山市	1	93.7%	1	70.92%	横須賀市	21	88.6%	6	52.96%
高松市	2	91.6%	33	31.90%	大分市	22	87.9%	25	38.26%
姫路市	3	91.4%	7	52.36%	豊橋市	23	87.7%	9	50.65%
松山市	4	91.1%	8	51.37%	高知市	24	87.6%	34	31.00%
高槻市	5	90.9%	27	37.45%	岐阜市	25	87.4%	4	59.07%
久留米市	6	90.8%	16	45.33%	柏市	26	87.2%	36	28.60%
大津市	7	90.7%	20	40.50%	鹿児島市	27	87.1%	19	42.76%
長野市	8	90.3%	3	63.14%	青森市	28	87.0%	2	64.88%
前橋市	9	90.2%	14	47.38%	川越市	29	86.1%	35	29.52%
豊田市	10	90.0%	5	53.76%	奈良市	30	85.9%	不明	不明
倉敷市	11	89.9%	11	49.41%	尼崎市	32	85.6%	17	43.65%
福山市	12	89.7%	18	43.20%	盛岡市	31	85.6%	37	26.02%
和歌山市	13	89.6%	13	48.80%	熊本市	34	85.3%	22	40.18%
下関市	14	89.5%	23	40.10%	秋田市	33	85.3%	31	32.83%
宮崎市	15	89.2%	26	37.75%	いわき市	35	84.9%	38	19.97%
岡崎市	16	89.1%	12	49.33%	郡山市	36	83.9%	24	39.73%
金沢市	17	88.9%	10	50.00%	宇都宮市	37	83.9%	30	33.00%
長崎市	19	88.8%	15	46.58%	函館市	38	81.0%	不明	不明
船橋市	18	88.8%	28	37.25%	東大阪市	39	80.5%	32	32.38%
西宮市	20	88.7%	29	36.40%	旭川市	40	79.6%	21	40.20%
平均						-	87.8%	-	43.12%

なお、上記表のとおり、収納率順位上位20市のうち、口座振替率が20位内の市が14市あり、また、収納率の低い10市のうち不明1市を除く9市の口座振替率は21位以降となっており、中核市において概ね口座振替率が高いと収納率が高くなる傾向が認められる。

よって、市の口座振替率を向上させることが求められ、これは収納率の向上だけでなく、納付書の発行業務、納付の消込み作業等の事務手続の効率性にも寄与することとなり、かつ、納付者側の納付のための手続も容易になると考えられる。

現在、市には普通徴収のうち口座振替の方法で10期完納すると1%の口座振替額が返還される口座振替奨励金制度があるが、この口座振替のインセンティブを一層強くするため、例えば納付書支払から口座振替の変更初年度の1年間のみ1ポイント上乘せして2%の奨励金を支給する等の措置を検討する価値があるのではないだろうか。

(26) 介護保険料

(単位：千円)

事業の名称		介護保険					
事業の内容及び目的		介護保険制度は、介護が必要となった人に介護サービスを提供し、問題や不安を解消して、できるだけ自立した日常生活が送れるように社会全体で支えていくことを目的とする。					
根拠法令、関連法令等		介護保険法、東大阪市介護保険条例、東大阪市介護保険条例施行規則					
所管部		福祉部介護保険料課					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	109,594	5,852,076	113,877	6,056,598	117,154	5,976,910
	滞納繰越	6,673	301,486	6,714	343,968	6,733	363,026
	合計	116,267	6,153,562	120,591	6,400,566	123,887	6,339,936
収入済額	現年度	106,213	5,684,444	110,481	5,889,672	113,898	5,823,552
	滞納繰越	2,096	42,439	2,099	41,970	2,020	38,390
	合計	108,309	5,726,883	112,580	5,931,643	115,918	5,861,942
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	2,912	86,582	3,755	119,384	3,700	134,345
	合計	2,912	86,582	3,755	119,384	3,700	134,345
未収金額	現年度	5,409	180,646	5,332	180,824	5,281	168,651
	滞納繰越	4,518	172,593	4,437	182,687	4,695	190,343
	合計	6,868	353,239	6,746	363,511	6,869	358,995

① 概要

介護保険制度は、市町村を保険者とし、介護を必要とする被保険者に介護サービス費用を給付する制度である。介護サービス費用のうち、1割は利用者が負担し、残り9割を介護給付費として保険者が給付することになっている。介護給付費の財源は公費が50%で、残る50%を市町村に住所を有する65才以上の第1号被保険者及び40才以上65才未満の医療保険加入者である第2号被保険者が負担する保険料で賄っている。

市では第1号被保険者の保険料を所得等に基づき10段階に分類し、第5段階を基準額57,216円として以下のとおりとしている。

<市の介護保険料算定基準>

	所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
本人非課税	第1段階	本人及び世帯全体が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	50%	28,608円
	第2段階	本人及び世帯全体が市民税非課税であって、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	50%	28,608円
	第3段階	本人及び世帯全体が市民税非課税であって、第2段階以外	75%	42,912円
	第4段階	本人が市民非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる(本人の合計所得額+課税年金収入額が80万円以下)	87%	49,777円
	第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる(第4段階以外)	100%	57,216円
本人課税	第6段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が125万円未満)	112%	64,081円
	第7段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円未満)	125%	71,520円
	第8段階	本人が市民税課税(本人の合計所得金額が400万円未満)	150%	85,824円
	第9段階	本人が市民税課税(本人の合計所得金額が600万円未満)	175%	100,128円
	第10段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が600万円以上)	200%	114,432円

市の介護保険料の平成21年度末の第1号被保険者からの現年度の徴収率は97.4%(5,823百万円÷5,976百万円)、未収金額は358百万円であり、徴収率について国民健康保険料に比し高くなっているが、これは徴収方法が原則として特別徴収であることに起因していると考えられる。

なお、被保険者は介護を要する際に原則として1割負担となるが、保険料を支払わない場合には3割の負担をすることとなる。

② 普通徴収(意見)

介護保険料の徴収は原則として特別徴収であるが、年金受給開始直後は年金事務所の事務上の都合のため普通徴収となり、滞納が生じることがあるとの説明を受けた。被保険者の中には年金受給時よりすぐに特別徴収されると誤解している市民もいると考えられることから、年金受給の開始を予定している被保険者に対して一層の注意喚起を促すことが望まれる。

③ 連帯納付義務者への賦課徴収（意見）

介護保険料は、本人が納めない場合、世帯主や配偶者が連帯納付義務者となるが、市では連帯納付義務者への賦課や督促は実施していない。

しかしながら、連帯納付義務者への賦課徴収は、滞納者への支払を促す効果があると思われるので、今後実施する必要があると考える。

④ 賦課留保の情報共有（意見）

介護保険では、住民票の有無にかかわらず、公示送達の手続等を経て現住していないことが認定できた場合は、賦課留保をしている。介護保険料の賦課留保をしている相手先に対しても国民健康保険料や住民税については賦課されていることも考えられるため、不現住者に関する情報は、関係課との連携を検討すべきと考える。

⑤ 財産調査と滞納処分（意見）

介護保険料は強制徴収公債権であり、市では財産調査権のあることから介護保険料滞納先の年収情報を入手しており、平成 21 年度末の滞納上位 100 名の中には高額な年収を得ている者が存在した。このことから支払能力があるにも関わらず、延滞となっている先が相当存在することが考えられる。

交渉状況について質問すると、介護保険制度に対する不信感等から支払わない先もあるとのことであった。

こういった支払能力があるにもかかわらず、支払意思を示さない者については時効を中断させることが出来ずに、時効期間到来時に不納欠損処理を余議なくされ、介護保険料を支払っている者との間で著しい不公平を生じさせると考えられる。したがって、このような先については、財産調査の上、滞納処分等を視野に入れた収納対策を講じる必要があると考える。

(27) 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

事業の名称		後期高齢者医療					
事業の内容及び目的		都道府県ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設け、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行う。					
根拠法令、関連法令等		高齢者の医療の確保に関する法律 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、 東大阪市後期高齢者医療に関する条例					
所管部		市民生活部保険料課					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	—	—	—	3,074,172	—	3,164,617
	滞納繰越	—	—	—	—	—	55,244
	合計	—	—	—	3,074,172	—	3,219,862
収入済額	現年度	—	—	—	3,026,585	—	3,108,887
	滞納繰越	—	—	—	—	—	21,226
	合計	—	—	—	3,026,585	—	3,130,113
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	—	—	1,479	47,586	1,960	55,730
	滞納繰越	—	—	—	—	997	34,018
	合計	—	—	1,479	47,586	2,957	89,748

① 概要

後期高齢者医療制度は、平成 20 年度より始まった制度で、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすくするため、75 歳以上の高齢者と一定の障害のある 65 歳以上の人を対象に独立した医療保険制度であり、医療給付費の 5 割を公費で、4 割を現役世代の加入する医療保険で負担し、残りの 1 割を高齢者の保険料で負担するように設定されている。なお、市の加入する後期高齢者医療広域連合が事業運営の主体となるが、市の後期高齢者医療保険に係る平成 21 年度末の未収金額は 89,748 千円である。

平成 22 年度の後期高齢者医療保険料は原則として基礎控除後の総所得金額に 9.34% を乗じた所得割額に均等割額 49,036 円の合計することで算定され、例えば基礎控除後の所得金額が 2,500 千円であれば、年間の保険料額は 282,536 円となる。

また、その徴収方法は原則として年金から特別徴収される方法であり、現年度調定額の収納率は平成 20 年度 98.5%、平成 21 年度 98.2%と国民健康保険料の収納率に比して高い。

なお、後期高齢者保険料は強制徴収公債権で、時効期間は 2 年であるが、平成 20 年度からの制度であるため、これまで不納欠損処理は実施されていない。

また、市の後期高齢者医療保険料の債権管理体制については、徴収事務を国民健康保険料の徴収事務と同様に市民生活部の医療保険室が担当しており、国民健康保険料と同様の債権管理体制である。

② 債権管理体制の強化（意見）

平成 21 年度末の未収金額 89,748 千円にかかる滞納世帯数は 2,319 世帯であり、1 件当たりの平均未収額は 38 千円と小額で、平成 21 年度における滞納金額の最も多いものであっても 444 千円であった。

後期高齢者保険の時効期間が 2 年であるため、この期間内で相当多くの滞納者との納付折衝が必要となってくる。

国民健康保険料と同様に、後期高齢者医療保険料についても支払能力があるにも関わらず、支払意思のない者に対しては、必要であれば滞納処分を実施することのできる体制を構築することが必要と考える。

(28) 同和更生資金貸付基金

(単位：千円)

事業の名称	東大阪市同和更生資金貸付業務						
事業の内容及び目的	本市同和地区に居住し、更生の資金を必要とするものに対して1世帯30万円以内で資金の貸し付けを行い経済的な自立と生活意欲の助長を図り、同和問題の解決に資することを目的に行われていた。						
根拠法令、関連法令等	東大阪市同和更生資金貸付基金条例・同施行規則・同運用規程						
所管部	人権文化部人権室人権同和調整課						
未収金の種類	私債権						
未収金額等の推移	平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調定額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	8	279	11	299	9	937
	合計	8	279	11	299	9	937
収入済額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	8	279	11	299	9	937
	合計	8	279	11	299	9	937
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	524	112,008	519	111,708	517	110,771
	合計	524	112,008	519	111,708	517	110,771

① 概要

同和更生資金貸付基金は、同和問題の解決に資するために昭和37年に創設された制度で1世帯当たり300千円を上限として貸付を実施するための基金である。その財源は大阪府3分の2、市3分の1で基金総額は280,000千円であった。

平成5年度末をもって貸付は停止しているが、返済条件が履行されず、平成21年度末で110,771千円の未収金を計上している。

昭和37年からの貸付累計額は1,557,447千円であり、償還累計額は1,446,676千円である。なお、基金280,000千円に対して貸付累計額等が大きいの償還金が反復して貸付財源となるためである。

② 連帯保証人への督促（意見）

現在、年4回借受人に対し催告状の発送や夜間・昼間その他随時納付相談を実施し、回収に努めているが、連帯保証人に対しては督促を実施していない。

制度開始後、約50年経過するなかで連帯保証人の死亡や行方不明もあるが、連帯保証人を置いている以上、可能な限り連帯保証人にも督促し、場合によっては保証債務の履行を請求すべきと考える。

③ 不明残高の処理（意見）

平成21年度末の未収金残高は110,771千円であるが、個人別内訳合計金額は105,308千円で5,462千円の内訳が不明な残高があった。このことは、昭和40年当時の事業所管部の社会部からの引継ぎ事項とされている。この不明残高は請求の相手先も不詳であるため、原因の特定が困難であれば未収金の取崩処理が必要と考える。

④ 不納欠損（意見）

平成21年度末の債務者の状況はつぎのとおりである。

<東大阪市同和更生資金貸付金の債務者状況別区分> (単位：千円)

債務者の状況	件数	貸付残高
支払継続中	6件	510
資力無し（生活保護等）	20件	3,332
行方不明	1件	135
死亡	2件	322
消滅時効の期間に達している	478件	99,117
破産	10件	1,890
その他（※）	—	5,462
合計	517件	110,771

※ 「③不明残高の処理」参照。

同和更生資金貸付金は私債権であり時効期間は10年であるが、上記表のとおり平成21年度末貸付件数517件の内、478件99,117千円が消滅時効期間に達しており、それ以外にも自己破産、死亡等により回収可能性が皆無と考えられる未収金も相当あると考えられるが、不納欠損処理は全く行われていない。

不納欠損処理をしないのは、当該制度が大阪府の関連する制度で、基金の3分の2を府が負担することから市の単独の判断で処理できないため、府下の他市においても、市と同様に未収金を抱え不納欠損処理の出来ない状態があるとのことであった。

府との協議や連携を進めた上で、不納欠損処理に関するルールを定める必要があると考える。

(29) 緊急小口生活資金貸付金

(単位：千円)

事業の名称		東大阪市緊急小口生活資金貸付					
事業の内容及び目的		低所得者層（生活保護基準の 1.5 倍以下）の市民が不測の支出をきたし、緊急に生活資金を必要とする場合に、最高 10 万円を限度として貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。					
根拠法令、関連法令等		東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例、同施行規則					
所管部		福祉部生活福祉課・各福祉事務所					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	1,740	9,042	2,178	11,020	3,458	17,541
	滞納繰越	17,807	85,871	17,726	86,392	17,610	86,500
	合計	19,547	94,913	19,904	97,412	21,068	104,041
収入済額	現年度	1,109	5,723	1,344	6,764	1,801	9,224
	滞納繰越	727	2,872	780	3,298	589	2,496
	合計	1,836	8,595	2,124	10,062	2,390	11,720
不納欠損額	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
未収金額	現年度	631	3,318	834	4,256	1,657	8,317
	滞納繰越	17,080	82,999	16,946	83,094	17,021	84,004
	合計	17,711	86,317	17,780	87,350	18,678	92,321

① 概要

緊急小口貸付金制度は、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、不測の出費により緊急に生活資金を必要とする低所得者層の市民に対して、1世帯につき10万円を限度として貸付ける制度である。

貸付を受けるには、生活保護基準の1.5倍以下の所得（但し、生活保護受給者は対象外）で、市内に住んでいること、保証人を置くこと等が条件とされており、また、償還期限は22ヵ月以内とされている。

平成21年度の現年度収入率は52.6%（9,224千円÷17,541千円）と低く、貸付財源となる基金の金額は115,000千円であるが、平成21年度末の未収金は92,321千円となっている。

② 管理システムの不備（意見）

小口生活資金貸付金は、東・中・西の各福祉事務所で貸付台帳によって債権発生時点より管理しているが、電子データ化されていないため、債権管理の様々な場面で債権管理が煩雑になっている。

表計算ソフト等により電子データ化し、検索を容易にすることが望まれる。

③ 期限の利益喪失条項（意見）

「東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例」には「市長は、借受人が次の各号の一に該当したときは、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。」（第9条）としており、偽りその他不正の行為により資金の貸付を受けたとき、貸付金を目的外に使用したとき、正当な理由がなく貸付金の償還を怠ったとき、転出したとき及びこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないときに債務者は期限の利益を失うこととされている。

しかしながら、債務者と取り交わす「東大阪市緊急小口資金借用証書」（以下「借用証書」という。）には、期限の利益喪失条項について記載されていない。

債務者との間で疑義の起こらないよう借用証書にも期限の利益喪失条項を設けることが必要と考える。

④ 資金使途の確認（意見）

東大阪市緊急小口生活資金貸付事務要領によると、貸付金の使途は世帯の生計を維持するに当たりつなぎ資金として必要な生活資金、医療資金、出産資金又は葬祭資金、住宅資金及び教育資金に限定されており（同要領第2条）、申込を受けるときは資金を必要とする理由及び緊急性について十分聴取し（同要領第3条第2項）、裏付け証明をとれるものについては、その証明書の提出を受けること（同要領第3条第3項）とされている。

しかしながら、実際の貸付時には資金使途について聞き取りはしているとのことであったが、裏付け証明の提出を受けているものは少なかった。

制度趣旨に沿った資金使途がなされたかどうか確かめるため、事前に資金使途を聞き取るだけでなく、原則として全ての貸付について事後的に領収書等の裏付け証明を入手することが望まれる。

⑤ 保証の種類（意見）

「東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例」では保証人1人を立てることが必要とされている（同条例第5条）が、保証人は連帯保証人とはしていない。

普通保証の場合は、検索の抗弁権や催告の抗弁権があるため、連帯保証とすることが望まれる。

⑤ 保証人への請求（意見）

保証人への催告は、債務者が滞納して1年以上経過してから、保証人から債務者本人に償還指導を要請する文書を送付することにより実施している。

債務者が延滞すると、早い時点で保証人に督促状を発送することを事前に債務者に通知し、実際に延滞が生じた際に速やかに保証人に督促することは債務者本人の支払を促す上で効果的と考えられる。保証人への催告時期を例えば延滞期間が3ヵ月となった時点等に設定することの検討が望まれる。

⑥ 督促方法の工夫（意見）

現在、督促、徴収専任の職員が1人配置され、数ヵ月ごとに各福祉事務所をまわり督促業務を行っている。専任の職員がいる間は、電話・訪問が主となるが、いない期間は督促状・催告状の送付が主となっている。

滞納も早期の段階では、電話による督促も効果が高いと思われるので、電話による催告を強化すべきである。

⑦ 期限延長申請書の入手（結果）

「東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例施行規則」（以下「規則」という。）では「償還期限の延長を申請しようとする者は、東大阪市緊急小口生活資金償還期限延長申請書にその事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。」（第9条第2項）としているが、1回当たり償還額の減額や期限延長の申し出があった際の事務としては、合意内容等を管理台帳に記載し、入金状況を管理しているのみで、期限延長申請書を入手していなかった。

償還期限の延長を書面の取り交わしのないまま滞納者の自主的支払に任せることは適当でなく、また、条件変更の内容を明瞭にすることにより滞納者に償還計画や債務履行を強く意識させ、償還の可能性をより高いものにすると考えられる。

滞納者より条件変更の申し出があった場合には、規則に基づいて申請書の提出を受ける必要がある。

⑧ 生活保護受給者への移行と連携の不備（意見）

緊急小口生活資金を借りた者が、その後の所得低下により生活保護を受給する場合が見受けられるとのことであった。この場合、生活保護費からの少額弁済を促すことになるが、生活保護を受給するに至った滞納者について、担当者が気付いた場合は福祉事務所の保護係と連携することもあるが、緊急小口資金生活貸付金は、「②管理システムの不備」で述べたとおり電子データで管理されていないため、網羅的な対応はできていない。

生活保護費からの少額弁済を促すために、データを整理し関連部署と連携し漏れなく対応のできる体制の構築が必要と考える。

⑨ 時効管理（意見）

督促状況や最後の支払等の債務承認状況を電子データにより管理できていないため、時効中断を取るべきか否かについても明確に意識がされず、漫然と時効期間が徒過していることが懸念される。

債務者に資力があるにもかかわらず払われないケースでは時効中断をする必要があり、また、債務者の死亡等によって債権回収不能となった場合は、時効期間を待たずに債権放棄することも考えられるが、これらの処理の前提として時効管理が必要である。

なお、滞納上位 100 件の滞納理由別内訳は以下のとおりである。

<滞納上位 100 件の滞納理由別分類>

滞納理由	行方不明	死亡	生活苦	転出	破産	合計
件数	27	24	25	20	4	100

⑪ 不納欠損処理（意見）

緊急小口生活資金貸付金について、これまで不納欠損処理の実績はなかった。多くの債権は、時効期間が経過しているにもかかわらず、不納欠損処理がなされないまま積みあがっている。

これは、不納欠損処理をする前にどの程度債権回収努力をしておかねばならないか、考え方が整理できていないためと思われる。

例えば主債務者死亡の場合に、相続人調査をして請求するのか、保証人にはどうするのか、保証人に相続が起こっていた場合はどうかなど、ケースを想定して、一定の努力を行なえばそれ以上は債権回収が困難と判断して債権放棄をする等（議会の決議を得るか、条例に放棄についての特別の定めを置く）、滞納整理マニュアルを作成し、不納欠損処理ができるようにしておくべきと考える。

⑫ 制度の存在意義の検討（意見）

東大阪市緊急小口生活資金貸付制度は、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、低所得者層の市民の緊急の生活資金として10万円を限度として貸し付けるものである。

制度の性格上、回収率は低く、当該貸付制度基金115,000千円のうち、平成21年度末で92,321千円の未収が計上されているのは、この制度趣旨からしてやむを得ない部分もあると考える事もできるが、基金は枯渇しつつあり、また、制度発足当初回収不能による市の負担をどの程度見込んでいたかは不明である。

低所得者層に対しては、税金、国民健康保険料等の各種保険料が軽減される等の一定の配慮がなされており、また、基金残高が乏しくなっていることから制度の存在意義について検討が必要と考える。

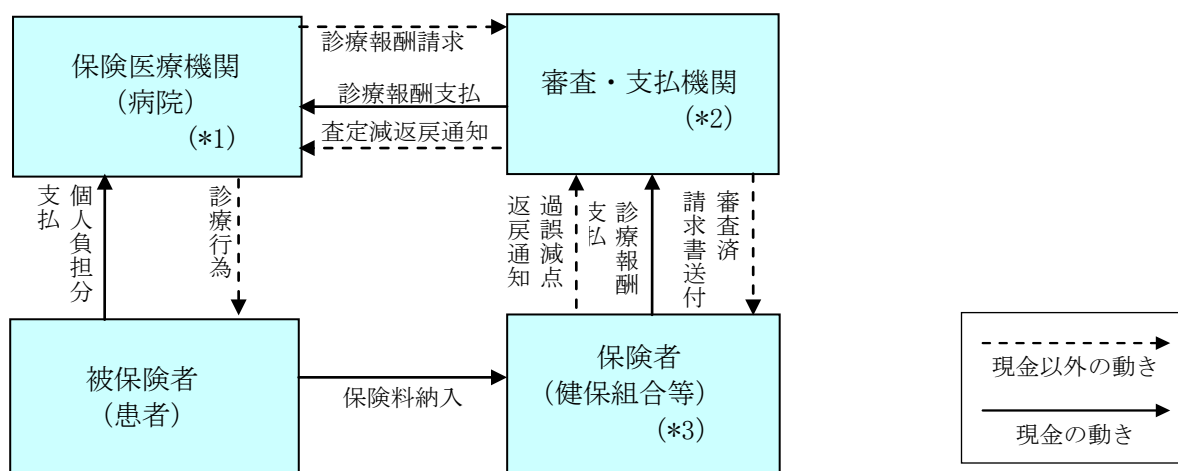
(30) 総合病院未収金（入院・外来・その他）

（単位：千円）

事業の名称		病院事業					
事業の内容及び目的		市民の健康を守るため、急性期医療機関の役割としての高度医療を提供するとともに、地域医療連携拠点病院としてその役割を果たす。					
根拠法令、関連法令等		医師法・医療法・健康保険法・薬事法 保険医療機関及び保険医療養担当規則					
所管部		総合病院医事課					
未収金の種類		私債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	-	12,946,949	-	10,634,552	-	11,223,714
	滞納繰越	-	-	-	1,978,432	-	1,965,682
	合計	-	12,946,949	-	12,612,985	-	13,189,396
収入済額	現年度	-	10,944,683	-	8,839,467	-	9,262,793
	滞納繰越	-	-	-	1,774,240	-	1,776,961
	合計	-	10,944,683	-	10,613,708	-	11,039,755
不納欠損額	現年度	753	23,833	977	33,594	1,126	34,240
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-
	合計	753	23,833	977	33,594	1,126	34,240
未収金額	現年度	6,920	1,792,021	2,728	1,795,085	2,619	1,960,921
	滞納繰越	4,022	186,410	3,602	170,596	3,053	154,480
	合計	6,920	1,978,432	6,330	1,965,682	5,672	2,115,401

① 概要

総合病院における収入の大半は、診療行為に伴う診療収入である。総合病院における診療行為の発生からその診療収入の入金までの関係は、以下のようになっている。



(用語の説明)

(*1) 保険医療機関	当該報告書においては、「東大阪市立総合病院」をいう。
(*2) 審査・支払機関	厚生労働省管轄の特殊法人のことで、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会のことをいう。 保険医療機関からの診療報酬明細書（以下「レセプト」という）に記載された診療内容を審査し、その医療給付金額を各保険者から徴収して、それぞれの保険医療機関・保険医に支払う機関である。
(*3) 保険者	健康保険を取り扱っている健康保険協会、健康保険組合や共済組合、国民健康保険を取り扱っている各種団体等をいう。

総合病院未収金（入院・外来）には、社会保険診療報酬支払基金等の保険者に対するものと患者本人に対するものがある。

保険者に対するものについて、1ヶ月分を翌月10日までに請求し、通常入金までに2ヵ月程度を要することから年度末において2ヶ月分未収金が計上される。また、患者本人に対するものについて、外来患者に対してはその都度、入院患者については退院時及び月末締で請求を行い、年度末において入金のない場合に未収金が計上される。

さらに、総合病院未収金（その他）として府からの補助金や、研修医・インフルエンザに対する補助金、給与手当の手当戻入、病院内にある組合事務所に対する賃借料、一般会計から負担すべき退職金等が含まれており、入金があるまでに一定期間を要するために年度末において未収金が計上される。

未収金の発生年度別内訳は以下のとおりであり、患者負担分の未収金が滞留しており、過年度の未収金の回収状況は良くないことが分かる。

(単位：千円)

(年度別内訳)	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	保険 請求分	患者 負担分	その他	保険 請求分	患者 負担分	その他	保険 請求分	患者 負担分	その他
平成 21 年度	-	-	-	-	-	-	1,822,405	76,582	61,933
平成 20 年度	-	-	-	1,627,150	78,340	89,594	-	25,092	-
平成 19 年度	1,664,317	89,301	38,403	-	31,771	-	-	28,872	-
平成 18 年度	-	48,624	-	-	38,567	-	-	36,495	-
平成 17 年度	-	42,832	-	-	40,854	-	-	40,031	-
平成 16 年度 以前	-	94,955	-	-	(※) 59,405	-	-	(※) 23,990	-
未収金合計	1,978,432			1,965,682			2,115,401		

(※) 平成 16 年度以前の未収金について平成 20 年度に 33,594 千円、平成 21 年度に 34,240 千円不納欠損処理を実施しているため、減少している。

② 保留レセプト及び返戻レセプトの管理（意見）

保険請求分について、生活保護の被保護者に係るレセプトの受給者番号の把握、医師のレセプトの点検未了、保険申請待ち等患者都合により、診療月の翌月の請求処理に遅れることがある。このように処理が遅れたレセプトのことを「保留レセプト」という。

また、保険者等にレセプトを送付したものの、内容に不備があるなどの理由で返戻されたレセプトのことを「返戻レセプト」という。

これらの保留レセプトや返戻レセプトについては、請求漏れを防止するために管理する必要があり、また、医療行為から請求までに時間が経過すると請求に必要な情報の入手に齟齬の生じるおそれのあることから、適時に処理することが求められる。

総合病院においては保険者への請求処理について業者に委託しており、保留レセプトと返戻レセプトの件数や点数の月次発生状況については報告を受けていたが、その後の処理状況、月末の保留レセプト残高、返戻レセプト残高等の報告は受けていなかった。

長期にわたり請求されない保留レセプトや返戻レセプトの発生を防止するために、例えば3ヶ月を超えて処理されていない保留レセプト・返戻レセプトの管理台帳を作成する等、保留レセプト・返戻レセプトの状況を把握し管理する必要があると考える。

③ 保留レセプトの適時処理（意見）

今回の監査に際し、平成21年度末の保留レセプトの状況を総合病院が調査したところ、以下表のとおり、3ヵ月超の保留レセプトが外来患者30件832千円、入院患者11件5,473千円の保留レセプトがあった。

<平成21年度末の保留レセプトの状況>

保留レセプト			平成21年度	
			件数	金額（単位：千円）
保留 期間	3ヶ月以内 （平成22年1月以降発生分）	外来	1,907	27,720
		入院	178	106,557
	3ヶ月超 （平成21年12月以前発生分）	外来	30	832
		入院	11	5,473
合計		外来	1,937	28,552
		入院	189	112,031

このうち、入院の全件及び外来の点数上位5件の合計16件について保留理由を検討したところ、以下、1から12の保留レセプトについては適時に処理することが必要と考える。

保留レセプト					
入院	点数	診療年月	保留月	理由	備考
1	22,074	平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月	医療券待ち	a 参照
2	56,829	平成 21 年 9 月	平成 21 年 10 月	医療券待ち	a 参照
3	55,984	平成 21 年 1 月	平成 21 年 2 月	医療券待ち	a 参照
4	1,727	平成 21 年 11 月	平成 21 年 12 月	医療券待ち	a 参照
5	33,413	平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月	医療券待ち	a 参照
6	93,991	平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月	医療券待ち	a 参照
7	59,655	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	養育医療申請中	b 参照
外来	点数	診療年月	保留月	理由	備考
8	61,545	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	特定疾患手続	c 参照
9	2,559	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	特定疾患手続	c 参照
10	2,196	平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月	特定疾患手続	c 参照
11	2,054	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	特定疾患手続	c 参照
12	1,903	平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	医師コメント待ち	d 参照

a. 生活保護者の医療券発行にかかる意見書の作成

サンプル 1 から 6 の「医療券待ち」は、生活保護受給者の医療券の発行待ちのものである。生活保護受給者の医療券発行にあたり、市に対して医師の意見書の提出が必要であるが、総合病院では意見書の作成は入院中には実施せず、退院後に診断書の作成と合わせて意見書を作成するという運用になっていたため、医療券が発行されず保留レセプトとなっていた。

そもそも、意見書の作成と診断書の作成は同時にする必要はない。また、意見書の作成がなされない限り医療券は発行されず、その期間の診療にかかるレセプトは保留レセプトとなってしまうため問題である。

生活保護者の医療券発行のための意見書の作成を適時に実施する必要がある。

b. 債務者と連絡不可になった場合のレセプトの処理

サンプル 7 の養育医療申請中のものについては、本人と連絡が取れなくなり、保留レセプトとなっている。平成 22 年 4 月には一般の健康保険として取り扱い、7 割を保険者に請求し 3 割を自己負担額として被保険者に請求することとしている。

公費助成申請中の債務者と連絡が取れなくなった場合のレセプトの処理について、適時に一般の健康保険として処理の切り替えを検討することが必要であると考えられる。

c. 公費助成申請後の受給者証の確認

サンプル 8 から 11 の特定疾患手続には、通常 2 ヶ月の期間を要する。特定疾患手続後受給者証が発行されるが、小児の場合は直接総合病院に通知が来るのに対し、成人の場合は本人が受給者証を総合病院へ提示することが必要となる。後者の場合、一度受診されてからその後受診がない場合、受給者証の確認が出来ずそのまま保留となっている。

電話連絡等を実施することにより、受給者証の確認を早期に実施する体制を作ることが必要と考えられる。

d. 医師の処理の遅滞

サンプル 12 は医師の事務処理の遅れにより生じている。

医師の保留レセプトの適時適切な処理を徹底する必要があると考えられる。

④ 保留レセプトにかかる会計上の収益、未収金の計上漏れ（結果）

総合病院では、保留レセプトについて保険者に請求していないため、保留レセプトに係る収益及び未収金を計上していないが、会計上、診療収益は診療行為が行われた時点で認識すべきであるため、収益及び未収金を計上する必要がある。

⑤ 返戻レセプトの適時処理（意見）

今回の監査に際し、平成 21 年度末の返戻レセプトの状況を総合病院が調査したところ、以下表のとおり、3 ヶ月超の返戻レセプトが外来患者 37 件 392 千円、入院患者で 1 件 621 千円の返戻レセプトがあった。

<平成 21 年度末の返戻レセプトの状況>

返戻レセプト			平成 21 年度	
			件数	金額（単位：千円）
保留 期間	3 ヶ月以内 （平成 22 年 1 月以降返戻分）	外来	50	2,219
		入院	5	3,019
	3 ヶ月超 （平成 21 年 12 月以前返戻分）	外来	37	392
		入院	1	621
合計		外来	87	2,612
		入院	6	3,640

返戻レセプトの滞留期間が3ヶ月超のもののうち、入院全件及び外来の点数上位5件の合計6件にかかる保留理由は以下のとおりであったが、何れも適時に処理する必要があると考える。

返戻レセプト					
入院	点数	診療年月	返戻月	理由	
1	62,188	平成19年9月	平成21年5月	医師に診療内容照会中	a 参照
外来	点数	診療年月	返戻月	理由	
2	4,733	平成21年4月	平成21年9月	資格喪失後の受診	b 参照
3	1,784	平成21年8月	平成22年1月	資格喪失後の受診	b 参照
4	1,537	平成21年6月	平成21年12月	資格喪失後の受診	b 参照
5	1,295	平成21年3月	平成22年1月	資格喪失後の受診	b 参照
6	1,379	平成21年4月	平成21年10月	該当者なし	c 参照

a. 医師の処理の遅滞

サンプル1は医師の事務処理の遅れにより生じている。

医師の返戻レセプトの適時適切な処理を徹底する必要があると考えられる。

b. 健康保険証の提示

サンプル2から5については、健康保険の資格喪失後の受診であったため返戻レセプトとなったものである。この場合、本人に連絡を取り新しい保険証の提示を求める必要があるため、電話連絡を実施しているが連絡が取れず処理が出来ていない。

保険証の提示は原則3ヶ月に1回実施することとなっているが、徹底されていなかった。返戻レセプトの発生の防止のためにも、保険証の提示を徹底するとともに、保険証の提示の頻度を1ヶ月に1回に増やす必要があると考えられる。

c. 健康保険証の複写の徹底

サンプル6については、保険者番号等の記載誤りによりレセプトが返戻されたものである。健康保険証の提示があった場合、原則、複写を取るようになってはいるが、当該サンプルについては健康保険証の複写を取り損ねていたため、そのまま処理が出来ないままとなっている。

健康保険証の複写を徹底することにより、記載誤りにかかる返戻レセプトについては適時に処理が可能となると考えられる。

⑥ 未収金の催告（結果）

「東大阪市立総合病院における未納診療費等管理事務取扱要領」によると、納付期限までに納入がない場合には20日以内に督促状により督促することに加え、電話による催告及び患者宅への訪問による催告を行うこととなっている。しかし、患者宅への訪問による催告は実施されていない。

未収金の金額が多額である債務者宅や長期にわたって回収できていない債務者宅への訪問による催告を実施し、未収金の回収を効果的に実施することが望まれる。

⑦ 債権管理体制の強化（意見）

総合病院では未収金について、以下のように督促及び催告をしている。

- a. カルテに未収カードをはさみ込み、次回来院時に面談を実施
- b. 入院患者には退院時に入退院受付にて支払相談を実施
- c. 納入すべき診療料金等を納付期限までに納入しない時は、納付期日より20日以内に督促
- d. 電話にて催告

年度別発生原因別不納欠損処分内訳のとおり、不納欠損した未収金の発生原因は、件数においては、「督促支払無」のものが過去3年間大半を占めており、また、金額でみると「督促支払無」「分納不履行」の合計が大半を占めており、督促及び催告業務を強化する必要があると考えられる。

(年度別発生原因別不納欠損処分内訳)

(単位：千円)

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
居所不明	13	791	30	5,235	9	1,253
破産者	-	-	3	700	2	197
死亡	20	1,774	16	6,598	52	6,187
生活保護	11	603	17	1,285	125	2,883
督促支払無 (※)	669	11,769	890	16,465	857	15,271
分納不履行	40	8,896	21	3,312	56	6,869
支払約束不履行	-	-	-	-	25	1,581
合計	753	23,833	977	33,595	1,126	34,240

(※) 「督促支払無」には、督促状は届いているが電話連絡の取れないものが含まれている。

現在、債権管理の従事者は職員 1 名と補助業務として医業事務全般の委託先の者 1.5 名が実施している。債権管理の担当者は他の業務も担当しており、訪問催告について「東大阪市立総合病院における未納診療費等管理事務取扱要領」に実施することと定められているにもかかわらず実施出来ておらず、債権管理体制が不十分であることは否めない。

債権管理体制を強化し、効果的に回収業務を実施することが期待される。

⑧ 債権の不納欠損処理 (結果)

従来、自治体病院の未収金は地方自治法第 236 条第 1 項に基づき 5 年の消滅時効期間を経ると、時効の援用を要せず消滅すると解されていた。

しかし、平成 17 年 11 月 21 日に最高裁判所において「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第 236 条 1 項所定の 5 年ではなく、民法第 170 条 1 号により 3 年と解すべきである。」との判決が下されたことにより、従前の取り扱いが認められないこととなった。

上記、判決を受けて未収金の不納欠損処理を行うにあたっては債務者からの時効の援用がなされることが必要となり (民法第 145 条)、時効の援用がない債権については議会の決議を受けて債権放棄を行うという手続きを踏まなければ不納欠損処理することができないこととなった (地方自治法第 96 条 1 項 10 号)。

しかし、総合病院では、議会に対する報告のみにより不納欠損処分をしている。よって、総合病院の医療費の不納欠損処理を実施するにあたり、議会の決議を得る必要がある。

⑨ 保証（意見）

総合病院では、債務者から支払の誓約書を受領する際には、生計を同一にしない者から保証人として確約書の提出を義務付けている。しかし、保証人は、連帯保証人ではない。普通保証の場合は、検索の抗弁権や催告の抗弁権（民法第 452 条、453 条）があるため、債権者である総合病院は連帯保証の方が回収の実効性があり、連帯保証人として置く方が望ましい。

また、保証人の保証の意思確認については、明文上の規定はなく、十分な意思確認ができていないため、保証人の意思確認方法を定め徹底する必要がある。

さらに、保証人への催告は、債務者が滞納し債務者に連絡が取れなくなった場合に、債務者本人に支払を促すよう電話連絡をしているのみであり、保証人への請求までは実施していない。保証人への請求を実施することにより、債務者本人の支払及び保証人の支払を促す上で効果があると思われる。

⑩ 医療過誤の処理（意見）

総合病院の医療過誤により治療が必要になった者に対して、その治療にかかる本人負担分については、事故対策会議内で請求しないことを決定している事例があった。当該患者にかかる治療費については、医事システム上請求しない旨を登録し請求をしていない。しかし、事故対策会議の決定理由や内容について議事録が残されていなかった。本人負担分について請求しない特例処理を実施する際には、その決定理由や内容について文書で記録する必要があったと考えられる。

また、総合病院は当該治療に対する保険請求分について保険者に請求している。しかし、当該治療は病院の過失によりおこった「第三者傷害」と同義と考えられるため、交通事故と同じように医療過誤を起こした医療機関が傷害の責任者として費用を全額負担することになると考える。よって、当該治療に対する保険請求分について保険者に請求してはならないと考えられる。

(31) 水道料金・下水道使用料

＜水道料金＞

(単位：千円)

事業の名称	水道事業						
事業の内容及び目的	清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。						
根拠法令、関連法令等	水道法、東大阪市水道事業給水条例						
所管部	上下水道局水道総務部収納対策課						
未収金の種類	私債権						
未収金額等の推移	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調定額	現年度	1,077,299	11,158,565	1,074,905	10,756,735	1,069,959	10,443,974
	滞納繰越	221,917	1,866,813	228,613	1,853,520	233,240	1,803,497
	合計	1,299,216	13,025,379	1,303,518	12,610,255	1,303,199	12,247,472
収入済額	現年度	941,651	9,980,547	940,774	9,610,601	940,401	9,360,577
	滞納繰越	115,756	1,077,642	116,131	1,084,271	120,727	1,061,498
	合計	1,057,407	11,058,190	1,056,905	10,694,873	1,061,128	10,422,076
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	12,798	98,381	12,877	99,967	14,640	107,326
	合計	12,798	98,381	12,877	99,967	14,640	107,326
未収金額	現年度	135,648	1,178,017	134,131	1,146,133	129,558	1,083,396
	滞納繰越	93,363	690,788	99,605	669,281	97,873	634,672
	合計	229,011	1,868,806	233,736	1,815,414	227,431	1,718,069

< 下水道使用料 >

(単位：千円)

事業の名称		公共下水道事業					
事業の内容及び目的		都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。					
根拠法令、関連法令等		下水道法、下水道条例、下水道条例施行規則					
所管部		上下水道局下水道部業務課					
未収金の種類		強制徴収公債権					
未収金額等の推移		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	現年度	945,209	7,831,896	959,915	7,655,714	965,268	7,465,943
	滞納繰越	117,577	693,310	282,336	1,928,221	295,845	1,951,042
	合計	1,062,786	8,525,206	1,242,251	9,583,935	1,261,113	9,416,985
収入済額	現年度	742,747	6,358,851	752,612	6,170,353	758,603	6,027,240
	滞納繰越	26,527	166,596	182,621	1,394,834	194,256	1,412,397
	合計	769,274	6,525,447	935,233	7,565,187	952,859	7,439,637
不納欠損額	現年度	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	10,999	62,635	11,100	62,694	12,637	70,189
	合計	10,999	62,635	11,100	62,694	12,637	70,189
未収金額	現年度	202,463	1,473,046	207,303	1,485,361	206,665	1,438,702
	滞納繰越	80,051	464,079	88,615	470,692	88,952	468,456
	合計	282,514	1,937,126	295,918	1,956,053	295,617	1,907,159

① 概要

水道の目的は清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするもので（水道法第1条）、水道には、健康で文化的な市民生活や都市活動を支えるライフラインとしての役割があり、常に安全な水を安定的に供給していくことが求められる。

また、下水道の目的は都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とし（下水道法第1条）、下水道は、汚水の排除及び処理、便所の水洗化など生活環境の改善、雨水の排除、ことに市街地における都市型浸水の防除、さらに、河川・海域など公共用水域の水質保全を図るなど、その役割は多岐にわたるとともに、市民が健康で安全・快適な生活を営むうえで必要不可欠な都市基盤施設である。

市では水道総務部収納対策課が水道料金と下水道使用料を一体として徴収しており、これらの支払を受けない場合に未収金が発生し、平成21年度末では水道料金に係る未収金1,718百万円及び下水道に係る未収金1,907百万円を計上している。但し、水道事業と公

共下水道事業について地方公営企業法を適用し、同法施行令には企業会計の考えが取り入れられ、出納整理期間のないことから納付期限の到来していない発生額も未収金に計上されている。

② 不納欠損処理の根拠（意見）

水道料金債権については、「第2. II. 3. 債権に関する判例」の項で述べた通り、最高裁判所より私債権と判断されており、下水道使用料債権については地方自治法附則第6条の5第1項第3号により強制徴収公債権に分類されるが、市では東大阪市上下水道局会計規程第17条の2をもって上下水道料金に係る債権の不納欠損処理を実施している。

<東大阪市上下水道局会計規程第17条の2>

主管課長は、所管する債権が次のいずれかの事由に該当した場合においては、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した調書を経理課長に合議した後、管理者に報告しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例または議会の議決によって債権を放棄したとき。
- (2) 時効等により債権が消滅したとき。
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第173条の規定による消滅時効が満了した料金債権で、当該満了の日から3年を経過したとき。

すなわち、下水道使用料債権は会計規程第17条の2第2号を適用し時効期間5年で不納欠損処理し、水道料金に係る債権は会計規程第17条の2第3号を適用して民法第173条の時効期間2年に3年を加えた5年で不納欠損処理している。

しかしながら、このため水道料金については私債権との判断がされているにも関わらず債権放棄されることなく不納欠損処理されていることとなり、平成21年度では107百万円の水道料金に係る債権を不納欠損処理していた。

債権放棄することなく不納欠損処理しているのは、上下水道局では不納欠損処理と債権の消滅を区別して考えているためと説明を受けたが、水道料金について最高裁判所の判断のされる以前に下水道使用料と同様に強制徴収公債権として取扱を同一としていた経緯のあることも背景にあると考えられる。

また、東大阪市上下水道会計規程第17条の2は経理課長の合議と管理者への報告を必要とする旨を規定しているものの、不納欠損処理の根拠としては不明瞭といえ、さらに、

大量の債権情報を簿外で個別管理することは実務上困難であることから、私債権の不納欠損処理には債権放棄を前提とすることが望まれる。これらに加え、市の他の私債権の不納欠損処理との不整合も生じている。

これらのことを考慮すると、水道料金に係る債権の不納欠損処理についても債権の効力と一致させるために債権放棄の手続を取ることが必要と考える。

2. 総括意見

(1) 人材育成及び技術継承の必要性

市の収納対策室には市の債権回収業務に関する高度に専門的な知識と技術と豊富な経験が蓄積されていると考えられるが、これらの知識等が十分に蓄積されていない部署もあり、収納率を向上させるためには全市的にノウハウを共有していく必要がある。また、平成20年度に定めた市の「収納確保対策基本方針」においては、総職員数の抑制方針の中で担当職員の退職による収納ノウハウの継承が途絶える可能性が指摘されている。収納対策室の職員は比較的高齢であり、このままでは、収納対策室が有するノウハウが若手職員に継承されないおそれがある。人事異動時に職員の年齢構成への配慮を行う等、市の未収金の徴収に関する知識と技術と経験を早急に継承していくことも重要な課題である。

また、債権回収業務には、単に税や徴収に関する知識だけでなく、不動産や企業経済に関する知識等、市政全般にわたる幅広い知識が必要である。そのため、税部門と他部局との人事交流による幅広い知識を持った人材の育成を行う必要がある。

債権管理に関する研修の実施や現場教育等によって人材育成を行うとともに、若手の税務部門への配属、税務職員と他部署間の配置替えをするなど、市全体の債権管理能力の向上に配慮した人事ローテーションの確立が望まれる。

(2) 私債権の管理に共通する問題点、規定等の整備

① 保証人への請求

私債権については、保証人を立てさせている場合が多いが、以下のような問題が見られたため、保証人が有効に機能していない。

- a. 連帯保証でなく、普通保証としているケースがあること。
- b. 保証契約締結時に保証人の保証意思の確認が十分でないこと。
そしてこれらが原因となって、
- c. 主債務の支払が滞っても、保証人に請求していないケースが殆どであった。

主債務が少額なため法的措置まで取ることが難しいケースや、主債務者に資力がない場合は、保証人への請求が有効な回収手段となる。主債務の支払が滞った場合は、早期に保証人に請求を行うことで、保証人から主債務者へ支払を促す効果も期待でき、また保証人からの回収も期待できる。

保証人への請求を行うためには、資力要件等保証人として相応しいものを連帯保証人として立てさせ、また、保証意思の確認を適切に行うなど、将来の保証人への請求可能性を保証契約締結時点から意識しておく必要がある。

② 管理マニュアルの整備、法的措置の検討及び規定整備

私債権について、主債務者・保証人から回収を図ろうとする場合は、訴訟提起等の法的措置を取る必要があるが、現在では殆ど行われていない。これは、どのようなケースに法的措置まで取るべきかについて必ずしも整理できていないことが一因であると思われる。従って、債権毎に管理マニュアルを作成し、主債務者・保証人への督促・催告のルール、法的措置を取るべき事案の抽出を整理できるようにしておくべきである。

特に少額債権につき、市職員での対応が可能かを検討すべき法的措置としては、即決和解（民事訴訟法 275 条）、支払督促手続（民事訴訟法 382 条以下）、少額訴訟手続（民事訴訟法 368 条以下）等がある。手続選択のポイントは以下の表のとおりである。

手続名称	概要	手段選択のポイント
即決和解	当事者が簡易裁判所に予め合意した内容で和解を申立て、合意内容が調書に記載されると確定判決と同一の効力を有する債務名義を簡易に得られる手続。	市と債務者・保証人との間で返還等の合意が出来ており、訴訟提起する必要がないが、将来の滞納に備えて債務名義を取っておきたい時に取るべき手続。
支払督促	裁判所書記官から支払督促という文書を発してもらうことで簡易迅速に債務名義が得られる手続。ただし、相手方が、支払督促文書の送達後 2 週間以内に異議を申し出ると通常の民事訴訟に移行する。	債権の存在が明らかであり、債務者・保証人もこれを争わないことが期待できるときに、簡易迅速に債務名義を得るために取るべき手続。
少額訴訟	60 万円以下の金銭支払を求める訴えについて、原則として 1 期日で審理を終え、審理終了後直ちに判決言い渡しが行なわれることを予定される簡易で迅速な訴訟手続。この手続も相手方が希望する場合や、簡易裁判所の判断で通常の民事訴訟手続に移行する場合がある。一債権者一簡易裁判所において年間 10 回の回数制限がある。	市の債権額が 60 万円以下で、かつ、証拠等が揃っており弁護士を立ててまで通常訴訟を行う必要がないと考えられる場合に取るべき訴訟手続。

もっとも、これらの手段を取るには、原則として議会の決議が必要となる（即決和解・少額訴訟：地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）。支払督促は督促段階では議会の決議が

不要であるが、相手方が異議を述べれば通常訴訟に移行するため、異議を想定して予め議決を得ておくことが望まれる。そこで、これらの手段を実効的に利用しようとする場合は、訴えの提起、和解、損害賠償額の決定等について市長が専決処分できるようにしておく必要がある（地方自治法第 180 条）。

このように、私債権の管理については、督促・催告のルール化のためのマニュアル整備や法的措置についての理解促進、法的措置を取るための規定整備が必要となるが、公債権とは異なる知識も必要となるので、庁内研修を行う等により担当職員のスキルアップを図っていくことが必要である。

③ 私債権の不納欠損処理

私債権は、漫然と時効期間を徒過させるなど、回収が困難になることは避けるべきであるが、適切な管理を行っても回収が困難となる場合はある。そこで、こうした場合には不納欠損処理を行なって、管理コストを下げる必要がある。

例えば、時効期間を経過した債権については、債務者が時効援用するまで確定的に消滅しないため、不納欠損処理を行おうと思えば、議会の決議を得て放棄をする必要がある（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）。

ところが、市においては時効期間が経過した私債権について、放棄の議決を得ないまま不納欠損処理を行ったり（総合病院未収金、水道料金）、長期間にわたって不納欠損処理を一切行っていなかった例が見られた（心臓病手術貸付金、母子・寡婦福祉資金貸付金、東大阪市奨学資金貸付金返還金、緊急小口生活資金貸付金、東大阪同和更生資金貸付金）。

今後は適切に債権管理を行った上で、議会の決議を得て債権を放棄した上、不納欠損処理を行なうべきである。

また、条例に特別の定めを置けば、議会の決議を得ることなく債権の放棄が可能である（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）。債権の放棄を検討すべき場面は、a. 債務者が無資力であり、今後の資力回復も見込めない場合、b. 破産して債権につき免責された場合、c. 債権につき消滅時効期間を徒過した場合などがある。地方自治体の中には私債権管理条例等を定めて、これらの場合に債権放棄ができるようにしている自治体もある。

市においても、債権管理体制の整備と併せて今後検討していくべき課題であると考えらる。

(3) 債権管理

私債権については先述したように不納欠損処理を行っていない例が多く、公債権についても市としてのルールがなく不納欠損処理を行っていない例があった（生活保護費返還金、保育所保育料）。

不納欠損処理を行っていない債権については、市として不納欠損に関するルールを定めるべきである。

ここで重要なポイントは、不納欠損処理を促進させることではなく、債権管理にあることを強調しておきたい。未収発生 of 早期段階の対応が一番重要で、回収不能とならないように督促、訪問、相談等の対応を早期に積極的に行うことや、滞納上位者に対する対応を強化する等の方策が不可欠であり、債権回収努力が十分でない安易な不納欠損処理はあってはならず、努力の結果として回収が困難になったもののみが不納欠損として処理されることが原則である。

市では、平成 21 年度末で 165 億円ある未収金額を重要視し、かつ、市税、国民健康保険料、介護保険料等の強制徴収公債権の不納欠損処理額は増加傾向の状況にあり、平成 21 年度の不納欠損処理額が 27 億円と市の財政に大きく影響を及ぼしていることから、収納確保対策を進める中で、不納欠損処理のルールと体制の整備が、今後の課題であるといえる。

(4) 全市的な収納対策のための組織改革

市税の収納対策にかかる事務は、収納対策室が実施している。そして事務分掌規程によれば、平成 17 年から収納対策室には「市の収納金に係る収納対策の指導及び調整に関すること。」という事務が新たに規定された。当該規程により、市の未収金対策の全体統括事務は収納対策室に与えられている。

当該規程に基づき、収納対策室は収納対策部会の事務局及び会議や研修、また各種情報提供等、指導及び調整に関する事務を行ったものの、研修等に対する参加は低調であり、その実績の低さから平成 21 年度は収納対策の研修等は実施されていない状況にあった。

<収納対策室の主な取組内容>

時 期	実 施 内 容	研修等参加部署
常時	庁内LANシステムで「滞納整理の基本」「徴収の手引き」等のマニュアル等を閲覧可能とする 国民健康保険料課と滞納者財産情報を共有化	
平成 18 年 2 月	各課へ徴収事務等の実態調査アンケートを実施し、その結果をもとに、「徴収事務等に係る調整会議」を開催	
平成 18 年 2 月	他部署からの研修依頼に対して講師派遣	国民健康保険料課
平成 19 年 5 月	預貯金等の差押えに必要な書式、歳入歳出外現金領収書及び銀行等への照会文書等の提供	全庁
平成 19 年 7 月 平成 19 年 11 月	大阪弁護士会からの「私債権回収業務の懇談会」の案内を各局へ紹介	教育委員会学事課 収納対策室
平成 19 年 11 月 平成 20 年 9 月	大阪府税務室からの短期派遣職員を講師とした研修会を開催	保育課 国民健康保険料課

かつて市は、平成 20 年度において横断的な債権回収専門機関として「債権対策室」の設置を含む組織改革案を議会に提案したものの、その議決には至らなかった。全市的な収納対策を図る上では、部局横断的な債権対策を目的としたより強力な権限を持った専門組織の構築と、そのための組織改革が必要と考えられる。

「債権対策室」の設置や、収納対策部会の機能の強化、またその下部組織である収納対策ワーキンググループを部局横断的な債権回収プロジェクトチームとして発展的に再編するなど、実効性のある組織改革を実現する必要がある。

(5) 債権回収プロジェクトチーム

市における未収金の管理は各部署でなされていたため、次のような問題がある。

- ① 債権管理マニュアル等が整備されておらず、担当者任せになっている部署がある。
- ② 債権管理担当者への指導教育がうまくできていないため、債権管理に関する知識が不足している部署がある。
- ③ 債権管理担当者は他の業務と兼務していることが多く、債権管理業務に費やす時間が不足している部署がある。

これらは、少額債権や長期滞留債権を管理している部署に発生している傾向があり、債権管理に問題があればあるほど回収が進まず、結果として未収額を膨らませている要因となっていると考えられる。

このような問題を解決するために、市全体の共通マニュアルとなる基本方針を打ち出し、各部署における未収金マニュアルの整備をするとともに、人材育成が必要である。

市においても収納確保のために、全庁的な横断的な債権回収専門機関として企画された「債権対策室」の設置が実現せず、実態としては効果が出なかったのが現状である。そこで、次のような基本方針に基づく債権回収プロジェクトチームの設置を検討する必要がある。

- 債権回収業務を専門に行うプロジェクトチームを立ち上げる。
- プロジェクトチームは、任期付専属チームとし3年間設置する。
- プロジェクトチームは、市長直属の部署として全庁的対応を図る。
- プロジェクトチームメンバーは、債権管理担当者と協力して業務を遂行する。
- プロジェクトチームの債権回収対象債権の選定にあたっては、金額的重要性、かつ、質的重要性を鑑みる。
- 債権回収専門家の（任期付）採用を検討する。

債権回収プロジェクトチームの設置は、債権回収を図ることが一義的な目的であるが、プロジェクトチームの設置により、債権管理担当者への教育指導を図ることや、プロジェクトチーム経験者を債権管理担当部署へ再配置することで、債権管理部署の強化を図ることにつながると考えられる。

プロジェクトチームの設置にあたっては、チームメンバーのモチベーションを向上させるために、市政改革の一つと位置付け、債権管理の知識・経験の豊富な人材を登用することが望ましい。

（6）民間委託

ここまでは、市の内部の改善に向けた意見を述べてきたが、この項では、債権回収業務の民間委託について述べることとする。

市の現状としては、債権管理業務における民間委託の導入は進んでおらず、市職員で対応している状況である。収納確保のためには、市職員による対応だけでは債権回収体制が十分であるとは言えず、また、債権回収のノウハウを有する民間会社の活用でより効率的かつ効果的な回収が図れると考える。

滞納した未収金を回収するにあたっては、督促、債務者の調査、交渉等、案件別の対応が必要となり、債権回収のノウハウが必要となる。また、少額債権や長期にわたり回収実績のない債権については、現状では形式的に督促状のみを送付している場合があり、電話や戸別訪問による催告を実施することにより効果を発揮すると考えられる。電話による催告については、市職員よりコストの低い外部のコールセンターを活用するなどして、納付約束の取付けや納付書の送付等の比較的単純な周辺業務もあわせて行うことが有効と考える。戸別訪問による催告については、債権回収のノウハウをもつ債権回収業者や弁護士による回収委託を、成功報酬制により導入することが有効と考える。

これらを踏まえ、他自治体における業務委託実績や業務委託導入による費用対効果を十分に検討した上で、市においても民間委託の導入を積極的に進めるべきである。

以 上